

平成29年度

包括外部監査結果報告書

「随意契約及び当該随意契約を含む事業について」

徳島県包括外部監査人

野々木 靖 人

目 次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
第2章 監査の手順など.....	3
第3章 監査の結果及び意見.....	8
1 徳島県立防災センター展示装置等保守点検業務（危機管理政策課）	8
2 消防防災ヘリコプター予備部品及び特殊工具の購入（消防保安課）	13
3 第24回参議院議員通常選挙に係る諸印刷物の作成（市町村課）	21
4 県庁来庁者駐車場等整理業務（管財課）	28
5 徳島県6合同庁舎中央監視・自動制御設備保守点検他業務（管財課）	32
6 総合型地域スポーツクラブ運営力向上事業の委託（県民スポーツ課）	36
7 徳島県子どもの「家庭と学び」のサポート事業（地域福祉課）	42
8 徳島県介護実習・普及センター運営事業（長寿いきがい課）	49
9 介護職員によるたんの吸引等研修事業（長寿いきがい課）	57
10 高齢者いきいき生活サポート事業（長寿いきがい課）	64
11 徳島県認知症介護実践研修事業（長寿いきがい課）	71
12 中小企業の「稼ぐ力」サポート事業（四国4県連携販路開拓プロジェクト事業） （新未来産業課）	77
13 医療観光通訳育成・スキルアップ等事業（新未来産業課）	82
14 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（労働雇用戦略課）	88
15 魅力あふれる「阿波とくしま」観光誘客促進事業の企画及び実施業務 （観光政策課）	94
16 徳島県観光ガイドマップの購入（観光政策課）	99
17 v s 東京「おどる宝島！パスポート」キャンペーン事業実施業務 （観光政策課）	102
18 4Kライブラリー構築業務（観光政策課）	106
19 ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業 （観光政策課）	110

20	「秋の阿波おどり～阿波おどり大絵巻～」イベント実施委託業務 (観光政策課)	116
21	海外発信及び海外との関係強化推進事業の企画及び実施業務 (国際課) ...	121
22	徳島県外国人観光誘客促進事業 (V J 地方連携事業) の企画及び実施業務 (国際課)	127
23	徳島県外国人観光誘客促進事業の企画及び実施業務 (国際課)	132
24	地方創生インバウンド推進事業の企画及び実施業務 (国際課)	136
25	産業観光交流センター 音響反射板仕様検討業務・音響反射板製作業務 (にぎわいづくり課)	140
26	渦の道 床面蓋改修工事 (にぎわいづくり課)	148
27	「とくしまブランドギャラリー」整備事業 (もうかるブランド推進課) ...	152
28	とくしまブランド推進機構発進事業 (地方創生推進交付金対象事業) 業務 (もうかるブランド推進課)	160
29	水産種苗生産業務委託事業 (水産振興課)	164
30	エレベーター改修工事 (住宅課, にぎわいづくり課)	172
31	沖洲マリンターミナル維持管理業務 (東部県土整備局<徳島>)	180
32	駐車場設備の保守, 夜間警備及び維持管理業務 (東部県土整備局<徳島>)	186
第4章	まとめ.....	190

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する
条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

随意契約及び当該随意契約を含む事業について

(2) 監査対象機関

知事部局

(3) 監査の対象とした期間

平成28年度

3 監査を実施した期間

平成29年9月8日から平成30年3月29日まで

4 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁護士 野々木 靖 人

(2) 包括外部監査人補助者

弁護士 綾 野 隆 文

公認会計士 工 藤 誠 介

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法
第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定して

その者と契約を締結する方法をいう。

随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、特定の資産、信用、能力等のある業者を選定することができるなどのメリットがあるとされる。しかし、他方で、地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単に契約を当該業者と締結するだけでなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちとなるデメリットがあるとされる。

そのようなことから、随意契約によることができる場合は、法令により限定されている。

そこで、徳島県において、各随意契約が適正に締結されているか、各随意契約を含む事業の財務執行が適切に実施されているかを確認するため、外部監査を実施することとした。

7 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- (2) 各随意契約を含む事業が効率的・経済的に実施されているか。
- (3) 各事業の効果の測定や分析等が適切に行われているか。

第2章 監査の手順など

1 法令等

地方自治法第234条第2項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定めている。つまり、随意契約は、法令に定めた要件を充たす場合に限りしてすることができるものであることを明らかにしている。

そして、地方自治法施行令第167条の2第1項は、随意契約によることができる場合を、次のとおり定めている。

「地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。・・・」

2 地方自治法施行令を受けて、徳島県も随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を設けている。

その概要は、次のようなものである。

随意契約ガイドライン（抜粋）

本ガイドラインは、随意契約に関する透明性の確保及び事務処理の統一化を目的とし、法令等別に定めるもののほか、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用に必要な標準的な考え方を示すものである。

ここに、例示する項目は、可能性のある事案を記載したものであり、該当するものは直ちに適応すべきものとする趣旨ではないこと。また、例示したものに限定される趣旨のものではないことを考慮のうえ判断すること。

◇1号 少額の場合の随意契約（令第167条の2第1項第1号）

売買，貸借，請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては，予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

（契約事務規則30条の2別表）

1	工事又は製造の請負	250万円
2	財産の買入れ	160万円
3	物件の借入れ	80万円
4	財産の売払い	50万円
5	物件の貸付け	30万円
6	上記以外のもの	100万円

・この規定を受けて，予定価格が少額な場合として随意契約ができるのは，徳島県契約事務規則第30条の2規定（別表）により「工事又は製造の請負」250万円以下等それぞれの契約によって上限額が決められている。しかし，この場合随意契約によることを目的として，本来，一体的に扱うべき業務を分割すること，又は期間を分割すること等により，予定価格を恣意的に減額することは認められない。

◇2号 その性質又は目的が競争入札に適しないもの（令第167条の2第1項第2号）

不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- ・法令等で資格基準が定められており，当該業務の履行が特定の者に限定されるとき。
- ・特定地域の業者に発注する必要がある，業務の履行が可能な業者が特定の者に限定されるとき。
- ・特許権を有する技術を必要とする業務内容であるとき。
- ・特殊な設備，機器等の操作を要する業務であるため，業務の履行が可能な業者が特定の者に限定されるとき。（例コンピュータシステムの保守管理業務等）
- ・他の機関等と共同して行う必要があるなど特殊な事情を有する業務で効果的，効率的に遂行することが必要なとき。
- ・アイデア，企画，デザイン等を必要とし，価格競争では成果を期待し難い業務であるとき。
- ・目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき。
- ・購入先の特定業者に購入物品を修繕させるとき。 など

- ◇3号 福祉施設等から契約事務規則で定める手続により物品等を調達する契約をするとき（令第167条の2第1項第3号）
- ◇4号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から契約事務規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより知事の認定を受けた者から契約事務規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき（令第167条の2第1項第4号）
- ◇5号 緊急の必要によるもの（令第167条の2第1項第5号）
- ◇6号 競争入札に付することが不利なもの（令第167条の2第1項第6号）
- ◇7号 著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき（令第167条の2第1項第7号）
- ◇8号 入札者又は落札者がいないとき（令第167条の2第1項第8号）
- ◇9号 落札者が契約を締結しないとき（令第167条の2第1項第9号）

3 随意契約の具体的な流れ

(1) 予定価格の算定

ガイドラインは、予定価格を基準にして、随意契約ができる場合を定めている（1号）。契約の種類ごとに、ある程度少額なものは随意契約ができることとし、競争に付する手間を省略することができるようにしている。予定価格は、随意契約ができるかどうかを分類する最初のフィルターの役割を果たすことになる。

予定価格の金額をみると少額の場合による随意契約ができない場合であっても、他の理由による随意契約ができる場合がある。例えば、特殊な技術をもった者でなければできない事業を行う場合、その者と契約するほかない。ガイドラインも、その性質又は目的が競争入札に適しないものについては、随意契約によることができることを定めている（2号）。契約の内容がその者にしか履行できない場合には、随意契約によることになるのである。

ただ、そのような相手方と契約を締結する場合、相手方の示した金額をそのまま契約金額とするのでは、不適正な価格になるおそれがあることはいうまでもない。徳島県側で、いかに金額を査定するか、すなわち、予定価格をどのように算定する

かが決定的に重要な意味を持つことになる。

予定価格は以上のような重要な意味をもつものであることから、その算定についても、「競争入札の規定に準じて定めなければならない」とされている（徳島県契約事務規則第31条）。

予定価格の算定には、相応の根拠が必要とされているのである。

(2) 契約相手の選定及び見積書の提出依頼

次に、随意契約を締結する相手方が選定され、当該相手方に見積書を提出することが依頼される。

なお、徳島県契約事務規則第32条は、「随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上から見積書を提出させなければならない」としている。随意契約の場合にも事前に複数見積りを取ることが原則になっているが、性質上、契約の内容がその者にしか履行できない場合（2号）には、2人以上から見積書を入手することはできず、当該相手方のみから見積書を提出させることになる。

この場合、契約が不適正な価格になっていないかどうか、より注意深く検討されなければならない。

(3) 契約締結

提出された見積書の内容を精査し、契約内容（契約金額）が詰められ、契約書案が作成される。そして、実際に契約が締結される。

契約締結にあたっては、当事者双方の記名押印が契約書になされる。地方自治法第234条第5項は、契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるとしている。

当事者双方の記名押印が契約書になされたときに契約が確定するのであるから、いつ当事者双方の記名押印が揃ったのかは重要な意味を持つ。ただ、当事者双方の記名押印といっても、徳島県が先に契約書に記名押印することはおよそ考えられないので、契約確定の日は、後になされた徳島県の記名押印がなされた日ということになる。徳島県の記名押印がなされた日は、公印使用の日付で分かるので、当該公印使用の日付から確認できる。

契約が当事者双方の義務を定めるものである以上、その確定は、本来は事業の開始日になされるべきものであり、何らかの事情からそれが困難な場合であっても、できる限り早期に事務手続きがなされるべきであることはいうまでもない。

(4) 契約内容の履行

随意契約の相手方が、当該契約内容の義務を履行したことを、業務完了報告書等により、徳島県に報告する。徳島県は、その報告を受け、当該契約の内容が適切に履行されたことを確認できれば、業務完了承認等をする。業務完了承認等は、業務完了承認書等の送付によってなされるが、業務完了承認書等には公印が押印されるので、いつ業務完了承認書等が作成されたのかも、公印使用の日付から確認することができる。

4 随意契約は以上のような流れで行われるものであるところ、知事部局の随意契約は本庁各課だけで平成28年度は1,358件に上ることから、随意契約の概要を把握するため、まず、年額300万円以上のものについて、予備調査を始めた。本庁構成機関、総合県民局及び東部各局を含めて調査することとするが、公共工事に係る「用地及び補償費」等を除くこととした。その結果、418件の契約を抽出したが限られた時間内で一つひとつ調査することは事実上できないため、担当課から関係する文書、資料を取り寄せ、精査、分析したうえで、担当者に質問するとともにヒアリングを行いながら、監査の対象とするものを絞り込んだ。

その結果、最終的には、16の担当課（部局）の32事業中でなされた随意契約を監査の対象とすることとし、必要に応じて、当該随意契約を含む事業全体についても監査の対象とすることとした。

第3章 監査の結果及び意見

1 徳島県立防災センター展示装置等保守点検業務（危機管理政策課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

徳島県立防災センター展示装置等保守点検業務

イ 契約の相手方

株式会社T（以下この項目において「T社」という。）

（なお、同様の業務で以前に同じ相手方と契約したことはない。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 10,368,000円

平成28年度予算編成の際に機器の状態を確認し、同年度に行う保守点検業務の内容を打ち合せた。契約金額については、見積りを提出させてこれを精査し、必要最低限の経費で、展示装置の安全な運営を確保できるよう交渉した。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

徳島県立防災センターにおける展示体験施設（防災ガイダンス、地震体験、消火体験、風雨体験、煙体験、通報体験、VR避難体験、救命体験等）の各映像音響機器やメカ制御装置等の定期的な保守点検とオーバーホール、これら機器・装置等の修理、消耗品の交換を行う業務である。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

映像音響装置やメカ制御装置の保守点検やオーバーホールを適切に行うにあたっては、装置の構造やシステムプログラムを熟知している必要がある。

特に、制作会社の一品生産品（特注品）である地震体験や風雨体験などの体験装置で不具合が生じた場合、他の業者では、故障の原因究明、復旧に時間がかかることが予想され、当センターの運営に支障を来すと考えられる。

また、年間を通して、特注品を含む機器・装置等における消耗品の交換、故障した場合の迅速な対応が必要である。

さらに、当センターは年間296日（平成28年度）開館しており、体験の目玉である地震体験装置や風雨体験装置は、開館中フル稼働していることが多いため、来館者の安全の確保、事故防止の観点からも、保守点検には万全を期す必要がある。

T社は、当センターの展示体験装置の製作会社であり、機器のシステムを熟知し、複合製品である各機種との調整に必要な経験、技術、知識を有している。

また、地震体験装置等の展示装置は当業者の特注品であることから、分解、清掃、消耗品交換等保守点検を適切に行うことができる。

来館者の安全を確保した上で満足な環境を提供するために、展示体験装置を常に最適な状態で維持し、かつ独自のメカ制御装置やシステムプログラム等の不測の事態に迅速に対応することが可能である業者は当業者のみであり、当業者以外、展示装置の保守点検業務はできない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 内申書

危機管理部内で設けた選定委員会において、当該業務をT社に委託することについて検討した際の記録資料

作成年月日 平成28年3月8日

(イ) 予定価格の算定

10,400,000円と設定

(ウ) 見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための起案書

(立案年月日 平成28年3月18日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(エ) 見積書の提出

平成28年3月28日 10,368,000円

(オ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(カ) 委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 平成28年6月13日)

金額 10,368,000円

(キ) 委託業務完了報告書

作成日 平成29年3月31日

請求額 10,368,000円

(ク) 委託業務完了承認の決裁

委託先からの業務完了報告書の提出を受けて、業務完了承認をするための起
案書

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(ケ) 委託業務完了承認

(承認書記載の年月日 平成29年3月31日)

(公印使用の年月日 平成29年4月18日)

支払金額 10,368,000円

(2) 監査意見

ア 業務の内容から考えて、委託先が限られ、随意契約とすることは妥当である。

しかし、契約金額の妥当性の吟味が十分ではない。

つまり、予定価格を10,400,000円と設定した際の積算根拠が明確ではなく、委託先から見積書が提出された段階でもその見積書の金額(10,368,000円)の妥当性を検証した形跡が残されていない。このような状況のもと、委託先から提出された見積額どおりの契約を締結している。

しかし、これでは、契約金額の妥当性について十分な吟味がされていない可能性があるし、少なくとも十分な吟味がされたことを確認することができない。

予定価格の積算や、見積金額の妥当性吟味の方法として、本件事業については、例えば次のような工夫が考えられる。つまり、設備導入当初に、メンテナンスの見通しやその費用の概算について情報を得ておき、それを記録に残して引き継い

でおけば、その内容との比較を行うことが考えられる。なお、本件事業について、仮に導入時に情報を得ていないのであれば、今後、本件事業と同様に将来のメンテナンスを要するような設備を導入する際には、その見通しや費用の概算の情報を得るようにし、それを記録に残して、実際にメンテナンスを依頼するときの交渉材料に活用できるようにすべきである。

(意見)

見積書の内容を精査して減額交渉をすべきであり、減額交渉の過程を明確に残すべきである。

今後、本件事業に限らず、将来のメンテナンスを要する設備を導入する際には、メンテナンスの見通しや費用の概算に関する情報も収集し、それを記録化して引き継ぎ、メンテナンスを依頼する際の交渉材料に活用すべきである。

イ 見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、委託業務完了承認の決裁、いずれの起案書においても、決裁日の記載がなかった。

(意見)

見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、委託業務完了承認の決裁、いずれの起案書においても、決裁日の記載がなかった。

決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

ウ 委託業務完了承認の決裁を受けるための起案書において、「件名」欄の記載が砂消しゴムで訂正されている。

この点、徳島県文書規程第13条第1項第9号は「金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に押印すること」と定め、訂正方法が決められている。

そもそも、砂消しゴムで訂正すると、いつ誰が訂正したのかまったく不明確となる。そうすると、その訂正が適正な手続きを経てなされたものか否かの判断が

困難となる。砂消しゴムによる訂正を行うことは、事業が適正な手続きで行われたことの検証をできなくする。砂消しゴムによる訂正は、許されない。

(指摘)

委託業務完了承認の決裁を受けるための起案書において、「件名」欄の記載が砂消しゴムで訂正されていた。砂消しゴムによる訂正は、許されない。

2 消防防災ヘリコプター予備部品及び特殊工具の購入（消防保安課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

ヘリコプター新機種に係る予備部品及び特殊工具の購入

イ 契約の相手方

K株式会社（以下この項目において「K社」という。）

（なお、同様の業務で以前（平成9年度）に同じ相手方と契約したことがある。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単（緊急防災・減災事業債で充当し、その後の元利償還金についてはその70%が交付税措置される）

エ 契約金額 76,040,056円

新機種の納入業者がK社に決定したことから、同社に対し不具合発生時に調達に時間を要すると見込まれる予備部品及び必要な特殊工具のリストの提示を求め、運航委託業者の整備士の意見を踏まえながら、県において調達する物品を選定し、仕様を決定した。その後、その仕様に基づき当該物品についての見積りを徴し、県が確認の上、予定価格を決定している。

オ 契約期間等

契約年月日 平成28年12月16日

納入期限 平成29年3月24日

カ 業務の内容

予備部品は、ヘリコプターを構成するパーツのひとつであり、不具合が生じた場合は、修理・交換をしなければ飛行することはできない。事故や災害時における救急救助や消火活動を行うという消防防災ヘリコプターの特殊性に鑑み、不具合発生時に調達に時間を要する部品をあらかじめ保有し、運航が不能となる期間を可能な限り短縮するためあらかじめ予備部品を購入するものである。

また、特殊工具については、予備部品が決まらなければ特定できないことから、同時に購入したものである。

(ア) 予備部品

- ・機体側燃料ポンプ
- ・機体姿勢及び機首方位指示

- ・ジェネレータコントロールユニット
- ・センタ/パネル/ディスプレイシステム (VEMD, CPDS)
- ・センタ/パネル/ディスプレイシステム (CAD, CPDS)
- ・フライト・コントロール・ディスプレイシステム
- ・点火ジェネレーター
- ・N1/N2回転指示系統受感部

(イ) 特殊工具

- ・燃料ポンプ, カートリッジを交換するための工具
- ・圧力試験キット

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

K社は新機種の製造・販売メーカーであり、当該機種の部品は同社のみが製造・販売している。また、特殊工具は部品を簡便に確実に交換するために同社が設計・製造した工具であり、同社からしか購入できないため。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

K社からの見積書に基づき予定価格を算定している。

見積書の金額は、78,391,821円であり、これに対し予定価格を78,400,000円としている。

(イ) 物品購入計画書の提出

(立案年月日 平成28年7月8日)

(決裁年月日 平成28年7月8日)

(発送年月日 平成28年7月11日)

平成28年8月5日に予定されている、物品購入審査委員会へ物品購入計画書を提出するために、仕様書(案)、応札仕様書、カタログ、業者からの見積書を添付して立案した。

(ウ) 予備部品及び特殊工具の購入の執行委託(本来管財課のもとにある備品の発注権限を、消防保安課に移すこと)の決裁

(立案年月日 平成28年8月31日)

(決裁年月日 平成28年9月7日)

物品購入審査委員会の結果を受け、予備部品・特殊工具の購入について、管財課から消防保安課に執行委託するために、物品購入審査結果通知書(平成28年8月5日付)、物品購入計画書、仕様書(案)を添付して立案した。

(エ) 物品購入伺い

(立案年月日 平成28年9月13日)

(決裁年月日 平成28年9月26日)

予備部品・特殊工具の購入について、了承を得るため仕様書を添付して立案した。なお、予算額は78,400,000円であった。

(オ) 見積書の提出依頼

(立案年月日 平成28年9月29日)

(決裁年月日 平成28年10月3日)

(発送年月日 平成28年10月3日)

業者からの見積書を徴収するための、業者の選定理由書、消防保安課長から業者への見積書提出依頼書(案)、仕様書、業者詳細、予算書を添付して起案した。なお、予定価格は78,400,000円であった。

(カ) 売買契約(仮契約)の締結について

(立案年月日 平成28年10月25日)

(決裁年月日 平成28年10月25日)

(発送年月日 平成28年10月25日)

(公印年月日 平成28年11月2日)

売買契約(仮契約)を締結するため、売買契約書(案)、仕様書、見積書、議案書(案)、根拠法令を添付して起案した。K社から提出された見積書の見積額は、76,040,056円であり、その金額で、売買契約書(案)が作られた。

(キ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年10月25日)

支出負担行為額 76,040,056円

(ク) 売買契約についての議決証明について

(立案年月日 平成28年12月16日)

(決裁年月日 平成28年12月16日)

(発送年月日 平成28年12月20日)

(公印年月日 平成28年12月20日)

県議会での可決が本契約書の成立要件となっていることから、県議会議長の議決証明の発行を依頼するため、知事からの県議会議長あて議決証明書発行依頼書、議案書(第13号動産の取得について)、売買契約書(平成28年10月25日付)、個人情報取扱特記事項、仕様書を添付して起案した。

(ケ) 売買契約書の締結について

(立案年月日 平成28年12月16日)

(決裁年月日 記載なし)

本契約締結の許可を得るため、議案書(第13号動産の取得について)、売買契約書(平成28年10月25日、平成28年12月16日付)、個人情報取扱特記事項を添付して起案した。

なお、契約金額は76,040,056円であった。

(ク) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年12月16日)

支出負担行為額 76,040,056円

(カ) 売買契約について

(立案年月日 平成28年12月22日)

(決裁年月日 平成28年12月28日)

(発送年月日 平成28年12月28日)

平成28年12月16日、県議会において議決され、同日付で契約が成立したことから、業者あての通知書(消防保安課長名義)、議会の議決証明書、売買契約書(平成28年10月25日付)、個人情報取扱特記事項、仕様書、物品購入審査結果通知書を添付して起案した。

(キ) 落札者等の公示について

(立案年月日 平成29年2月13日)

(決裁年月日 平成29年2月14日)

物品名、落札者、契約方法、契約金額等を公示するため、公示原案、関係政令・規則、売買契約書(平成28年10月25日、平成28年12月16日付)、

個人情報取扱特記事項を添付して起案した。

(ス) 納品・検収

(納品日 平成29年3月17日)

(検収日 平成29年3月17日)

納品後、消防保安課の検収が実施された。

(セ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年4月19日)

支出命令額 76,040,056円

(2) 事業内容

ア 所属名

消防保安課 (消防総務費)

イ 事業名

消防防災ヘリ充実強化事業

ウ 事業概要・目的

消防防災ヘリコプターは、消火、捜索、救助、救急及び情報収集等の多岐にわたる任務を行っており、東日本大震災では、本県の消防防災ヘリコプター「うずしお」をはじめとする全国の消防防災ヘリコプターが緊急消防援助隊の航空部隊として被災地の情報収集、消火、救助、救急、物資搬送などを実施した。消防防災ヘリコプターは、優れた機動力を持ち、消防活動・災害対応に必要不可欠なものとなっている。

このような状況のもと、平成10年6月から運航している本県の消防防災ヘリコプターは、導入後19年が経過しており、今後も発生が懸念される「南海トラフの巨大地震」をはじめとする大規模災害や日常的に発生する捜索、救急救助、消火等の事案に適切に対応していく必要があるため、ヘリコプターの機体更新及び資機材の整備を行った。

具体的には消防防災ヘリコプターを更新するとともに、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)を搭載することにより機能強化を図り、併せて自走式発電装置、安定化電源装置、充放電装置、けん引車を更新するとともに、調達に時間を要する予備部品等を整備する事業である。

なお、本事業は次の2事業となっている。

(ア) 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線は、平成28年5月までにアナログ方式からデジタル方式に移行されることから、消防防災ヘリコプターの無線及び航空隊事務所の消防救急無線のデジタル化への整備を行った。

(イ) 新機体に必要な予備部品の整備

新機種導入に必要な予備部品及び特殊工具、自走式電源車、けん引車、安定化直流電流装置並びにバッテリー充放電装置を整備した。

以上の2事業のうち、当該随意契約が含まれるのは(イ)の事業のうち、新機種導入に必要な予備部品及び特殊工具の整備事業である。

エ 事業費

本事業の総予算額は2,130,656,000円であるが、そのうち決算額で76,040,056円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 随意契約について相手先の選定方法について

当該契約は特命随意契約（一者随意契約）となっており、その内容からも相手先はK社しか考えられず、選定方法には何ら問題はない。

(イ) 手続きの流れについて

時系列的に問題はなく、また物品購入改善マニュアルに従って手続きが行われており概ね問題はない。

(意見)

本契約締結の許可を得るための起案書に決裁年月日の記載がなかった。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

イ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は消防防災ヘリコプターの更新・機能強化及びその周辺機器を更新・調

達する事業である。

(問題の所在)

消防防災ヘリコプター本体の更新契約については諸般の事情により平成29年度に明許繰越されたが、予備部品等の売買契約については平成28年度に成立していることから、本体が納品される前に予備部品等が納品される結果となってしまった。

本来ならば予備部品等も明許繰越したいところであるが、平成28年度中に予算執行しておかないと事業債の対象にならない恐れもあることから、県はやむを得ず予備部品等の契約締結・納品に至ったのである。

予備部品等については、現在県の方で保管しているということであるが、災害等による毀損等のリスクが低いとはいえず生じてしまう結果となっている。

(意見)

予備部品等の保管問題が生じないように、予備部品等の納入時期をヘリコプター本体の納入時期に合わせることに、保管期間を延長した場合の保管費用の増額も含めて、繰越の措置を検討するべきであった。

(問題の所在)

ヘリコプター本体の契約は競争入札になっており、K社が落札している。本来であれば、予備部品及び特殊工具を含めた契約で、本体とともに競争入札したいところであるが、WTO協定の制約上、本体と予備部品等の契約を別々のものとせざるを得なかった。そのため、予備部品及び特殊工具の購入については、K社と随意契約を締結することになった。

そのような手続きになったことは、WTO協定の制約上やむを得ないが、しかし、そのような手続きにした場合、随意契約した予備部品及び特殊工具の契約金額が過大となり、結果的に本体の契約を落札できなかった他社等の競合製品を購入した場合より、本体を含めた全体としての契約金額が高くなってしまふ恐れがあることも否定はできない。今回の一連の手続きにおいても、県は、見積書の「正価」の金額どおり予定価格を算定し、その後、仮契約の締結時に約3%低く算出

された見積書が提出されたため、その金額で契約している。外形的には、製品の供給先のK社の提示した価格をそのまま取引価格としている。一連の手続きの中で、県の側においてどのように予定価格などの金額の適正性をチェックしたのかは確認できない。

(意見)

本事業の契約金額（76,040,056円）は、予定価格（78,400,000円）に対し、約3%低くはなっているが、一連の手続きの流れの中で、予定価格などの金額の適正性をどのようにチェックしたのか分からない。他県等の取引事例を参考に予定価格を算定すべきであるし、そもそも本件と同じ機種を購入した他県においては、予備部品や特殊工具を購入しないという選択をしたところもあるようなので、本事業の予算を組む段階で、購入する予備部品や特殊工具の範囲を、その金額も考慮に入れながら検討すべきである。

3 第24回参議院議員通常選挙に係る諸印刷物の作成（市町村課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

第24回参議院議員通常選挙に関する投票用紙等の印刷物を作成する

イ 契約の相手方

株式会社M（以下この項目において「M社」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

国補

エ 契約金額 12,193,978円

過去の同内容の契約に照らし、交渉を行ったが、印刷体制の見直し（県職員の業務の一部を業者対応に変更）や用紙の変更により、契約金額は増加した。

オ 業務の内容

第24回参議院議員通常選挙に関する投票用紙、氏名掲示、選挙公報（選挙区）の印刷業務

カ 契約期間等

契約年月日 平成28年5月20日

納入期限 平成28年7月10日

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

選挙日程の関係から、印刷に要する期間は限定され、かつ短期間であり、当課の管理監督下とはいえ、正確かつ迅速に処理するためには、十分な経験、実績のある業者に発注しなければならない。

その点において、M社は過去20年以上にわたり、選挙関係印刷物を受注しており、その間、県選挙管理委員会との連携した作業を重ねることにより、選挙関係印刷物についての経験、ノウハウを蓄積しており、県内には他に実績を有する業者がない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

- (ア) 執行委託（本来管財課のもとにある印刷物の発注権限を、市町村課に移すこと）の決裁

執行委託を受けるための起案書

(立案年月日 平成28年5月9日)

(決裁年月日 5月18日 (鉛筆書き))

支出予定金額が砂消しゴムで訂正され、12,500,000円となっている。

(イ) 見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための起案書

(立案年月日 平成28年5月18日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(ウ) 見積書の提出

平成28年5月18日 8,984,866円

(エ) 委託契約の締結の決裁

(立案年月日 平成28年5月20日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(オ) 委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年5月20日)

(公印使用の年月日 平成28年9月1日)

金額 8,984,866円

(カ) 契約変更のための見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための起案書

(立案年月日 平成28年6月24日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(キ) 見積書の提出

平成28年6月24日 3,209,112円

(ク) 変更契約の締結の決裁

(立案年月日 平成28年6月24日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(ケ) 変更契約書

(契約書記載の年月日 平成28年6月24日)

(公印使用の年月日 平成28年10月18日)

金額 12,193,978円

(コ) 検収承認書

平成28年6月28日

(ク) 請求書

平成28年10月24日

(シ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年10月24日)

支出命令額 12,193,978円

(2) 監査意見

ア 砂消しゴムによる書き換えについて

(ア) 執行委託を受けるための起案書が、平成28年5月9日に立案され、同月18日に決裁されている。その起案書には、当初、支出予定金額が「9,500,000円」と記載されていた。

(イ) 平成28年5月18日、印刷（投票用紙、氏名掲示、選挙公報）に合計950万円程度を要するとの見込みが立てられ、その予算額で執行委託伺いを立案し、平成28年5月18日に管財課から執行委託を受けた。

(ウ) 平成28年5月18日、見積書の提出を依頼し、委託先から合計8,984,866円の見積書を徴収した。その内訳は、投票用紙5,671,296円、氏名掲示778円、選挙公報3,312,792円であった。

(エ) かかる見積りに基づき、平成28年5月20日に、委託額8,984,866円の契約を締結し、委託先は印刷を実行した。

(オ) その後、選挙公報について再印刷が必要となった（この点に関する事情は後述する）。

そこで、同年6月24日に、追加印刷3,209,112円分の見積りを徴して、変更契約した。

その際、管財課に連絡し新たな執行委託は不要であることを確認し、当初の執行委託伺いの「9, 500, 000円」という記載を、砂消しゴムで消し、「12, 500, 000円」に書き換えた。

- (カ) 県契約事務規則第31条は、随意契約の場合であっても、予定価格は競争入札の場合に準じて定めなければならないとしている。見積書にある金額が適正な価格であるか否かを判断したうえで、契約できるようにするために、予定価格が必要とされている。

しかし、本事業においては、当初の見積徴収伺い（5月18日立案）にも2つ目の見積徴収伺い（6月24日立案）にも、予定価格は記載されていない。担当課によると、当初の執行委託伺いの「支出予定金額9, 500, 000円」及び書き換えた「支出予定金額12, 500, 000円」は、予定価格の意味で記載したものであるという。

しかしながら、執行委託伺いとは性質の異なる別個の書類である。執行委託伺いに支出予定金額を記載したからといって、見積徴収伺いに予定価格を記載したのと同じと言えるものではない。

(指摘)

執行委託伺いの「支出予定金額」欄の「9, 500, 000円」という記載が、砂消しゴムで「12, 500, 000円」に書き換えられていた。決裁済みの書類の「支出予定金額」欄の記載を砂消しゴムで書き換えることは許されない。

(指摘)

予定価格を設定した書類が確認できないのは、県契約事務規則第31条に反するものである。予定価格を見積徴収伺いに記載するなど、今後はこのようにすることがないように留意していただきたい。

- イ 再印刷が必要となった事情について

選挙公報の印刷は、次のような経過で進められる事業である。

- ①合同選管（徳島県と高知県が合区されたことに伴い設置された機関）

が各候補者に原稿用紙を交付する。

②各候補者が合同選管に原稿を提出する。

③合同選管が原版を作成する。

④合同選管が原版を各県選管に渡す。

⑤各県選管が印刷する。

今回、合同選管が各候補者に交付した原稿用紙には、薄い緑色の外枠が印刷されており、外枠は、1.5mmという一定の幅が設けられていた。合同選管は、各候補者に対して、「縦23.0cm、横37.5cm、拡大縮小せずそのまま印刷する」とは告知したが、「枠の内側」に納まるよう原稿を作成するようには告知していなかった。

その結果、候補者3名のうち2名は外枠の内側に納まるように原稿を作成したが、候補者の1名が、外枠の外側まで使用して原稿を作成するという事態が発生した。

平成28年6月22日に、そのような原稿が合同選管に提出され、合同選管は、候補者から提出された原稿を、同月22日に本件委託先に交付した。

本件委託先は同日、原版を作成し、同月23日には合同選管に原版を提出するとともに、原版を利用した試刷り原稿も提出した。この際、委託先は、枠の外側まで使用していた1名分を縮小して印刷し、それに合わせて他の2名分も同じ割合で縮小して印刷した。

試刷り原稿の配布を受けた徳島県選管は同月24日、一旦は印刷を指示したが、高知県選管の意見も受け、外枠の内側に納まるように原稿を作成した2名の候補者の作成意図を尊重するべきであるとの観点から、再印刷することを決定した。

(意見)

各候補者から原稿を受領した際に、その内容を十分に確認するべきであったし、委託先の印刷業者から原版及び試刷り原稿を受領した際にも、その内容を十分に確認するべきであった。そのようにすることにより、再印刷しなくて済んだ可能性がある。

ウ 2号随意契約の是非について

本事業が2号随意契約とされた理由は、上記のとおり「本件委託先は十分な実績と経験を有しており、県内には他に実績を有する業者がない」ことにあるとされている。

しかし、他の業者が実績を持たないことを理由に本件委託先との2号随意契約を続けていれば、同一業者と契約する状況が続かざるを得ない。

技術的に他の業者では不可能であるというなら格別、実績に基づく確実性だけでは、多数の印刷業者が存在する状況下で2号随意契約の理由が成り立つとは思われない。

この点、「過去の実績」以外の理由について担当課に説明を求めたところ、①短時間で大量の印刷が可能であること、②印刷所内への選管職員の立ち合いが可能であること、③徳島市も本件委託先に発注していること、が挙げられた。

しかし、③が2号随意契約の理由とならないことは明らかであるし、①と②については入札の際に条件を加えれば足りる（全国的にみれば競争入札を行っている自治体は存在している）。②に関連して、県庁舎から近い場所に印刷所が存在することが必要であるなら、その点も条件に加えれば足りる。

(意見)

実績に基づく確実性を評価するだけでは、多数の印刷業者が存在する状況下では2号随意契約の理由が成り立つとは思われない。

「過去の実績」以外の理由については、入札の際の条件を工夫することで対応できると思われる。

本事業については、2号随意契約とする合理的な理由がないと思われるので、競争入札の導入を考えるべきである。

エ 本事業において、当初の契約書に記載された年月日は平成28年5月20日であり、変更契約の契約書に記載された年月日は平成28年6月24日である。しかし、公印が使用されたのは、当初の契約書が平成28年9月1日、変更契約書が10月18日である。

つまり、当初の契約書については3か月以上、変更契約書については4か月近

く遅れている。本事業について検収承認がなされたのが6月28日であるから、いずれの契約書も、検収承認後に作成されたことになる。これはあまりにも遅すぎる。

(意見)

当初の契約書に記載された年月日が平成28年5月20日であり、公印が使用されたのが平成28年9月1日である。変更契約の契約書に記載された年月日が平成28年6月24日であり、公印が使用されたのが平成28年10月18日である。これらは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。

オ 執行委託伺の決裁日の記載が鉛筆書きであった。

そもそも鉛筆書きで記載する目的が不明である。後に整合性のある日に書き換える余地を残そうとしたとも捉えられかねないことであり、不適切である。

(意見)

執行委託伺の決裁日の記載が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。

カ 見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、変更契約に関する見積書の提出依頼、変更契約締結の決裁、いずれの起案書においても、決裁日の記載がなかった。

(意見)

見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、変更契約に関する見積書の提出依頼、変更契約締結の決裁、いずれの起案書においても、決裁日の記載がなかった。

決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

4 県庁来庁者駐車場等整理業務（管財課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

整理案内

イ 契約の相手方

T株式会社（以下この項目において「T社」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 9,855,000円

業務内容を提示し、両者間で確認している。契約金額については、発注者の積算方法で予定価格を設定したうえで、見積を徴し、予定価格の範囲内で契約しているため、交渉はしていない。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

県庁来庁者駐車場等の整理業務（駐車整理券の発券・回収、電気自動車充電器の管理、駐車場・駐輪場内の整理作業）

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

T社は、本州四国連絡橋の設置により影響を受ける海運関係者の離職者対策として、本県も出資して設立された会社であり、業務としては、有料道路の料金徴収や地方自治体が所有する施設等の管理運営を行っているため、業務に精通している。また、同社に委託することにより、離職者対策に大いに寄与するものと思われる。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

10,320,591円

(イ) 施行伺書（執行及び見積提出依頼）

（立案年月日 平成28年3月14日）

（決裁年月日 平成28年3月16日）

(発送年月日 平成28年3月16日)

(ウ) 見積書

作成日 平成28年3月28日

見積額 9,125,000円(消費税抜き)

(エ) 契約締結伺

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(オ) 契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 平成28年4月5日)

金額 9,855,000円

(カ) 委託業務完了承認書

各月ごとに作成

合計金額 9,855,000円

(2) 監査意見

ア 本件業務は、一般的な駐車場管理業務である。効率性を重視するなら、常時複数名の職員を配置するよりも、自動発券機とカーゲートを設置する方が、経費は抑えられる。にもかかわらず、本件委託先に委託して職員を配置させていることをみると、本件事業の本質は、離職者対策にあることになる。

しかし、本件委託先の従業員総数70名(うち正社員22名)のうち、本州四国連絡橋の設置により影響を受けた離職者は、現在ではわずか3名に過ぎないとのことである。また、本件業務に実際に携わる離職者は、1名のみである(なお、本件委託先は、本件業務に実際に携わる人員につき、新規雇用を行っている)。

この点、委託先は私企業であるから、従業員の新規採用や、人員配置を自由に決定できる。しかし、本県がその委託先に離職者対策を趣旨として事業を委託するのであれば、委託先の雇用する離職者数に応じて、業務委託の範囲や内容を見直し、優遇措置を調整することは当然である。

特に、本件業務のように事業自体の効率が悪いものについては、離職者対策と

して必要かつ相当な範囲なものか、十分に検討しながら進める必要がある。

(意見)

委託先が雇用する離職者の数に応じて、業務委託の範囲や内容を見直し、優遇措置を調整していかなければならない。離職者対策の趣旨の範囲内であることを十分吟味しながら、事業継続の中身を検討すべきである。

イ 本事業では、委託先から毎月、委託業務完了検査請求書が県に提出され、県が完了承認をし、1か月分の委託料を支払うことになっている。

委託業務完了検査請求書は委託先が作成するものであり、その内容は委託先が決めるべきものである。

しかし、委託先から提出された委託業務完了検査請求書のうち、平成28年4月分から平成29年2月分までの11か月分の年月日の記載が砂消しゴムで書き換えられている。担当課によると、砂消しゴムによる書き換えは、相手方の了解を得た上で県の担当者によって行われたとのことである。委託業務完了検査請求書は、委託先が作成して県に送付するのであるから、その作成日と県が受領する日との間には、1日ないし数日のタイムラグが生じて当然であるにもかかわらず、担当者が、書類の作成日が県の受領日と揃っていないと誤った思い込みから、受領日に合わせて砂消しゴムでの書き換えを行ったとのことである。

そもそも、委託先から提出された文書の内容を、砂消しゴムで書き換えることが許されないことは言うまでもない。

(指摘)

委託先から提出された委託業務完了検査請求書に記載された年月日が、県の担当者によって砂消しゴムで書き換えられていた。相手方の了解を得た上とはいえ、委託先から提出された文書の内容を、砂消しゴムで書き換えることは許されない。

ウ 委託契約締結の決裁の起案書において、決裁日の記載がなかった。

(意見)

委託契約締結の決裁の起案書において、決裁日の記載がなかった。

決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

5 徳島県 6 合同庁舎中央監視・自動制御設備保守点検他業務（管財課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

設備保守

イ 契約の相手方

A株式会社

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 3,920,400円

平成27年度に実施した「庁舎エネルギーマネジメント事業」の中で、具体的な委託内容（仕様）を提示させ、これを今回の契約に反映させている。また、契約金額についても、同事業の実施結果を踏まえ、最終的な委託金額を再度提示させた。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

6合同庁舎の中央監視及び自動制御設備の保守点検並びに運用改善提案業務一式

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

本業務は、6合同庁舎（徳島・吉野川・阿南・美波・美馬・三好庁舎）における中央監視制御設備及び空調用自動制御設備の保守点検並びに庁舎における消費エネルギー量の削減を目的とした運用改善提案業務を行うものであり、その具体的な業務手法等は、平成27年度に実施した「庁舎エネルギーマネジメント推進事業」の受注者から提出された技術提案書（維持管理提案・事業実施の効果に対する提案）によるものとなる。よって、同事業の受注者であるA株式会社（契約の相手方は、同社の保守点検・コンサルティング業務等を行っている社内組織（ビルシステムカンパニー））と随意契約するものである。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

3, 996, 000円と設定

(イ) 施行伺書（執行及び見積提出依頼）

（立案年月日 平成28年3月14日）

（決裁年月日 記載なし）

（発送年月日 記載なし）

(ウ) 見積書

作成日 平成28年3月30日

見積額 3, 920, 400円

(エ) 契約締結伺

（立案年月日 平成28年4月1日）

（決裁年月日 記載なし）

（発送年月日 記載なし）

契約金額 3, 920, 400円

(オ) 委託契約の締結

（契約書記載の年月日 平成28年4月1日）

（公印使用の年月日 平成28年4月20日）

金額 3, 920, 400円

(カ) 委託業務完了承認書

各月ごとに作成

合計金額 3, 920, 400円

(2) 監査意見

ア 本件事業は、もともと、平成27年度に行われた「庁舎エネルギーマネジメント推進事業」のプロポーザルにおいて、本件委託先から「従来5, 101, 000円を要していた本件事業について、3, 996, 000円に削減可能である。」という提案がなされたことに基づいて、実施されたものである。

かかる経緯から、予定価格が3, 996, 000円とされたものである。

よって、2号随意契約によったこと、委託先の選定、予定価格の定め方、いずれも問題ない。

イ 委託契約書上、前文に当事者の記載がないため、契約当事者の表示は末尾のみになされているところ、その契約当事者である「受注者」が「A株式会社ビルシステムカンパニー高松営業所所長 I」とされている。

しかし、本件事業の委託契約の相手方は、「A株式会社ビルシステムカンパニー高松営業所所長 I」ではなく「A株式会社」である。よって、委託契約書にも、契約当事者として「A株式会社」という記載が必要である。本件のように、契約当事者の代理人である支店長等との間で契約書を取り交わす場合、前文に当事者の記載がない以上、契約書の末尾には、次のように記載すべきである。

「 所在地
会社名
代表取締役 氏名
上記代理人
（支店の）所在地
●●会社●●支店
支店長 氏名 印 」

このような記載方法は、本県の契約事務講座資料で周知されているとおりである。

（意見）

契約当事者の代理人である支店長等との間で契約書を取り交わす場合、前文に当事者の記載がない以上、委託契約書の末尾の「受注者」は、まず契約の主体である「A株式会社」について記載し、そのうえで、「A株式会社」の代理人である「高松営業所所長」について記載すべきである。

ウ 見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、いずれにも決裁日の記載がなかった。

（意見）

見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、いずれにも決裁日の記載がなかった。

決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

6 総合型地域スポーツクラブ運営力向上事業の委託（県民スポーツ課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

総合型地域スポーツクラブに対する多面的支援の実施による機能強化業務

イ 契約の相手方

一般財団法人T財団（以下この項目において「財団」という。）

（なお、同様の業務で以前に財団と契約したことはあるが、県の予算が減額されたため、契約金額も下がっている。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 8,600,000円

仕様書により見積りを依頼し、契約金額を決定した。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

当該随意契約の業務内容は、以下の4つから構成されている。

(ア) クラブマネジャー等養成事業（354,000円）

それぞれの総合型クラブの運営状況や規模に応じた『事業企画力』『経営力』等に関する知識をクラブマネジャー等が習得し、クラブの運営力の向上を図る。

(イ) スポーツ指導者派遣事業（256,000円）

多様化する地域住民のスポーツニーズに対応できるよう登録スポーツ指導者等を総合型クラブの要請に応じて派遣し、総合型クラブのプログラムサービスの充実を図る。

(ウ) 情報発信事業（279,000円）

県内の医療機関等の施設に、各地で設置されている総合型クラブの活動内容等を周知することで、利用者のスポーツ参加機会の向上を図るとともに、総合型クラブの認知度の向上を目指す。

(エ) 地域スポーツセンター運営費、旅費、人件費等（7,711,000円）

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

財団は、平成15年度から文部科学省の委託事業として広域スポーツセンター

事業に着手しており、指導・助言に当たる専門的な知識や技能が豊富であるとともに、平成17年度から県単事業として継続的に総合型地域スポーツクラブを育成支援する事業を展開してきた経緯がある。

以上のことから、財団は委託業務を遂行する体制と人材を有しており、他に同様の能力を有する委託先はなく、この事業遂行については財団が適切であると判断したため。

以上の理由により、一者随意契約となりプロポーザル方式は採用していない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

前年度の実績に基づき予定価格8,600,000円を算定している。この予定価格の約9割は人件費であり、特定の者に係る給与等を見積り積算している。

(イ) 委託業務に係る見積の依頼

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

仕様書の承認と見積書を徴収依頼するため、仕様書(案)、事業別予算書、単位事業別積算表、県民スポーツ課長から財団への見積りの依頼書(案)を添付して立案している。

なお、仕様書に記載された予算額は8,600千円以内であった。

(ウ) 業務に係る委託契約

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(公印年月日 平成28年5月27日)

見積書を徴収したことを受け、財団との委託契約の締結および委託料の前金払をするために、委託契約書(案)(平成28年4月1日付)、個人情報取扱特記事項、仕様書、見積書(平成28年4月1日付)及びその明細、総合型地域スポーツクラブ運営力向上事業実施計画書、総合型地域スポーツクラブ運営力

向上事業資金計画，前金払の根拠・理由・内訳を添付して立案した。なお，前金払の内訳は以下のとおりである。

内訳： 6月 2, 384, 000円

8月 1, 280, 000円

10月 1, 210, 000円

12月 1, 864, 000円

2月 1, 862, 000円

(エ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年4月1日)

支出負担行為額 8, 600, 000円

(オ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年6月2日)

支出命令額 2, 384, 000円

(カ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年8月5日)

支出命令額 1, 280, 000円

(キ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年12月13日)

支出命令額 1, 210, 000円

(ク) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年12月13日)

支出命令額 1, 864, 000円

(ケ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年2月22日)

支出命令額 1, 862, 000円

(コ) 業務に係る委託業務完了承認書の交付について

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(公印年月日 平成29年5月10日)

委託業者である財団から業務完了報告書が提出され、内容を確認したところ適切と認められたことから、委託業務完了承認書の交付を行うため、委託業務完了承認書（案）（平成29年3月31日付）、財団からの委託業務完了報告書（経費の明細書含む）を添付して立案した。

(2) 事業内容

ア 所属名

県民スポーツ課

イ 事業名

スポーツの力で地域活性化事業

ウ 事業概要・目的

各地域に創設されている「総合型地域スポーツクラブ」に対して多面的な支援を行い機能強化を図ることによって、地域住民の誰もが「総合型地域スポーツクラブ」を大いに活用し、健康で豊かな生活が送れる地域社会づくりを実現できる基盤を作ることを目的とした事業である。

この事業は大きく分けて、以下の3つの事業に分けられる。

(ア) 総合型地域スポーツクラブ運営力向上事業

総合型地域スポーツクラブが安定した運営やスポーツニーズに迅速に対応するため、クラブマネジャーの養成や健康運動指導士・キッズインストラクター等、スポーツ指導者の総合型地域スポーツクラブへの派遣を行い、地域活動を支える人材育成と総合型クラブ等関係機関との連携強化を図り、スポーツを通じた地域の活性化を目指す事業である。

(イ) スポーツで課題解決支援事業

- a みんなでつくろう！健康とくしま県民会議の開催
- b 高齢者のロコモ予防実践モデル事業
- c メディカルフィットネス普及事業
- d スポーツサポーターリーダー養成事業
- e 災害時運動支援指導者事業
- f 高齢者のスポーツリーダー養成事業

(ウ) 地域活性化スポーツ共創事業

以上の3事業のうち、当該随意契約が含まれるのは(ア)の事業である。

エ 事業費

本事業の総予算額は11,771,000円であるが、そのうち決算額で8,600,000円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 相手先の選定について

随意契約の理由に記載したとおり、当該委託業務の特殊性からその選定方法に問題はない。

(イ) 手続きの流れについて

時系列的に問題はなく概ね妥当と思われるが、予定価格の算定方法に疑問がある。

(意見)

本事業の予定価格の約9割を占めているのが人件費であることから、予定価格の算定に当たっては前年度実績を参考にするだけでなく、特定の者の確定等、相手先と十分調整・検討し積算すべきではないだろうか。

ただ、予定価格の算定期限では本事業を担当する者が決まっていないことから、とりあえず暫定的に金額を決定しておき、担当者が決まった段階で契約を締結するように今後は進めていただきたい。

(意見)

すべての起案書に決裁年月日、発送年月日の記載がなかった。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

イ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は「総合型地域スポーツクラブ」を支援し機能強化を図ることにより、

地域住民の誰もが健康で豊かな生活が送れる地域社会づくりを実現できる基盤を作ることを目的とした事業であるが、その総予算の7割超を占めるのが当該随意契約に基づく事業である。したがって本事業において当該随意契約が持つ重要性はかなり大きなものと言わざるを得ない。

(問題の所在)

このような状況のもと、県は財団に対し前金払をするとともに、財団から提出された業務完了報告書のみを検討することにより事業を終結しており、その際に出勤簿、賃金台帳、領収書等の証憑類との突合は行っていないのが現状である。

(意見)

業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。

7 徳島県子どもの「家庭と学び」のサポート事業（地域福祉課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

生活困窮家庭の子どもに対し学習の支援を行う事業

イ 契約の相手方

一般社団法人T（以下この項目において「法人T」という。）

平成27年度に契約をしているが、契約内容が相違している。平成28年度の方が契約内容も多く、金額的にも多くなっている。

ウ 国庫補助・県単の別

国庫補助 1 / 2

エ 契約金額 6,950,000円

契約金額については、公募の際に提示した仕様書に即した企画提案であったため、特段の打ち合わせや交渉は要しなかった。

オ 契約期間 平成28年5月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

- (ア) 生活困窮世帯の子供を対象に学習教室を開催し、高校進学を支援する。
- (イ) 学習教室に通う子供や保護者の相談に応じ、家庭生活の不安軽減を支援する。
- (ウ) 学習教室の卒業生が高校進学後に中退しないよう、引き続き相談に応じる。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

本事業の展開には、学習指導だけでなく、中学校や町教育委員会との連絡調整や開催場所の手配等、複合的な業務を遂行できる能力が求められる。このため、金額だけでなく事業展開についての詳細なプレゼンテーションを受けた上で慎重に事業者を決定する必要がある。

そこでプロポーザル方式によって採用した企画提案者と随意契約をしている。

ク 決算額 6,950,000円

ケ 手続きの流れ

(ア) 予定価格の算定

人件費、報酬費、旅費等を当初予算で見積り、その総額から所管課事務費を差し引いて委託料の上限額を決定している。

なお、上限額は6,950,000円だった。

(イ) 本事業の業務委託

(立案年月日 平成28年3月9日)

(決裁年月日 平成 年 月10日)年,月記載なし,日のみ鉛筆書き

(発送年月日 平成 年 月15日)年,月記載なし,日のみ鉛筆書き

実施要項を制定のうえ、委託先事業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、募集要項を県のホームページに掲載するため、事業実施要領、委託先選定スケジュール(案)、企画提案募集要領、個人情報取扱特記事項を添付して立案した。

なお、スケジュールは以下のとおりである。

平成28年3月15日(火) ホームページ掲載

平成28年3月29日(火) プロポーザル実施に係る説明会

平成28年4月 4日(月) 参加表明書の提出期限(持参に限る)

平成28年4月13日(水) 企画提案書の提出期限(持参に限る)

(ウ) 委託事業者選定委員会の設置

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 平成 年 月1日)年,月記載なし,日のみ鉛筆書き

(発送年月日 記載なし)

委託事業者を公正かつ適正に選定するため選定委員会を設置し、委員就任及び選定委員会への出席を依頼するために、委員会設置要領、委員会委員名簿、就任依頼書を添付して立案した。

(エ) 選定委員会への出席

(立案年月日 平成28年4月5日)

(決裁年月日 平成 年 月5日)年,月記載なし,日のみ鉛筆書き

(発送年月日 平成 年 月5日)年,月記載なし,日のみ鉛筆書き

企画提案に参加することを表明した団体に対し、選定委員会において事業計画等の提案説明を行うことを依頼するため、出席依頼書、法人Tからの参加表明書、法人Tの定期総会資料を添付して立案した。

(オ) 企画提案書の審査結果

(立案年月日 平成28年4月20日)

(決裁年月日 平成 年 月 20日)年, 月記載なし, 日のみ鉛筆書き

(発送年月日 平成 年 月 21日)年, 月記載なし, 日のみ鉛筆書き

(公印年月日 平成28年4月21日)

選定委員会において委託事業者として「適当」とであると判断された団体に対し審査結果を通知するため, 企画提案書の審査結果通知, 審査結果, 選定委員会の次第及び設置要領, 企画提案書を添付して立案した。

(カ) 本事業の業務委託について

(立案年月日 平成28年4月20日)

(決裁年月日 平成 年 月 20日)年, 月記載なし, 日のみ鉛筆書き

(発送年月日 平成 年 月 21日)年, 月記載なし, 日のみ鉛筆書き

委託事業者に決定した団体に対し見積書を徴収するため, 見積依頼書, 業務仕様書を添付して立案した。

(キ) 本事業における学習支援業務の委託の承認について

(立案年月日 平成28年5月1日)

(決裁年月日 平成 年 月 1日)年, 月記載なし, 日のみ鉛筆書き

(発送年月日 平成 年 月 1日)年, 月記載なし, 日のみ鉛筆書き

業務委託先の団体より学習支援業務の再委託の承認依頼があり, その内容を確認したところ適当と認められたため, 承認の通知書, 委託事業者から提出された再委託に係る委託契約書(案)を添付して立案した。

なお, 再委託先は一般社団法人Mであった。

(ク) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年5月1日)

(公印年月日 平成28年10月24日)

支出負担行為額 6, 950, 000円

なお, 前金払の承認申請あり。

(ケ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年11月25日)

支出命令額 4, 500, 000円

(コ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年1月30日)

支出命令額 2, 000, 000円

(サ) 本事業の委託契約に係る完了承認について

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 平成29年3月31日)

(公印年月日 平成29年5月11日)

業務委託先から委託業務完了報告書の提出があり、その内容を審査したところ適正と認められたことにより、その承認をするため委託業務完了承認書(案)(平成29年3月31日付)、委託業務完了報告書(経費の明細書添付)(平成29年3月31日付)を添付して立案した。

(シ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年5月12日)

支出命令額 450, 000円

(2) 事業内容

ア 所属名

地域福祉課(社会福祉振興対策費)

イ 事業名

社会福祉振興対策事業

ウ 事業概要・目的

社会福祉増進のためには、地域住民の参画が不可欠であるため、社会福祉協議会等民間社会福祉団体の活動の充実を図るとともに、地域住民連携の社会づくりを推進するための事業である。

この事業は以下の13の事業に分かれている。

(ア) 地域福祉推進支援事業(2, 135, 000円)

(イ) 県社協運営強化事業費補助(30, 933, 000円)

(ウ) 社会福祉従事者研修事業費補助(15, 979, 000円)

(エ) 福祉人材センター運営事業(12, 487, 000円)

(オ) 日常生活自立支援事業費補助(49, 494, 000円)

(カ) 地域でまもる安心生活支援事業費補助(7, 000, 000円)

(キ) 運営適正化委員会設置運営事業費補助(7, 977, 000円)

- (ク) 福祉サービス第三者評価推進事業（731, 332円）
- (ケ) ユニバーサルデザインによるまちづくり推進事業（376, 720円）
- (コ) パーキングパーミット交付事業（832, 109円）
- (サ) 福祉・介護人材確保対策事業（69, 497, 000円）
- (シ) 生活困窮者自立支援事業（65, 150, 000円）
- (ス) 社会福祉法人経営労務管理改善支援事業（1, 806, 000円）

以上の13事業のうち、当該随意契約が含まれるのは(シ)の事業のうち「生活困窮家庭の子どもに対し学習の支援を行う事業」である。

エ 事業費

本事業の総予算額は276, 317, 000円であるが、そのうち決算額で6, 950, 000円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 相手先の選定方法について

説明会の開催時期、及び参加表明書の提出期限（持参）から企画提案書の提出期限（持参）までの期間が短すぎると思われる。

(イ) 手続きの流れについて

時系列的には問題はなく、おおむね適正である。

(問題の所在)

ホームページの掲載時期については問題ないが、説明会の開催がその2週間後になっていることに問題がある。その結果、説明会から参加表明書の提出期限まで土日を挟むと4日しかなく、さらに参加表明書の提出期限から企画提案書の提出期限まで同じように土日を挟み7日という短期間になってしまっている。確かにホームページへの掲載により本事業内容はある程度周知されているが、初めて参加する業者にとっては説明会こそが本事業内容を理解する唯一の機会である。

また、参加表明書の提出は持参とし、インターネットでの申し込みをしてい

ないことから、参加希望者にとってはかなりタイトと言わざるを得ない状況である。

(意見)

説明会の開催をもう少し早い時期に開催し、参加表明書の提出期限までの期間を十分にとっていただくとともに、参加表明書をインターネットでも受け付け、土日でも申し込みができる体制を確保することを検討していただきたい。

(意見)

決裁年月日、発送年月日の記載がないもの、あるいは記載があっても鉛筆書きのものが散見された。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。また、鉛筆書きでの記載は不適切である。

ア 当該随意契約が含まれる事業について。

本事業は生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに、就労その他の支援体制を整備することにより、生活困窮者自立支援法に基づく事業の推進を図ることを目的とした事業であり、その総予算額は65,150,000円である。その内、本事業の予算は6,950,000円(1割強)であるとともに、50%は国庫補助となっている。

なお、本事業の学習教室を卒業した生徒すべてが高校に進学しており、その成果は十分に実現されている。

(問題の所在)

本事業は学習教室、高校中退防止及び家庭相談支援という3つの事業に分かれている。このうち高校中退防止と家庭相談支援の事業は、生徒個人あるいはその家庭の事情の相談という極めてデリケートな事業であるとともに、個人情報が集積される事業でもある。

このような事業を毎年プロポーザル方式により業者を選定してもいいものか疑

問である。

また利用者からみても、毎年相談相手が変わるのではそこに信頼関係を築くこともできず、安心して相談することもできなくなってしまう。

(意見)

本事業を学習教室事業と高校中退防止・家庭相談事業に分割し、学習事業についてはプロポーザル方式、高校中退防止・家庭相談事業については随意契約を採用することを検討していただきたい。利用者目線に立てば、相談相手は同じであることが望ましいことは言うまでもなく、また個人情報の拡散を防止するためにも随意契約を採用すべきである。もし、分割できないのであれば本事業を一体として随意契約を締結することも検討していただきたい。行政の目線ではなく、利用者の有益性を一番に考えた事業にし、さらなる成果を生み出すよう事業を継続していくべきである。

(問題の所存)

県は委託業務の一部を再委託することを承認するとともに、法人Tに対し前金払をし、法人Tから提出された業務完了報告書のみを検討することにより事業を終結しており、その際に出勤簿、賃金台帳、領収書等の証憑類との突合は行っていないのが現状である。

(意見)

業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。

8 徳島県介護実習・普及センター運営事業（長寿いきがい課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

介護機器の展示・相談体制を整備し，介護機器の普及を図る。

イ 契約の相手方

社会福祉法人K（以下この項目において「法人K」という。）

（本事業については，国（厚生省）が平成6年に示した「新ゴールドプラン」において，平成11年度までに全都道府県に整備することと位置付けられたものである。平成4年に国より「介護実習・普及センター運営要綱」が示されており，民間団体への委託が可能となっているため，平成11年度より，法人Kと契約している。なお，契約内容及び委託金額については変更している。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 10,136,000円

当センターでの介護実習・普及事業の実施にあたっては，介護実習にかかるカリキュラムの選定，実習設備，危機の設備，情報提供事業の実施方策等について適切な事業計画を策定することを目的とした「徳島県介護実習・普及センター運営委員会」を設置しており，医療介護福祉関係者と県も同席し，適正な運営について協議したうえで契約内容に反映している。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

高齢者介護の実習等を通じて地域住民への介護知識，介護技術及び介護予防の普及を図るとともに，介護機器の展示・相談体制を整備し，介護機器の普及を図るための施設運営を行った。

なお，具体的な事業は以下のとおりである。

(ア) 介護やってみよう講座（高齢者疑似体験，福祉用具見学等）

受講生 294名

(イ) 介護のいろは教室（基本的な介護・技術を体系的に学ぶ教室を毎月実施）

受講生 293名

- (ウ) 地域で学ぶ介護予防教室（介護予防に関する出前講座）
受講生 557名
- (エ) 高齢者疑似体験セット等の貸し出し
貸し出し数 317
- (オ) 専門職ケアセミナー（専門テーマ別の演習を交えた研修）
受講生 173名
- (カ) 徹底！！スキルアップセミナー（介護について深く理解できるよう、演習を交えた研修）
受講生 183名
- (キ) 普通救急救命講習
受講生 75名
- (ク) 介護技術向上講座Ⅰ（訪問介護員を対象に、他職種連携でのチームアプローチを学ぶ）
受講生 176名
- (ケ) 介護技術向上講座Ⅱ（サービス提供責任者の選任要件を満たす訪問介護員を対象に、訪問介護計画も作成・展開技術を習得する）
受講生 44名

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- (ア) 法人Kが運営する福祉専門学校では、介護福祉士をはじめ、理学療法士、作業療法士等の専門職を養成し、開学20年を経過しており、介護実習に関するノウハウを持つ講師を活かした研修カリキュラムの実施や、他機関との連携を行うことができること。
- (イ) 備え付けの大型介護機器（階段昇降機や天井走行リフト等）も多く、介護機器の展示が常時可能なスペースが確保できること。
- (ウ) 団体が講義・実習の受講可能な十分な広さを持つ研修会場が備わっていること。

以上のようなハード面、ソフト面の条件を備えた資源があるのは、県内には法人Kのみであるという理由で随意契約を締結した。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

平成27年度の予算要求額を基に、中身は多少変更してはいるが、平成27年度と同額を設定している。

(イ) 見積書の提出依頼

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

法人Kに対し見積書の提出を依頼するため、見積依頼書、業務仕様書、事業実施要項を添付し立案した。

なお、委託予算額は10,136,000円であった。

(ウ) 委託契約の締結

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

委託契約を締結するため、委託契約書(案)、見積書(詳細の記載はなく人件費と事業費の内訳のみ記載)を添付し立案した。

なお、見積書、委託契約書の委託料は、ともに10,136,000円であった。

(エ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 平成28年4月25日)

支出負担行為額 10,136,000円

(オ) 委託業務計画書の承認

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成28年4月28日)

法人Kから提出された委託業務計画書が適当と認められたことにより、その承認をしたことの通知の許可を得るため、承認通知(案)、委託業務計画書を添

付して立案した。

(カ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年5月2日)

支出命令額 2,900,000円

(キ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年7月1日)

支出命令額 3,100,000円

(ク) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年10月3日)

支出命令額 3,700,000円

(ケ) 委託業務の完了承認

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年5月16日)

委託業務が完了し、法人Kから委託業務完了報告書の提出があり、精査したところ適当と認められたことにより、その承認をするため委託業務完了承認書(案)、委託業務完了報告書、委託料精算書を添付し起案した。

(コ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年5月16日)

支出命令額 436,000円

(2) 事業内容

ア 所属名

長寿いきがい課 (老人福祉費)

イ 事業名

長寿社会対策事業

ウ 事業概要・目的

21世紀における本格的な高齢社会を迎え、長寿社会対策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部局相互の密接な連携を確保するとともに、明るい長寿社会づくりを推進するため、高齢者の生きがいと健康づくりなどに関する各種

事業を実施している。

この事業は以下の6つの事業に分かれている。

- (ア) 公益財団法人とくしま「あい」ランド推進協議会運営事業
- (イ) 敬老理念普及事業
- (ウ) 高齢者総合相談センター（シルバー110番）運営事業
- (エ) 介護実習・普及センター運営事業
- (オ) 高齢者安全安心普及事業
- (カ) 権利擁護人材育成事業

以上の事業のうち、当該随意契約が含まれるのは（エ）の事業である。

エ 事業費

本事業の総予算額は151,746,000円であるが、そのうち決算額で10,136,000円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 相手先の選定について

委託業務の中には「介護機器の相談助言・貸出」、「車いす体験」、「福祉用具の見学」等介護事業を展開している会社なら可能な業務があるように思われるが、介護実習・普及センターの機能として、介護機器の展示・相談体制から介護知識・技術の普及まで包括的な事業の実施が必要であり、現時点では法人Kへの随意契約による事業実施はやむを得ない。

(問題の所在)

本事業は平成11年度より実施している事業であり、その当時から法人Kと随意契約を行っているが、その当時と比較すると介護業務に従事する法人の数、規模等は大きく変化しているのが現状であり、同法人のみが本事業の委託先であると考えすることに疑問がある。

(意見)

今後はプロポーザル方式を採用する等、その選択肢を拡張することも重要で

ある。その結果、委託先が法人Kに決定されたなら、引き続き今後も、実習普及センターとしての運営を十分行うことができる施設、人員等の確認を行い、必要な経費を精査したうえで、委託契約を締結し、事業の実施を検討していただきたい。

(イ) 手続きの流れについて

時系列的にみると、見積書の提出、委託契約の締結、委託業務計画書の承認という流れになっているが、委託業務計画書の承認および支出負担行為決議書の公印使用の年月日について疑問がある。

(問題の所在)

支出負担行為決議書の公印使用年月日（平成28年4月25日）が、業務実施計画承認の公印使用年月日（平成28年4月28日）より前となっているということは、業務実施計画を検討する前に契約の締結をし支出負担行為をしたということであり、適正とはいいがたい。

(意見)

当該委託契約書には、その第8条において「乙（法人K）は、委託業務計画書を甲（徳島県）に提出し、甲の承認を受けなければならないものとする」という記載があるため、委託業務計画書の承認の年月日が契約書の年月日の後になっている。したがって、形式的には正しいものとはいえるが、実施計画書を吟味する前に契約の締結をし支出負担行為をするというのは実質的には正しいやり方であるとはいいがたい。

委託契約の締結は、本来、業務内容を吟味し、双方合意の上で締結すべきものであり、契約を締結した後に業務内容を吟味するのでは、もし業務内容について双方の意見が食い違ったような場合、不測の事態を招くことも想定される。

今後は、実施計画書を吟味したうえで委託業務の締結をし支出負担行為を行うようにしていただきたい。

(意見)

決裁年月日，発送年月日の記載がないものが散見された。決裁年月日，発送年月日は，当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので，書き洩らさないようにしていただきたい。

(ウ) 見積書について

随意契約の委託先である法人Kから提出された見積書には，人件費（5，480，300円）と事業費（4，655，700円）の金額のみの記載となっている。

(問題の所在)

県から依頼した見積書のひな型が総額の記載しか依頼していなかったため，このような状況になったものと思われる。しかし，これでは予算と実績の差異分析を行うことができない。

(意見)

今後は，県から詳細な項目の金額が記載された見積書の提出を求めるべきである。

イ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は21世紀における本格的な高齢社会を迎え，長寿社会対策を総合的かつ効果的に推進するため，庁内関係部局相互の密接な連携を確保するとともに，明るい長寿社会づくりを推進することを目的とした事業であり，その総予算額は151，746，000円である。この内，当該随意契約の決算額は10，136，000円（約6.7%）であり単位事業の中では金額的に総予算に占める割合は低くなっている。

(問題の所在)

このような状況のもと，徳島県は法人Kに対し前金払をするとともに，同法人から提出された業務完了報告書のみを検討することにより事業を終結している。

その際に出勤簿、賃金台帳、領収書等の証憑類との突合は行っていないのが現状である。

(意見)

単位事業に占める当該随意契約は、金額的には総予算に占める割合は低いが、税金を使う事業である以上軽視することはできない。

相手先である法人Kから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書を見ると、経費明細の総額は10,136,000円となっている。その内訳は人件費(5,480,300円)と管理費(3,917,340円)の合計額から受講料収入(635,500円)を差し引くことにより算定されている。

この経費明細について、委員報酬、職員給与、水道光熱費等の詳細な記載があるにもかかわらず、県は関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了報告書を送付している。

今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。

9 介護職員によるたんの吸引等研修事業（長寿いきがい課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

介護職員を対象にたんの吸引等の特定行為を行う研修

イ 契約の相手方

社会福祉法人K（以下この項目において「法人K」という。）

（同法人とは平成27年度より同じ業務で委託契約を結んでいる。必要経費の増額に伴い委託料が増額となっている。）

ウ 国庫補助・県単の別

国庫補助 2 / 3

エ 契約金額 6, 105, 760円

研修の実施回数，日程等，研修内容の打ち合わせを同法人と行い，契約金額を決定している。

オ 契約期間 平成28年11月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

介護職員等によるたんの吸引等について施設及び居宅において，必要なケアをより安全に提供するため，適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。そのための研修員会，指導者研修，基本研修（講義・実習・筆記試験）を実施する事業である。

具体的には，たんの吸引等に関する知識・技術，安全管理とリスクマネジメントに関する講義・演習を行う基本研修と，講義内容に関する筆記試験，受講者の所属する事業所においてたん吸引等の実習を行う実地研修を実施し，また，これらの研修において指導者となることができる医師や看護師，助産師を養成する指導者養成伝達講習会を開催する事業である。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公募型プロポーザル方式により事業者を選定し業務委託する予定だったが，応募がなかったため法人Kと随意契約を結んでいる。

同法人は，多数の介護施設と合わせて介護福祉士等の専門職の養成校を運営しており，医療的ケアの実施が可能な職員のみならず指導者の養成が可能な専門的

知識を持った職員を多数有している。

以上より、本事業を実施する際に最も重要な「講師の確保」が確実に見込めることと合わせ、平成26年度まで本事業を受託していた徳島県R協議会が実施していた際にも研修会場や講師の提供などの協力を行っており、事業内容や実施手順について十分把握していることから、委託先として最適であると考えられるため。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

国の定めた単価，単位時間数に基づいて積算している。県はこの金額で国に対して予算要求している。

なお、予定価格は8,640,000円であった。

(イ) 公募

(立案年月日 平成28年9月1日)

(決裁年月日 記載なし)

公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、実施要領，業務委託仕様書を添付し立案した。

なお、募集の公告は平成28年9月1日，参加申込書の提出期限は平成28年9月9日，企画提案書の提出期限は平成28年9月15日，委託料上限額は8,640,000円であった。

(ウ) 見積書の提出依頼

(立案年月日 平成28年10月24日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

随意契約(2号)により，委託先が法人Kに決定したことにより，同法人より見積書を徴収するため，見積書の提出依頼(案)，委託内容仕様書を添付して立案した。

(エ) 業務委託契約の締結

(立案年月日 平成28年11月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年2月27日)

法人Kからの見積書を審査したところ適正であると認められたことから、業務委託契約を締結するため、委託契約書(案)、見積書、委託業務計画書を添付して立案している。

なお、見積書および契約金額はともに7,028,174円であった。

(オ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年11月1日)

支出負担行為額 7,028,174円

(カ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年3月6日)

支出命令額 4,000,000円

(キ) 業務委託契約の一部変更

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

法人Kより変更契約の申請があり審査したところ適正と認められたことから、変更契約を締結するため、業務委託変更契約書(案)、法人Kからの依頼書、費用内訳を添付して立案した。

なお変更内容は、受講生の定員200名のところ、実際の受講生が148名だったため、922,414円の減額申請であった。

(ク) 支出負担行為変更決議書

(支出負担行為変更年月日 平成29年3月31日)

(公印使用の年月日 平成29年5月12日)

支出負担行為変更額 ▲922,414円

(ケ) 委託業務の完了承認

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年5月17日)

法人Kより業務完了報告書の提出があり審査したところ、適正に執行されていると認められることから、委託業務の完了承認をするために、委託業務完了承認書(案)、委託業務完了報告書を添付して立案した。

なお、契約金額は6, 105, 760円となっている。

(1) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年5月12日)

支出命令額 2, 105, 760円

(2) 事業内容

ア 所属名

長寿いきがい課 (介護保険対策事業費)

イ 事業名

介護保険対策事業

ウ 事業概要・目的

介護保険を円滑に運営するための負担金の交付や各種広報等を行うとともに、市町村や事業者等に対する指導や支援を行う事業である。

また、介護保険において重要な役割を果たす認定調査員・認定審査会委員、介護支援専門員などに対する研修を体系的に実施するなど、人材の養成と資質向上に努め、制度の円滑な実施に資することを目的としている事業である。

この事業は以下の15の事業に分かれている。

- (ア) 介護給付費負担金
- (イ) 低所得者保険料軽減負担金
- (ウ) 地域支援事業交付金
- (エ) 認定調査員等研修事業
- (オ) 介護支援専門員実務研修受講試験
- (カ) 介護保険審査会運営費
- (キ) 介護サービス事業者等指定・指導関係事務費
- (ク) 介護保険制度施行指導費
- (ケ) 低所得者利用者負担対策費
- (コ) 介護予防市町村支援事業
- (サ) 地域包括ケアシステム推進事業
- (シ) 介護職員によるたんの吸引等研修事業
- (ス) 地域介護総合確保推進事業

- (七) 介護サービス苦情処理支援補助金
- (八) 地域包括ケアシステム構築支援事業

以上の15事業のうち、当該随意契約が含まれるのは(シ)の事業である。

エ 事業費

本事業の総予算額は11,625,409,000円であるが、そのうち決算額で6,105,760円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

- (ア) 相手先の選定について

プロポーザル方式により選定しており、その意味では問題はないが、公告から参加申込書の提出期限および企画提案書の提出期限までの期間が短すぎると思われる。

- (イ) 手続きの流れについて

時系列的には、業務委託契約締結日とされている日(平成28年11月1日)の後に公印(平成29年2月27日)が使用され、契約が確定していることに問題があるが、予定価格の算定については国の定めた単価、単位時間に基づいて決定しているため問題はない。

(意見)

公告の日から参加申込書の提出期限までの期間が約1週間しかなく、また企画提案書の提出期限までは参加申込書の提出期限から6日しかないので、実際に事業を行ったことのある事業者以外が参加しようとした場合には、かなり時間的にタイトであるように思われる。今後は、公告から参加申込書の提出期限まで、また企画提案書の提出期限までの時間を十分に確保する必要がある。

(意見)

決裁年月日、発送年月日の記載がないものが散見された。決裁年月日、発送年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

(意見)

契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるのであるから(地方自治法第234条第5項)、速やかに契約書を作成すべきであり、契約期間開始後3か月以上も経って契約書を作成するのは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。

ウ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は負担金の交付、市町村や事業者に対する指導や支援、人材の育成等を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的とした事業である。

高齢化社会を迎えた現状で、本事業の重要性は徳島県においても高く、それゆえ予算総額も11,625,409,000円と高額になっている。したがって費用対効果を考えた場合、そこからもたらされる効果は県民の期待するところである。

当該随意契約は、介護職員によるたん吸引等の研修事業であり、介護保険制度を支える職員のスキルアップを目的とした事業である。具体的には、講義・実習・筆記試験をおこない、スキルアップを図るとともに、指導者の育成に貢献しており、その効果は十分に確保できていると推察される。

そこで当該随意契約における決算額の適正性が重要視されるところである。

(問題の所在)

このような状況のもと、徳島県は法人Kに対し、同法人から提出された業務完了報告書のみを検討することにより事業を終結している。

(意見)

相手先である法人Kから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書を見ると、経費明細の総額は6,105,760円となっている。

その内訳は賃金(1,020,008円)、報償費(1,536,385円)、旅費(150,060円)、需用費(2,108,611円)、役務費(563,

696円), 借損(727,000円)である。

この経費明細について, 賃金, 講師謝金, 印刷製本, 借上料等の詳細な記載があるにもかかわらず, 県は関係証憑等との突合を行っておらず, 業務完了承認書を送付している。

今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について, 関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも関係証憑等を提出させ, 可能な限り実績との突合を行い, 実績値を把握することにより, 次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。

10 高齢者いきいき生活サポート事業（長寿いきがい課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

高齢者の自殺防止対策

イ 契約の相手方

公益財団法人R（以下この項目において「法人R」という。）

（なお、平成27年度においても、同じ内容で法人Rと契約している。）

ウ 国庫補助・県単の別

国庫補助 1/2， 10/10

エ 契約金額 4,000,000円

仕様書を示した上で見積書を提出してもらった。

オ 契約期間 平成28年4月26日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

(ア) ひとり暮らし高齢者等社会参加促進事業

a 自殺ハイリスク地やその恐れのある場所を重点的に、地域のひとり暮らし高齢者の把握、孤立化防止、見守り・声かけによる安否の確認、信頼関係の構築を行う。

b 閉じこもり防止のための健康講座の開催

c 友愛訪問活動などを通じて行事などへの参加の積極的な呼びかけ、介護予防リーダーの積極的な活用による事業の展開

d 交通弱者である高齢者等の社会参加を促進するため「送迎用車両」を借り上げる。

(イ) 「こころのケア」研修開催事業

a 災害時における「こころのケア」活動の重要性について広く普及を図るため、ゲートキーパー（友愛訪問員や老人クラブリーダー等）を対象に、災害時における心理的变化や支援のポイント、心構えなどについて学ぶ研修会を開催する。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

老人クラブ（単位クラブ、県内クラブ数：780）は、地域を基盤とする高齢

者の自主的組織で、日々の交流・親睦、日常的な健康づくりなどの活動を行っている。単位クラブ相互の連絡調整をはかり、より広域的な共同事業を実施するため、単位クラブが集まって市町村（県内全市町村）、県（法人R）、さらには全国という連合体が形成されている。

委託業務の一つである「ひとり暮らし高齢者等社会参加促進事業」では、ひとり暮らし高齢者の把握、見守り・声かけによる安否確認、行事への参加呼びかけなどの業務があるが、これらの業務を行うには地域の実情に通じ、ひとり暮らし高齢者等から信頼される人材が必要となる。

このような地域に根差した業務を全国的に実施できる組織力があるのは、県内各地区に存在する単位クラブを取りまとめ、市町村、社協などと連携を行っている法人R以外には存在しない。

また、法人Rは各地域において、高齢者による高齢者のための取組を実施しており、まさに高齢者の自殺対策を行うにふさわしい団体であるため。

以上の理由により、プロポーザル方式は採用していない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

法人Rの平成27年度高齢者いきいき生活サポート事業実績報告書に基づき予定価格を算定している。なお、予定価格は4,000,000円であった。

(イ) 見積書の提出依頼

（立案年月日 平成28年4月1日）

（決裁年月日 記載なし）

（発送年月日 記載なし）

本事業の実施と、法人Rに見積書を依頼するため、見積依頼書、仕様書を添付して立案した。

(ウ) 委託契約の締結

（立案年月日 平成28年4月26日）

（決裁年月日 記載なし）

（公印使用の年月日 平成28年5月20日）

法人Rと本事業の委託契約を締結するため、法人Rからの見積書、委託契約

書（案），前金払を必要とする理由書を添付して立案した。

なお，委託契約金額は予定価格と同じ，4，000，000円であった。

(エ) 支出負担行為決議書

（支出負担行為年月日 平成28年4月26日）

（公印使用の年月日 平成28年5月20日）

支出負担行為額 4，000，000円

(オ) 事業実施計画の承認について

（立案年月日 平成28年5月2日）

（決裁年月日 平成28年5月2日）

（発送年月日 平成28年5月2日）

（公印使用の年月日 平成29年4月11日）

委託先である法人Rから提出された事業実施計画書が適当であると認められたことにより，その承認をするため，事業実施計画書，委託契約書を添付して立案した。

(カ) 支出命令書

（支出命令年月日 平成28年10月24日）

支出命令額 3，215，000円

(キ) 支出命令書

（支出命令年月日 平成28年12月26日）

支出命令額 500，000円

(ク) 支出命令書

（支出命令年月日 平成29年3月6日）

支出命令額 285，000円

(ケ) 委託業務完了承認書の交付

（立案年月日 平成29年3月31日）

（決裁年月日 平成29年3月31日）

（発送年月日 平成29年3月31日）

（公印使用の年月日 平成29年6月1日）

法人Rから提出された事業実績報告書が適正と認められたことから，完了承認書を相手方に送付するため，委託業務完了承認書（案），事業実績報告書，契

約書を添付して立案した。

(2) 事業内容

ア 所属名

長寿いきがい課

イ 事業名

社会参加促進事業

ウ 事業概要・目的

老人クラブ活動の推進等の事業を実施することにより、高齢者の孤独感等を解消し、社会参加を促進する等老後の生きがい並びに自立自助の高揚を図るとともに、自殺、孤独死の防止を図る事業である。

また、高齢者福祉施設において、地域に根差した高齢化対策・予防対策・世代間交流などを展開し、地域における仲間づくり・健康づくり・生きがいづくりなどの、地域高齢者の活動拠点として位置付けるための環境整備を行う事業である。

この事業は以下の4つの事業に分かれている。

(ア) 老人クラブ助成事業

単位老人クラブや市町村老人クラブ連合会の活動を促進するため、実施主体である市町村に補助を行っている。

(イ) 県老連運営費補助事業

県老連が実施している、敬老県民のつどい運営事業他5事業の運営費の補助を行っている。

(ウ) 高齢者いきいき生活サポート事業

a ひとり暮らし高齢者等社会参加促進事業の実施

22市町村，61事業

b 友愛訪問活動推進研修会（「こころのケア」研修）の実施 147名

(エ) 高齢者施設を利用した地域元気活動拠点づくり事業

以上の4事業のうち、当該随意契約が含まれるのは（ウ）の事業である。

エ 事業費

本事業の総予算は53,526,000円であるが、そのうち決算額で4,000,000円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 相手先の選定方法について

随意契約の理由に記載したとおり、当該委託業務の特殊性からその選定方法に問題はない。

(イ) 手続きの流れについて

時系列的にみると、委託契約の締結、事業実施計画の承認および委託業務完了承認の公印使用の年月日に疑問がある。

(意見)

委託契約書にはその第4条において、「乙（法人R）は、次の各号に掲げる事項については、速やかに提出し、甲（徳島県）の承認を受けなければならない。」とし、その第1項で「実施計画書に関すること。」としており、契約締結後に実施計画書を提出することになっているため、事業実施計画書の承認の年月日が委託契約の締結の後になっている。したがって、形式的には正しいものとはいえるが、実施計画書を吟味する前に契約の締結をするというのは実質的には正しいやり方であるとはいいがたい。

委託契約の締結は、本来、業務内容を吟味し、双方合意の上で締結すべきものであり、契約を締結した後に業務内容を吟味するのでは、もし業務内容について双方の意見が食い違ったような場合、不測の事態を招くことも想定される。

今後は、実施計画書を吟味したうえで委託業務の締結を行うようにしていただきたい。

(意見)

事業実施計画の承認について、その公印使用の年月日が平成29年4月11日となっている。つまり、事業が完了してから事業計画を承認したとなっている。しかも、支出負担行為決議書の公印使用の年月日が平成28年5月20日になっていることから、事業計画を承認する前に債務負担をしたことになっており、適正とはいいがたい。

今後は同様のことがないように注意していただきたい。

(意見)

見積書の提出，委託契約の締結に関する立案書において，決裁年月日，発送年月日の記載がなかった。決裁年月日，発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので，書き洩らさないようにしていただきたい。

(指摘)

委託業務完了承認の立案書の公印使用の年月日が平成29年6月1日となっているが，平成29年6月1日はすでに出納整理期間も終わり，平成29年度が始まっている時期である。その時期に業務完了の承認印が押されているというのは不適當と言わざるを得ない。今後は，遅くとも出納整理期間内に承認をする必要がある。

エ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は，老人クラブ活動の推進および高齢者福祉施設の整備を行うことにより，高齢者の生きがい等を図り，自殺・孤独死を防止するとともに，地域高齢者の仲間づくり等の活動拠点を位置付けることを目的とした事業である。

総予算額は53,526,000円であり，そのほとんどが老人クラブの活動支援事業(47,326,000円)に使われており，当該随意契約は金額的には割合は低いものとなっている。

しかし，老人クラブを通じて高齢者と直接関係する事業であるため，その契約内容の重要性は極めて高く，事業の費用対効果，特に決算書の適正性については注意を要するところである。

(問題の所在)

このような状況のもと，徳島県は法人Rから提出された業務完了報告書のみを検討することにより事業を終結している。

(意見)

法人Rから提出された業務完了報告書には、実施した事業の内容は市町村別に詳しく記載されているが、添付されている委託料精算書には、支出については、報償費等の科目ごとの合計金額しか記載されておらず詳細な記載がなされていない。

今後は、市町村ごとの団体が作成した委託料精算書の提出を求める必要があるのではないだろうか。当該精算書を提出させ、市町村ごとの実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。

1 1 徳島県認知症介護実践研修事業（長寿いきがい課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

認知症介護実践研修の実施に関する契約

イ 契約の相手方

社会福祉法人S（以下この項目において「法人S」という。）

（なお、平成12年度から同様の契約を法人Sと締結しており、契約金額は受講者数によって変動している。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 5,992,000円

契約金額については、両者の協議の中で、契約内容を円滑に遂行するのに必要な業務内容や時間数を整理し、金額を積み上げていくことにより決定した。

なお、契約金額は平成26年度から変更されておらず、それ以前の契約金額は以下のとおりである。

平成21年度～平成25年度 5,825,000円

平成19年度～平成20年度 5,300,000円

オ 契約期間

契約書上は契約締結日から平成29年3月31日までとなっているが、実際の業務委託期間は平成28年4月15日から平成29年3月31日までであった。

なお、契約書の日付は平成28年4月15日となっている。

カ 業務の内容

認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の実施に関する業務

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(ア) 本研修は、厚生労働省老健局で定められたカリキュラム及び時間数を満たすように、研修を実施する必要があるため、また認知症介護指導者養成研修を修了した者が講師を務めなければならないため、講師の確保・調整が必要である。

(イ) カリキュラムに実習が含まれることから、実習施設の確保・調整も必要である。

以上のことから、これらの内容、趣旨を熟知し円滑に実施することができ、介護施設を運営し認知症介護を実施している法人でなければ不可能であり、徳島県内には法人Sしかないためである。

なお、本研修は、厚生労働省老健局通知により標準カリキュラムが定められており、指定の講義内容・時間数を満たすように実施しなければならないため、プロポーザル方式は採用していない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

平成27年度に法人Sから提出された実績報告書に基づき予定価格を算定している。

なお、平成27年度の実績は5,992,000円であり、予定価格は同額の5,992,000円であった。

(イ) 見積書の提出依頼

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 平成28年4月1日)

(発送年月日 平成28年4月1日)

法人Sから見積書を徴収するため、見積依頼書、本事業の実施要項、予算説明資料を添付して立案した。

(ウ) 委託契約の締結

(立案年月日 平成28年4月15日)

(決裁年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成28年12月16日)

法人Sと委託契約を締結するため、事業委託契約書(案)、本事業の実施要項、法人Sからの見積書を添付して立案した。

なお、委託契約の日付は平成28年4月15日、委託金額は5,992,000円であった。

(エ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年4月15日)

支出負担行為額 5,992,000円

(オ) 委託業務完了の承認

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 平成29年3月31日)

(発送年月日 平成29年3月31日)

(公印使用の年月日 平成29年5月17日)

法人Sから提出された事業実施報告書が適切と認められたことにより、委託業務の完了承認をするため、委託業務完了承認書(案)、法人Sからの実績報告書、委託契約書を添付して立案した。

(カ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年5月17日)

支出命令額 5,992,000円

(2) 事業内容

ア 所属名

長寿いきがい課

イ 事業名

要援護老人対策事業

ウ 事業概要・目的

要援護高齢者に対し、各種の福祉サービスを実施することにより、当該高齢者及びその家族等の福祉の増進を図ることを目的とした事業である。

この事業は以下の19の事業に分かれている。

(ア) 高齢者糖尿病予防対策推進事業

(イ) 軽費老人ホーム事務費補助

(ウ) 長寿社会づくり支援費補助事業

(エ) いきいきシニア活動促進事業

(オ) 認知症介護実践研修等事業

(カ) 認知症介護指導者養成研修事業

(キ) 認知症サポート医養成研修事業

(ク) 認知症サポート医フォローアップ研修事業

(ケ) かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

- (コ) 認知症普及啓発推進事業
- (カ) 徳島県認知症対策連携推進会議
- (キ) 市町村認知症連絡会議
- (ク) 介護資源活用型地域リーダー養成研修事業
- (ケ) 徳島県認知症コールセンター事業
- (コ) 認知症対応型サービス事業管理者研修事業
- (カ) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業
- (キ) 認知症対応型サービス事業開設者研修事業
- (ク) 若年性認知症施策総合支援事業
- (ケ) 認知症初期集中支援チーム員研修/認知症地域支援推進員研修

以上の19の事業のうち、当該随意契約が含まれるのは(カ)の事業である。

エ 事業費

本事業の総予算額は1,067,730,000円であるが、そのうち決算額で5,992,000円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 相手先の選定方法について

本事業は平成12年度から実施しており、その当時から現在まで法人Sが行っている。

平成12年度に法人Sが選定された理由については定かではないが、長寿いきがい課の報告では、指導者であり本事業の事務局も務めてくれる人材が法人Sにいたことが選定の理由ということである。そしてその後も、本事業は現在も引き続き法人Sに委託している。

(問題の所在)

委託先について、平成12年度の選定方法が妥当であったか否かは今となっては判断できず、ここで意見を述べることはできないが、その当時の選定を今も継続して行っていることには問題がある。

(意見)

平成12年度と比較すると現在は社会福祉法人等の質、また同事業を実施できる規模をもつ法人の数も格段に増加しており、法人Sしか本事業を実施できないとは考えられない。

もちろん法人Sの委託事業の成果については十分に理解できるところではあるが、今後は、同じコストでより高いレベルの事業が実施できるよう、プロポーザル方式の採用を考えることも重要な課題である。

(イ) 手続きの流れについて

時系列的には概ね問題はないが、委託契約の締結において契約書の日付と公印使用の年月日との間にタイムラグがある。

(問題の所在)

委託契約書の日付は、平成28年4月15日になっているが、公印使用年月日(徳島県が契約書に記名押印した日)は、平成28年12月16日である。契約は、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するのであるから(地方自治法第234条第5項)、本件委託契約が確定したのは、平成28年12月16日になる。委託契約が確定する前約8か月間にわたって事業が実施されていたことになる。

このような状況において、万が一契約未確定の期間に何らかのトラブルが生じた場合、委託業者との間で大きな問題となりかねない。今後は、契約年月日と公印使用の年月日のタイムラグをできるだけ短くすることにより、不慮のリスクを避ける必要があるのではないだろうか。

(意見)

委託契約書の日付が平成28年4月15日であり、公印使用年月日(徳島県が契約書に記名押印した日)は、平成28年12月16日である。

これらは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。

(意見)

委託契約の締結の起案書に、決裁年月日の記載がなかった。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

オ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は要援護高齢者に対し各種の福祉サービスを実施し、当該高齢者及びその家族等の福祉の増進を図ることを目的とした事業であり、その総予算額は1,067,730,000円である。その内、当該随意契約の予算は5,992,000円(0.56%)であり総予算に占める割合は低い。

(問題の所在)

このような状況のもと、県は法人Sから提出された委託事業の実施報告書のみを検討することにより事業を終結している。その際に領収書等の関係証憑との突合は行っていないのが現状である。

(意見)

単位事業に占める当該随意契約は、金額的には総予算に占める割合は低くなっているが、税金を使う事業である以上軽視することはできない。

相手先である法人Sから提出された委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書には、本委託業務を実践者研修とリーダー研修に分け、その経費が細分化されて表示されている。

これに対し、県は業務完了報告書に添付された経費の明細書について、関係証憑等との突合を行っておらず、業務完了報告書を送付している。

今後は業務完了報告書に記載された経費の明細書について、関係証憑等の提出を求める必要があるのではないだろうか。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。

12 中小企業の「稼ぐ力」サポート事業（四国4県連携販路開拓プロジェクト事業） （新未来産業課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

四国一体で行う販路開拓や受注拡大の推進事業

イ 契約の相手方

公益財団法人とくしま産業振興機構（以下この項目において「機構」という。）

（なお、以前に同じ事業を機構と締結したことはない。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 4,800,000円

作成した仕様書を相手方に示し、見積書を徴収したうえで契約を締結した。

オ 契約期間 平成28年6月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

四国地方産業競争力協議会における「四国企業販路開拓マッチングプロジェクト」において、四国4県及び産業支援機関が連携して、関西機械要素技術展に出展を行った。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

機構は、企業の出展支援の実績やノウハウを有しており、展示会後のフォローアップの継続実施など、業務の性格から機構が業務遂行に最も適していると判断したためであり、したがってプロポーザル方式は採用していない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

類似事業を参考に積算し、予定価格を算定している。

(イ) 見積書の提出依頼

（立案年月日 平成28年6月1日）

（決裁年月日 平成28年6月1日）

（発送年月日 平成28年6月1日）

機構に対し見積書の提出を依頼するため、見積書提出依頼（案）、業務委託仕様書を添付して立案した。

(ウ) 委託契約の締結

（立案年月日 平成28年6月1日）

（決裁年月日 平成28年6月1日）

（発送年月日 平成28年6月1日）

（公印使用の年月日 平成28年12月6日）

機構から提出された見積書を審査したところ適正と認められたことから、委託契約を締結するため、委託契約書（案）、見積書を添付して立案した。

なお、委託契約書の日付は平成28年6月1日、契約金額は見積書と同じ4,800,000円であった。

(エ) 支出負担行為決議書

（支出負担行為年月日 平成28年6月1日）

支出負担行為額 4,800,000円

(オ) 委託業務の完了承認

（立案年月日 平成29年3月31日）

（決裁年月日 平成29年3月31日）

（発送年月日 平成29年3月31日）

（公印使用の年月日 平成29年5月1日）

機構より、委託業務完了報告書及び事業費精算書の提出があり、その内容を確認したところ適正に業務が執行されたと認められることから、業務完了の承認をするため、委託業務完了承認書（案）、委託業務完了報告書及び事業費精算書、委託業務に係る経費の明細書（領収書等の証憑のコピー添付済み）を添付して立案した。

(カ) 支出命令書

（支出命令年月日 平成29年5月2日）

支出命令額 4,800,000円

(2) 事業内容

ア 所属名

新未来産業課

イ 事業名

中小企業の「稼ぐ力」サポート事業

ウ 事業概要・目的

本県経済を支える地場産業のイノベーションを促進し活性化を図るため、日本弁理士会や高等教育機関、一般社団法人徳島県発明協会、金融機関等の産学官の支援機関で連携し、知的財産権活用の観点からものづくり中小企業の事業活動の活性化を図るとともに、スケールメリットを活かした四国4県連携による大規模展示会への出展を行うことにより、ものづくり中小企業新製品・新技術開発、販路開拓を支援する事業である。

四国の高い技術力を持つ企業が一体となり地域外企業とのマッチングを行うことにより、国内への販路開拓や受注拡大を図ることを目的としている。具体的には、四国地方産業競争力協議会における「四国企業販路開拓マッチングプロジェクト」において、関西機械要素技術展に連携出展を行った。併せて、出展に関する様々な課題解決や具体的な企業ニーズの摺り合わせ・事後フォローアップを実施した。

当該随意契約は、このうち関西機械要素技術展に連携出展を委託する契約である。

エ 事業費

本事業の総予算額は6,200,000円であるが、そのうち決算額で4,800,000円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 相手先の選定方法について

本事業は平成28年度から実施された事業であるが、その事業の特殊性から、本事業について実績やノウハウを有する機構を選定したことについて問題はないと思われる。

(イ) 手続きの流れについて

時系列的には問題はないが、委託業務に係る経費の明細書に含まれている会

場装飾代（1,393,200円）、および委託契約の締結において契約書の日付と公印使用の年月日の間にタイムラグがあることに問題がある。

（問題の所在）

今回のような随意契約（2号）の場合には、相見積りをとることができず、契約金額の妥当性を検討するのは極めて困難ではある。

しかし、委託業務完了報告書に添付されている経費の明細書を見ると、その中に含まれる会場装飾代（1,393,200円）については相見積りをとる等の手続きができたのではないだろうか。

このことについて機構の側でプロポーザル方式を採用しているということである。

（意見）

今後は本事業の会場装飾代等、機構側でプロポーザル方式を採用する経費については、そのプロポーザルにオブザーバーとして参加する等、プロポーザルが適正に行われたかどうかの検証が必要である。

（問題の所在）

契約は、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するのであるから（地方自治法第234条第5項）、本件委託契約が確定したのは、平成28年12月6日になる。委託契約が確定する前約7か月間にわたって事業が実施されていたことになる。

このような状況において、万が一契約不成立の期間に何らかのトラブルが生じた場合、委託業者との間で大きな問題となりかねない。今後は、契約年月日と公印使用の年月日のタイムラグをできるだけ短くすることにより、不慮のリスクを避ける必要があるのではないだろうか。

（意見）

委託契約書に記載された年月日が平成28年6月1日であるのに対し、実際に公印が押され委託契約書が作成されたのは平成28年12月6日である。こ

れは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。

カ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は、本県の経済を支える地場産業のイノベーションを促進するとともに、ものづくり中小企業の新製品・新技術の開発，販路開拓を図ることを目的とした事業であり，その総予算額は6，200，000円である。その内，当該随意契約の予算は4，800，000円であり，本事業の大部分を占めている。

このような状況のもと，県は機構から提出された業務完了報告書を検討するとともに，経費の明細書と関係証憑等との突合を行うことにより事業を終結している。

(意見)

経費の明細書と関係証憑等との突合を行った結果として，委託事業に係った支出の実績値を把握しているのであれば，次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。

1 3 医療観光通訳育成・スキルアップ等事業（新未来産業課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

医療観光通訳の育成及び医療観光受入円滑化の実証

イ 契約の相手方

株式会社D（以下この項目において「D社」という。）

（なお、以前に同一事業をD社と契約を締結したことはない。）

ウ 国庫補助・県単の別

国庫補助（一部県単）

エ 契約金額 6,000,000円

作成した仕様書を相手方に示し、見積書を徴収したうえで契約を締結した。

オ 契約期間 平成28年9月9日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

本県がこれまで取り組んできた、糖尿病に着目した健康医療産業創出の取組である「徳島健康・医療クラスター構想」等により開発された「糖尿病健診サービス」を活用し、海外からの検診受診者の拡大を図るとともに、新たな健康・医療関連製品の創出と県内企業の雇用創出を推進するため、医療通訳の育成及びスキルアップを行うとともに、医療観光の円滑な受入体制の構築及び実証を行った。

具体的には、15名の受講者に対しe-ラーニングによる研修や集合研修を実施し、このうち2名が医療観光パイロットツアーに医療通訳として参加した。また、パイロットツアーを活用し、受入医療機関との連絡体制の実証や、医療通訳の指導管理及び医療現場への医療通訳の派遣実証、受入医療機関の拡充に係る調整などを行った。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

本県において、中国からの医療観光が増えている中、質の高い医療通訳の育成・確保は喫緊の課題として対応を要するものであり、事業終了後においては通訳人材を効果的に雇用に結びつけていくシステムの構築が必要となっている。

さらには、海外からの受診者の拡大を図るためには、医療観光の円滑な受入体制の構築及び実証が必要である。

以上のことから、医療通訳の育成に実績及びノウハウを有し、育成から雇用による確保までを一貫して行え、かつ県内医療機関にも精通しているD社と随意契約を締結している。

なお、同様の理由によりプロポーザル方式は採用していない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

仕様書を作成の上、事業実施のために必要な人件費、研修費、消耗品費等について、過去の類似事例を参考に算定した。

(イ) 事業の実施及び見積書の提出依頼

(立案年月日 平成28年9月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

本事業を実施すること及びD社に見積書の提出依頼をすることの決裁を得るため、仕様書、見積書提出依頼書(案)を添付して立案した。

なお、予定価格は6,000,000円であった。

(ウ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年9月9日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年4月6日)

D社から提出された見積書を審査したところ適正と認められたことにより、委託契約を締結するため、契約書提出依頼書(案)、委託契約書(案)、見積書を添付して立案した。

(エ) 委託契約の締結

(委託契約書記載の年月日 平成28年9月9日)

(公印使用の年月日 平成29年4月6日)

(オ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年9月9日)

(公印使用の年月日 平成29年4月6日)

支出負担行為額 6,000,000円

(カ) 本事業に係る再委託承認の決裁

(立案年月日 平成28年9月26日)

(決裁年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年4月6日)

D社から再委託の申し入れがあり内容を確認したところ、事業の円滑かつ効果的遂行のため適当と認められたことにより、再委託(再委託金額1,500,000円)を承諾することの決裁を得るため、再委託の申入書,承諾通知書(案)を添付して立案した。

(キ) 委託業務完了承認の決裁

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年5月18日)

委託先であるD社より委託業務完了報告書の提出があり内容を確認したところ、適正と認められたことから、委託業務完了の承認をするため、委託業務完了承認書(案),委託業務完了報告書及び事業費精算書,委託業務に係る経費の明細書を添付して立案した。

(ク) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年5月18日)

支出命令額 6,000,000円

(2) 事業内容

ア 所属名

新未来産業課

イ 事業名

健康・医療関連企業雇用拡大推進事業

ウ 事業概要・目的

健康・医療関連企業における雇用拡大を推進するため、健康・医療分野に参入する企業の発掘、事業化に向けたセミナーや新サービスの開発実証等の支援を実

施する事業である。

本県がこれまで取り組んできた、糖尿病に着眼した健康医療産業創出の取組である「徳島健康・医療クラスター構想」等により開発された「糖尿病健診サービス」を活用し、海外からの検診受診者の拡大を図るとともに、新たな健康・医療関連製品の創出と県内企業の雇用創出を推進するため、医療通訳の育成及びスキルアップを行うとともに、医療観光の円滑な受入体制の構築及び実証を行うことを目的としている。

エ 事業費

本事業の決算総額は6,679,940円であるが、そのうち6,000,000円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 相手先の選定方法について

随意契約の理由に記載しているとおり、本事業は医療通訳の育成に実績及びノウハウを有し、育成から雇用による確保までを一貫して行う等、その特殊性からD社との一者随意契約となっているが、D社はその業務の一部を他の業者に再委託をしている。

(問題の所在)

当該随意契約は、徳島県のガイドラインによれば2号（業務の履行が可能な業者が特定の者に限定されるとき）に該当すると思われ、そうであるなら、その業務の一部にせよ再委託をする場合には注意を要する。

(意見)

再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確にすべきである。

(イ) 手続きの流れについて

時系列的に概ね問題はないが、委託契約の締結において契約書の日付と公印

使用年月日の間にタイムラグがあることに問題がある。

(問題の所在)

契約は、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するのであるから(地方自治法第234条第5項)、本件委託契約が確定したのは、平成29年4月6日になる。委託契約書の第3条において「委託期間は、平成28年9月9日から平成29年3月31日までとする。」となっていることから、委託契約が確定する前に事業が実施されていたことを意味する。

特に本契約の場合、委託契約の締結および再委託の決裁の公印使用の年月日が平成29年4月6日となっている。つまり平成28年度の事業に係る事務処理が平成29年度になされたことになる。

このような状況において、万が一契約不成立の期間に何らかのトラブルが生じた場合、委託業者との間で大きな問題ともなりかねず、県の信頼にも影響を及ぼすことにもなる。

(指摘)

契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるのであるから(地方自治法第234条第5項)、速やかに契約書を作成すべきである。委託期間の終了後に、契約の締結及び再委託の承諾をするのは、遅すぎると言わざるを得ない。

(意見)

決裁年月日、発送年月日の記載がないものが散見された。決裁年月日、発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

イ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は、海外からの検診受診者の拡大を図り、医療通訳の育成及びスキルアップを行うとともに、医療観光の円滑な受入体制の構築・実証を行うことを目的とした事業である。当該随意契約は、まさに本事業を実施するために締結された

契約であり、本事業にとってはその核となる契約である。

(問題の所在)

このような状況のもと、県はD社より提出された事業実施実績報告書を確認することにより事業を終結している。なお、事業実施実績報告書には経費の明細書、従業員の業務日誌、研修実施報告書、受講者名簿、再委託に関する受託研究契約書、研修に使用した教材（写）が添付されていた。

(意見)

当該随意契約の重要性から、本事業の効果とそれに対する費用の検証は重要課題である。事業実施実績報告書に添付されている経費の明細、従業員の業務日誌等を検討することにより、事業の内容については十分に理解できるところではあるが、費用の検証については不十分なように思われる。

今後は関係証憑等の提出を求め、費用の妥当性・適正性について検討することが必要である。委託業務の履行確認を適正に行うためにも、関係証憑等を提出させ、可能な限り実績との突合を行い、実績値を把握することにより、次年度以降の予算編成および事業運営に役立てていただきたい。

14 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（労働雇用戦略課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

県内中小企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現を促すプロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、気運醸成を図る。

イ 契約の相手方

公益財団法人とくしま産業振興機構（以下この項目において「機構」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

国補

エ 契約金額 30,987,103円

プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、当初の内閣府の委託事業を、財源を替えて引き続き実施するものであったことから、委託業務内容に、変更がない旨の確認をした。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

プロフェッショナル人材戦略拠点の運営及び企画（協議会、研修会の開催等）

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

機構は、「新事業創出」「経営革新」「技術開発支援」「設備資金」「販路開拓」などの事業を総合的、一元的に支援することを目的として設置され、中小企業支援法において中小企業の創業、経営指導等の中小企業支援事業を適切かつ確実に実施できる十分な実績とノウハウを持ち合わせている。

また、地域金融機関、民間人材ビジネス事業者等との連携など、拠点に求められるコーディネーション機能も持っていることから、当該業務を機構に委託することが最も適当である。

（機構は平成27年度プロフェッショナル人材戦略拠点運営・企画業務の受託者）

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

56,500,000円と算定

(イ) 見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための起案書

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(ウ) 見積書

作成日 平成28年4月1日

見積額 42,891,196円

(エ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(オ) 委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 平成28年7月19日)

金額 42,891,196円

(カ) 前金請求書

請求日 平成28年8月12日

請求金額 15,000,000円

(キ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年8月15日)

支出命令額 15,000,000円

(ク) 再委託承諾申請書

平成29年2月1日

委託先が、事業の一部である「プロフェッショナル人材募集企業紹介映像」の作成について、簡易公募型プロポーザルで業者を選定して、再委託すること

の承諾を申請したもの。

(ケ) 再委託承諾の決裁

(立案年月日 平成29年2月1日)

(決裁年月日 平成29年2月1日)

(公印使用の年月日 平成29年5月17日)

(ク) 前金請求書

請求日 平成29年2月16日

請求金額 10,000,000円

(ク) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年2月20日)

支出命令額 10,000,000円

(シ) 委託業務契約の変更の決裁

変更契約を締結するための起案書

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(ス) 変更委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成29年3月31日)

(公印使用の年月日 平成29年5月17日)

変更内容 「委託料を30,987,103円に改める。」

(セ) 委託業務完了報告書

作成日 平成29年3月31日

委託料額 30,987,103円

(ソ) 委託業務完了承認について

委託先からの業務完了報告書の提出を受けて、業務完了承認をするための起案書

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(夕) 委託業務完了承認書

(承認書記載の年月日 平成29年3月31日)

(公印使用の年月日 平成29年5月19日)

契約金額 30,987,103円

(2) 監査意見

ア 当初の契約金額と、変更後の契約金額が大きく違う理由は、①当初はサブマネージャーを2名置く前提であったが、4月から7月の間は1名のみであったため人件費が削減されたこと、②人材会社との打合せを、協議会開催時期に合わせて行うなどの工夫をして、旅費が削減されたこと、③民間人材紹介会社との協議会等を、県庁の会議室を利用するなどして、経費が削減されたこと、である。

問題性はない。

イ 本事業において、委託契約書に記載された年月日は平成28年4月1日である。しかし、公印が使用されたのは、平成28年7月19日である。

委託契約書の作成が3か月以上遅れている。これはあまりにも遅すぎる。

(意見)

委託契約書に記載された年月日が平成28年4月1日であるのに、実際に公印が押され委託契約書が作成されたのは平成28年7月19日である。これは、あまりにも遅すぎる。契約書は適切な時期に作成しなければならない。

ウ 見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、変更契約締結の決裁、業務完了承認の決裁、いずれにも決裁日の記載がなかった。

(意見)

見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、変更契約締結の決裁、業務完了承認の決裁、いずれにも決裁日の記載がなかった。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

エ 本事業の中では、企業紹介動画のDVD制作が再委託されている。その際、本件委託契約に定められた内容に従って、再委託する業務の内容や予算額が明らかにされたうえで、書面での承諾がなされている。

しかしながら、記録上、再委託先の業者名は不明であり、実際のところ、再委託した事業が終了したあと、再委託の承認手続きが行われている（公印使用の日付）。委託先から、再委託先との間の契約書や、再委託先による見積書、請求書、領収書といった資料も提出されていない。再委託先を、再委託事業が行われる前に把握できていたとは思われない。

（意見）

事業年度内に再委託事業が終了したことは、実際にDVD映像をみて確認しているとのことであるが、委託先から、再委託の契約書、請求書、領収書などの提出を受けていないため、再委託先は記録上確認できない。

どのような業者に再委託するかは、反社会勢力の関与を防ぐ意味でも把握しておくべき事柄であり、その点について十分な手続きがなされたとは言えない。再委託先はできる限り早期に把握するべきであるし、また、再委託に関する書類も委託先に提出を求めて保管しておくべきである。

オ 本事業の中では、上記DVD制作のほかに、各種パンフレットも制作している。このパンフレット制作については、再委託ではなく、需用費として支出されている。そのため、再委託の承諾がなされているわけではない。なお、上記DVD制作費用が1,533,600円であるのに対し、パンフレットの中には1,393,200円の制作費用を要しているものもある。

このような状況からすると、パンフレット制作について、再委託として書面による承諾が必要ではなかったのか、疑問が生じる。

このような疑問が生じる原因は、本事業の契約において、再委託に関し承諾が必要な範囲につき明確に定められていないことにある。

再委託に関しては、このほかに、そもそも再委託が許されない範囲が存在するはずであり、この点の基準の必要性については、「31 沖洲マリンターミナル維

持管理業務（東部県土整備局＜徳島＞）」の事業で述べるとおりである。「31 沖洲マリンターミナル維持管理業務（東部県土整備局＜徳島＞）」の事業における検討も踏まえ、次のとおり意見を述べる。

（意見）

再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確に定めるべきである。

15 魅力あふれる「阿波とくしま」観光誘客促進事業の企画及び実施業務(観光政策課)

(1) 契約概要

ア 契約内容

メディアやイベントを活用した観光情報発信の実施

イ 契約の相手方

一般財団法人徳島県観光協会（以下この項目において「観光協会」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 14,867,000円

当該契約に係る主旨、目的を説明し実施可能かを確認した。また、昨年以前の実績や内容を精査し、より費用対効果及び効果性が高まるよう要請した上で見積書を徴し、その内容及び金額が適切であることの精査及び見直しを経て契約している。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

「徳島県観光振興基本計画第2期」に掲げた宿泊者数の数値目標を達成するためには、観光客を積極的に呼び込み、徳島で滞在し、宿泊してもらえるような魅力あふれる事業を実施する必要がある。

当該事業の実施内容は、

- (1) ふるさとカーニバルを通じた観光誘客
- (2) 新しい旬の観光素材を活用した徳島の魅力拡大事業

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

本事業の実施にあたっては、徳島県が戦略的に推進する観光振興施策を十分認識していることはもちろんのこと、徳島県全域の観光に関する豊富な知識と観光PRに関する能力・ノウハウを有した優秀な人材を組織体制、地元市町村や観光関連団体等との信頼関係を有した法人であることが求められる。

業務内容についても、大規模イベントを活用した観光PRの実施については、県内市町村や観光関係団体等との連携が必要であることから、公平性や透明性の確保が求められ、営利を目的とする民間事業者よりも公益的な機関への委託が望

ましく、委託先の選定にあたっては、競争入札は馴染まない。

観光協会は、本県の豊かな観光資源を活かし、観光宣伝紹介、観光客の誘致、国際観光の振興等を行うことにより、観光事業の健全な発展等を図るとともに、交流の創出によるにぎわいづくりを行い、地域の活性化と県民福祉の向上に寄与することを目的に設立された公的な機関である。

また、当協会は、県内市町村や観光関係団体、観光事業者等と密接な連携をとりながら、観光客誘致のための多様な自主事業を行っているほか、過去にも多くの県事業を受託し、円滑に観光事業を遂行した実績を持つ県内唯一の公益的法人であり、これらの事業実施に必要な条件を全て満たしているのは、観光協会のみであることから、委託先として選定するものである。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

14,867,000円

(イ) 見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための起案書

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 平成28年4月1日 (鉛筆書き))

(発送年月日 平成28年4月1日 (鉛筆書き))

(ウ) 見積書

作成日 平成28年4月1日

見積額 14,867,000円

(エ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(オ) 委託契約書

(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 平成28年5月13日)

委託料 14,867,000円

- (カ) 前金払依頼書
請求日 平成28年7月1日
請求金額 10,000,000円
- (キ) 前金払伺い
(立案年月日 平成28年7月1日)
(決裁年月日 記載なし)
(発送年月日 記載なし)
- (ク) 支出命令書
(支出命令年月日 平成28年7月7日)
支出命令額 10,000,000円
- (ケ) 委託業務完了報告書及び事業費精算書
作成日 平成29年3月31日
委託料額 14,867,000円
- (コ) 委託業務完了承認の決裁
委託先からの業務完了報告書の提出を受けて、業務完了承認をするための起
案書
(立案年月日 平成29年3月31日)
(決裁年月日 平成29年3月31日 (鉛筆書き))
(発送年月日 平成29年3月31日 (鉛筆書き))
- (カ) 委託業務完了承認書
(承認書記載の年月日 平成29年3月31日)
(公印使用の年月日 平成29年4月10日)
契約金額 14,867,000円
- (シ) 支出命令書
(支出命令年月日 平成29年4月10日)
支出命令額 4,867,000円

(2) 監査意見

ア 本事業は、平成21年度から、基本的に毎年同じ内容で実施しているものであり、予定価格の積算においては前年の金額をベースに検討しているとのことである

る。前年の事業が適正なものだったのであれば、そのような方法で予定価格を積算することは肯認できる。

当該年度に関しては、人件費を県の上昇スライドにあわせて増額した（前年14,801,000円→本年14,867,000円）とのことであり、この点についても問題はない。

ただし、委託先から提出された見積書は、合計14,867,000円のところ、補助金1,700,000円、事業費12,957,000円、事務費210,000円としか区分けされていない。補助金と事務費はともかくとしても、事業費12,957,000円については、金額が大きくて内容が明確とは言えず、金額の妥当性を検討するために必要な「内訳」としては不十分である。

そこで、見積りの段階で、より詳しい内訳を提出させて、その金額の妥当性を確認しなければならない。

（意見）

委託先から提出された見積書は、合計14,867,000円のところ、補助金1,700,000円、事業費12,957,000円、事務費210,000円としか区分けされていない。見積りの段階で、より詳しい内訳を提出させて、その金額の妥当性を確認しなければならない。妥当性の確認については、その経過を記録に残すことも必要である。

イ 本事業における委託契約書では、「再委託等の禁止」について「乙は、委託業務の全部又は一部の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りではない。」と定められている。

しかし、委託契約の契約方法については、平成18年3月14日管第750号で基本書式を定めており、「再委託等の禁止」については「乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とされている。さらに、この基本書式の条項を契約書へ記載するよう周知徹底が図られているはずである（平成16年度包括外部監査に関する措置状況）。

つまり、再委託の際には県の書面による承諾を要すると定めるべきであるところ

ろ、本事業において、そのように定めることができない特別な事情はないはずである。理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。

また、書面による承諾を必要としておかないと、承諾が適正になされたかを後日客観的に検証できなくなり、不都合である。再委託の承諾は、書面によることとしておかなければならない。

(意見)

理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。
再委託の承諾は、書面によることとしておかなければならない。

ウ 見積書の提出依頼、業務完了承認の決裁、いずれも決裁年月日と発送年月日が鉛筆書きであった。

そもそも鉛筆書きで記載する目的が不明である。いつでも書き換えられる状態のままにしているということは、実際にその日にそれぞれのことが行われたのではないのではないかという疑念を生む可能性があるものであり、不適切である。

(意見)

見積書の提出依頼、業務完了承認の決裁、いずれも決裁年月日と発送年月日が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。

エ 委託契約締結の決裁、前金払の決裁、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。

(意見)

委託契約締結の決裁、前金払の決裁、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。

決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

16 徳島県観光ガイドマップの購入（観光政策課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

徳島県観光ガイドブックの購入

イ 契約の相手方

一般財団法人徳島県観光協会（以下この項目において「観光協会」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 4, 100, 000円

当該契約に係る目的を説明し、契約金額等の交渉を行った。（購入部数や単価等の交渉）

オ 業務の内容

売買契約。観光情報提供事業を執行するにあたり、観光案内所等での配布や観光客誘致・宣伝活動に使用するために徳島県観光ガイドマップを購入した。

カ 契約期間等

契約年月日 平成29年3月27日

納入期限 平成29年3月31日

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

観光ガイドマップは、観光協会のみが所有しているため。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

4, 100, 000円と設定

(イ) 購入伺い

（立案年月日 平成29年3月24日）

（決裁年月日 平成29年3月24日（鉛筆書き））

（発送年月日 平成29年3月24日（鉛筆書き））

(ウ) 見積書の提出依頼

（立案年月日 平成29年3月24日）

(決裁年月日 平成29年3月24日 (鉛筆書き))

(発送年月日 平成29年3月24日 (鉛筆書き))

(エ) 見積書

作成日 平成29年3月24日

見積額 4, 100, 000円

(オ) 契約締結の決裁

(立案年月日 平成29年3月27日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(カ) 契約書

(契約書記載の年月日 平成29年3月27日)

(公印使用の年月日 平成29年4月13日)

金額 4, 100, 000円

(キ) 納品書

作成年月日 平成29年3月31日

金額 4, 100, 000円

(ク) 検収伺い

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 平成29年3月31日 (鉛筆書き))

(送付年月日 平成29年3月31日 (鉛筆書き))

(ケ) 検収承認書

作成年月日 平成29年3月31日

(コ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年5月1日)

支出命令額 4, 100, 000円

(2) 監査意見

ア 購入伺い、見積書の提出依頼、検収伺い、いずれも決裁日の記載が鉛筆書きであった。

そもそも鉛筆書きで記載する目的が不明である。いつでも書き換えられる状態

のままにしているということは、実際にその日にそれぞれのことが行われたのではないのではないかという疑念を生む可能性があるものであり、不適切である。

(意見)

購入伺い，見積書の提出依頼，検収伺い，いずれも決裁日の記載が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。

イ 購入契約締結の決裁の起案書において，決裁日の記載がなかった。

(意見)

購入契約締結の決裁の起案書において，決裁日の記載がなかった。

決裁年月日は，当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので，書き洩らさないようにしていただきたい。

17 v s 東京「おどる宝島！パスポート」キャンペーン事業実施業務（観光政策課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

おどる宝島パスポートの運営一式について

イ 契約の相手方

株式会社N（以下この項目において「N社」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 14,900,000円

当該契約に係る主旨、目的を説明し実施可能かを確認した。また、昨年以前の実績や内容を精査し、より費用対効果及び効率性が高まるよう要請した上で見積書を徴し、その内容及び金額が適切であることの精査及び見直しを経て契約している。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

- (1) パスポート維持管理業務
- (2) パスポート関係ツールの制作業務
- (3) パスポートPR業務
- (4) パスポート参加施設への営業業務
- (5) 淡路島との連携に関する業務
- (6) ホームページの維持管理業務

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

N社は、平成25年度「徳島県観光キャンペーン推進事業」、平成26年度「おいでよ徳島！みんなで「お・も・て・な・し」事業」、平成27年度「おどる宝島！パスポート」事務局運営業務、平成28年度「おどる宝島！パスポート」運営業務など本県が実施している観光キャンペーンに携わってきた。

また、「おどる宝島！パスポート」の事務局として、約700施設におよぶ参加施設の維持管理や各種要望への即時対応、新規施設への営業活動、トラブル発生時への誠実な対応に努めてきたとともに、参加施設との信頼関係を構築してきた。

このことから、事業の円滑な実施を図るために、他の事業者を選定することが困難であるため、N社を随意契約の相手方として選定する。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

- (ア) 予定価格の算定
14,900,000円と設定
- (イ) 見積書の提出依頼
業者から見積書を徴収するための起案書
(立案年月日 平成28年4月1日)
(決裁年月日 記載なし)
(発送年月日 記載なし)
- (ウ) 見積書
作成日 平成28年4月1日
見積額 14,900,000円
- (エ) 契約締結の決裁
(立案年月日 平成28年4月1日)
(決裁年月日 記載なし)
(発送年月日 記載なし)
- (オ) 委託契約の締結
(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)
(公印使用の年月日 平成29年2月14日)
- (カ) 委託料請求書
請求日 平成29年2月13日
請求金額 10,400,000円
- (キ) 前金払伺い
(立案年月日 平成29年2月14日)
(決裁年月日 記載なし)
(発送年月日 記載なし)
- (ク) 支出命令書
(支出命令年月日 平成29年2月14日)

支出命令額 10,400,000円

(ケ) 委託業務完了報告書

作成日 平成29年3月31日

委託料額 14,900,000円

(ク) 委託業務完了承認の決裁

委託先からの業務完了報告書の提出を受けて、業務完了承認をするための起案書

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(ク) 委託業務完了承認書

(承認書記載の年月日 平成29年3月31日)

(公印使用の年月日 平成29年4月20日)

契約金額 14,900,000円

(シ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年4月19日)

支出命令額 4,500,000円

(2) 監査意見

ア 見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、前金払伺い、委託業務完了承認の決裁、いずれも決裁日の記載がなかった。

(意見)

見積書の提出依頼、委託契約締結の決裁、前金払伺い、委託業務完了承認の決裁、いずれも決裁日の記載がなかった。

決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

イ 契約書に記載された年月日は平成28年4月1日であるが、公印が使用された

のは平成29年2月14日である。

つまり、契約書が作成されないまま、事業期間がほぼ終わっており、これはあまりにも遅すぎる。

(意見)

契約書に記載された年月日が平成28年4月1日であり、公印が使用されたのが平成29年2月14日である。これは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。

18 4Kライブラリー構築業務（観光政策課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

徳島県の観光素材として、4K動画集、観光写真集、観光PRビデオを作成する。

イ 契約の相手方

株式会社E（以下この項目において「E社」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

国補

エ 契約金額 4,995,756円

当該契約に係る主旨、目的を説明し実施可能かを確認した。また、昨年の実績や内容を精査し、昨年度より作成を依頼した作品数が少なかったため、作品数の減少に伴う契約額の減額の交渉を行った上で見積書を徴し、その内容及び金額が適切であることの精査及び見直しを経て契約している。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

徳島県の景勝地、観光施設、物産などを4Kカメラ等で撮影し、徳島県やその他の者がデジタルサイネージやインターネット等様々な場面で観光素材映像を活用するための4K動画集及び観光写真集を作成し、4K等の高画質を活かした臨場感ある映像により訴求力のある情報発信を行うための観光PRビデオを制作することを目的として、これに必要な企画・撮影・編集を行う。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

平成27年度9月補正予算による「4Kライブラリー構築事業」の受託業者は、公募型プロポーザル方式による選考委員会において、平成27年11月にE社が選定され、以降契約を締結し同月から平成28年3月までの、いわゆる「秋冬編」の委託期間により、本県の魅力を発信する観光動画集及び写真集の撮影並びにこれらを用いた観光PR動画の制作及び情報発信の業務を進めているところである。

本業務は、上記の「秋冬編」に引き続く「春夏編」で、業務目的は同一かつ四季を通じての継続性が肝要で、選考委員会において同社が提案した実施方針、目

標設定に沿って同一のコンセプトにより業務を遂行することが極めて効率的であり、最大の効果を得られるものである。

また、本業務では、同一の観光素材を同様の構図で四季を通じて複数回撮影することにより、春夏秋冬の変化に富む徳島の魅力を引き出す内容を含んでおり、現場での撮影を経験した同じカメラマン、ディレクター等が継続して担当することや、継続して同一の機材を用いることにより同一性のある違和感のない映像の仕上がりとなることが求められる。

かつ、以上に加え、E社は、「徳島アーカイブス」事業に取り組んでいる。この事業は、過去に様々な媒体・形式で撮影された徳島に関する大量の映像データを、統一された原版フォーマットに変換し、その映像原版（中間ファイル）に対し体系化されたメタデータを付与して神山と東京にある専用のアーカイブ施設に保存し、その中間ファイルを、WEB用、放送・劇場用、DVD／BD用、サイネージ用など用途ごとに動画ファイルに変換し、同社所有の高速専用回線を用いて、200社以上の放送局・映像制作・配信会社が活用することができる事業である。本業務では、国内外へ本県の観光情報の発信を行うこととしているが、本県の高画質の観光映像をアーカイブデータに登載し、高速専用回線を用い放送局や映画製作会社がそのまま放送用や劇場用フォーマットとして使用できる環境を整備できるのはE社だけであり、このことにより、効果的、効率的な情報発信が可能となり、ひいてはロケーション誘致等による地域活性化も期待できる。

以上のことから、業務目的を達成するために本県が定める効果的な手段を取ることができるのはE社だけであり、同社を委託先として選定する。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

7,000,000円

(イ) 見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための起案書

(立案年月日 平成28年3月8日)

(決裁年月日 平成28年3月8日)

(発送年月日 平成28年3月8日)

(ウ) 見積書

作成日 平成28年3月22日

見積額 4,995,756円

(エ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 平成28年4月1日)

(発送年月日 平成28年4月1日)

(オ) 委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 平成28年7月15日)

委託料 4,995,756円

(カ) 委託業務完了報告書

作成日 平成29年3月31日

委託料額 4,995,756円

(キ) 委託業務完了承認の決裁

委託先からの業務完了報告書の提出を受けて、業務完了承認をするための起
案書

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 平成29年3月31日)

(発送年月日 平成29年3月31日)

(ク) 委託業務完了承認書

(承認書記載の年月日 平成29年3月31日)

(公印使用の年月日 平成29年3月30日)

契約金額 4,995,756円

(ケ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年3月31日)

支出命令額 4,995,756円

(2) 監査意見

ア 契約書に記載された年月日は平成28年4月1日であるが、公印が使用された

のは平成28年7月15日である。

つまり、3か月以上遅れている。これはあまりにも遅すぎる。

(意見)

契約書に記載された年月日が平成28年4月1日であり、公印が使用されたのが平成28年7月15日である。これは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。

イ 本事業において、完了報告書の年月日、その承認伺いの立案日、決裁日、発送日は、いずれも平成29年3月31日になっている。委託業務完了承認書に記載された業務完了日、完了報告日、検査日も平成29年3月31日である。

ところが、委託業務完了承認書に公印が押されたのは、平成29年3月30日である。公印の管理が日付も含めて極めて厳重に行われていることに鑑みると、各書類の年月日の記載が間違っており、間違った記載のまま書類が作成された可能性が高いように思われるが、なぜこのような事態が生じたのかについては、担当課は、「覚えていない」とのことである。

ただ、完了報告書に記載された年月日が正しいとすれば、未だ完了報告書も提出されていないにもかかわらず、委託業務完了承認書に公印が押され作成されたということになり、委託業務完了承認という手続き自体が適正に行われていないことになる。そのような疑念さえ生みかねないことである。

(意見)

完了報告書の年月日、その承認伺いの立案日、決裁日、発送日が、いずれも平成29年3月31日である。また、委託業務完了承認書に記載された業務完了日、完了報告日、検査日も平成29年3月31日である。ところが、委託業務完了承認書に公印が押されたのは、平成29年3月30日である。

今後は、書面上矛盾が残るこのような事態が二度と発生しないようにしていただきたい。

19 ときめき★あわ旅～あわ文化体感博～における観光誘客促進事業（観光政策課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

キャンペーンブックの作成やウェブサイトを活用した観光誘客を行った。

イ 契約の相手方

株式会社R

ウ 国庫補助・県単の別

国補

エ 契約金額 8,000,000円

当該契約に係る主旨、目的を説明し実施可能かを確認した。また、昨年以前の実績や内容を精査し、より費用対効果及び効果性が高まるよう要請した上で見積書を徴し、その内容及び金額が適切であることの精査及び見直しを経て契約している。

オ 契約期間 平成28年10月25日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

旅行先として徳島県を選んでもらうため、阿波藍や阿波人形浄瑠璃、阿波おどりなどの徳島の誇る「あわ文化」を観光資源として掲載したキャンペーンブックを作成するとともに、旅行情報誌への記事掲載や旅行ウェブサイトを通じた相乗効果を図り、効果的な観光誘客につなげることを目的とする。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

旅行愛好者に直接届く情報発信を行い、本県への旅行意欲を確実に促進させ、宿泊に繋げるためには、キャンペーンブックに加え、訴求力のある旅行情報誌や旅行ウェブサイト（宿泊サイト）と連動した効果的なPR展開が必要である。

株式会社Rは、国内有数の販売部数を誇る旅行情報誌（月刊誌）に加え、宿泊に直結する日本最大級の宿泊サイトを運営している。旅行情報誌（月刊誌）と宿泊サイトの両面でプロモーションを行っている業者は、株式会社Rのみであり、これらとキャンペーンブックの媒体で完全タイアップできる委託先は、同社しかない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

8, 000, 000円

(イ) 見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための起案書

(立案年月日 平成28年10月17日)

(決裁年月日 平成28年10月17日 (鉛筆書き))

(発送年月日 平成28年10月17日 (鉛筆書き))

(ウ) 見積書

作成日 平成28年10月24日

見積額 8, 000, 000円

(エ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年10月25日)

(決裁年月日 平成28年10月25日 (鉛筆書き))

(発送年月日 平成28年10月25日 (鉛筆書き))

(オ) 委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年10月25日)

(公印使用の年月日 平成29年3月22日)

委託料 8, 000, 000円

(カ) 委託業務完了報告書

作成日 平成29年3月31日

委託料額 8, 000, 000円

(キ) 委託業務完了承認について

委託先からの業務完了報告書の提出を受けて、業務完了承認をするための起案書

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 平成29年3月31日 (鉛筆書き))

(発送年月日 平成29年3月31日 (鉛筆書き))

(ク) 委託業務完了承認書
(承認書記載の年月日 平成29年3月31日)
(公印使用の年月日 平成29年5月1日)
契約金額 8,000,000円

(ケ) 支出命令書
(支出命令年月日 平成29年5月1日)
支出命令額 8,000,000円

(2) 監査意見

ア 委託先から提出された見積額の妥当性を検討するために、同様の事業を行っている他自治体に電話で聞き取りし、他自治体の金額と比較したとのことである。そのうえで、金額が妥当であると判断したとのことであり、問題ない。

イ 本件委託契約書上、前文で契約当事者「乙」が「株式会社R徳島営業所」とされている。

しかし、本件事業の委託契約の相手方は、「株式会社R徳島営業所」ではなく「株式会社R」である。よって、委託契約書の前文の契約当事者「乙」の記載は、「株式会社R」としておかなければならない。

なお、本件委託契約書の末尾も、徳島営業所所長に関する記載のみとなっているが、次のように記載するのが本来である。

「 所在地
会社名
代表取締役 氏名
上記代理人
(支店の) 所在地
●●会社●●支店
支店長 氏名 印 」

このような記載方法は、本県の契約事務講座資料で周知されているとおりであ

る。

(意見)

委託契約書の前文の契約当事者「乙」の記載は、「株式会社R徳島営業所」ではなく、委託契約の相手方である「株式会社R」としておかなければならない。

委託契約書の末尾の契約当事者「乙」の記載も、まず契約の主体である「株式会社R」について記載し、そのうえで、「株式会社R」の代理人である「徳島営業所所長」について記載するのが本来である。

ところで、委託契約書を含む本件事業の書類のすべてにおいて、委託先の名義が「株式会社R徳島営業所 所長 M」とされている。

しかし、株式会社Rから県に提出されている委任状において、株式会社Rが契約締結につき権限を委任しているのは、「株式会社R徳島営業所 所長 M」ではなく、「株式会社R徳島拠点 飲食情報営業統括部 営業3部 徳島飲食グループ グループマネージャー M」である。

よって、委託先から提出を受ける書類については「株式会社R徳島営業所 所長 M」ではなく「株式会社R徳島拠点 飲食情報営業統括部 営業3部 徳島飲食グループ グループマネージャー M」により作成されていなければならぬし、委託契約書に株式会社Rの代理人として記名押印するのも、「株式会社R徳島営業所 所長 M」ではなく「株式会社R徳島拠点 飲食情報営業統括部 営業3部 徳島飲食グループ グループマネージャー M」でなければならない。

(意見)

委託先からの提出書類の作成名義人が、委託先の代理人として委任状に記載された者であることを確認して、真正な代理人との間で取引を行わなければならない。

委託契約書の記名押印者が、委託先の代理人として委任状に記載された者であることを確認して、真正な代理人との間で契約書を取り交わさなければならない。

ウ 本事業における委託契約書では、「再委託等の禁止」について「乙は、委託業務

の全部又は一部の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りではない。」と定められている。

しかし、委託契約の契約方法については、平成18年3月14日管第750号で基本書式を定めており、「再委託等の禁止」については「乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とされている。さらに、この基本書式の条項を契約書へ記載するよう周知徹底が図られているはずである（平成16年度包括外部監査に関する措置状況）。

つまり、再委託の際には県の書面による承諾を要すると定めるべきであるところ、本事業において、そのように定めることができない特別な事情はないはずである。理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。

また、書面による承諾を必要としておかないと、承諾の有無につき後日検証できなくなり、不都合である。再委託の承諾は、書面によることとしておかなければならない。

(意見)

理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。

再委託の承諾は、書面によることとしておかなければならない。

エ 見積書の提出依頼、契約締結の決裁、完了承認の決裁、いずれも決裁日の記載が鉛筆書きであった。

そもそも鉛筆書きで記載する目的が不明である。いつでも書き換えられる状態のままにしているということは、実際にその日にそれぞれのことが行われたのではないのではないかという疑念を生む可能性があるものであり、不適切である。

(意見)

見積書の提出依頼、契約締結の決裁、完了承認の決裁の、決裁日の記載が鉛筆書きであった。鉛筆書きでの記載は不適切である。

オ 契約書に記載された年月日は平成28年10月25日であるが、公印が使用さ

れたのは平成29年3月22日である。

つまり、契約書が作成されないまま、事業期間がほぼ終わっており、これはあまりにも遅すぎる。

(意見)

契約書に記載された年月日が平成28年10月25日であり、公印が使用されたのが平成29年3月22日であるのは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。

20 「秋の阿波おどり～阿波おどり大絵巻～」イベント実施委託業務（観光政策課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

秋の阿波おどりイベントに掛かる業務一式について

イ 契約の相手方

株式会社M（以下この項目において「M社」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

国補

エ 契約金額 10,000,000円

当該契約に係る主旨，目的を説明し実施可能かを確認した。また，昨年以前の実績や内容を精査し，より費用対効果及び効果性が高まるよう要請した上で見積書を徴し，その内容及び金額が適切であることの精査及び見直しを経て契約している。

オ 契約期間 平成28年8月26日から平成29年1月31日まで

カ 業務の内容

「アスティとくしま」において開催される「阿波おどり大絵巻」の企画，運営。

（1）「阿波おどり大絵巻」のイベント企画・広報に関すること。

（2）イベント開催に係る設備の作成，借上げ，設営，撤去及び保守管理に関すること。

（3）安全管理に関すること。

（4）事業報告作成業務

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「秋の阿波おどり」は，一般財団法人徳島県観光協会が実施している観光キャンペーン「おどる徳島！とくしま魅力体感博」のメインイベントの一つであり，同協会が自主事業として実施する「阿波人形浄瑠璃」や「ご当地グルメ」，「体験コーナー」，各市町村の「観光PRブース」等，阿波おどり以外の各種イベントと一体となって準備及び進行を行う必要がある。

同協会では，イベント全体の舞台設営から当日の運営までを一括してM社に委託しており，「秋の阿波おどり」のみを切り分けて他の事業者に委託することがで

きない。

そのため、競争入札にはなじまず、随意契約により執行するものである。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

10,000,000円

(イ) 見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための起案書

(立案年月日 平成28年8月19日)

(決裁年月日 平成28年8月19日)

(発送年月日 平成28年8月19日)

(ウ) 見積書

作成日 平成28年8月26日

見積額 10,000,000円

(エ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年8月26日)

(決裁年月日 平成28年8月26日)

(発送年月日 平成28年8月26日)

(オ) 委託契約書

(契約書記載の年月日 平成28年8月26日)

(公印使用の年月日 平成29年1月13日)

委託料 10,000,000円

(カ) 委託業務完了報告書

作成日 平成29年1月31日

委託料額 10,000,000円

(キ) 委託業務完了承認について

委託先からの業務完了報告書の提出を受けて、業務完了承認をするための起案書

(立案年月日 平成29年1月31日)

(決裁年月日 平成29年1月31日)

(発送年月日 平成29年1月31日)

(ク) 委託業務完了承認書

(承認書記載の年月日 平成29年1月31日)

(公印使用の年月日 平成29年1月31日)

契約金額 10,000,000円

(ケ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年2月1日)

支出命令額 10,000,000円

(2) 監査意見

ア 本事業は、平成27年度から、基本的に毎年同じ内容で実施しているものであり、予定価格の積算においては前年の金額をベースに検討しているとのことであり、そのこと自体は妥当である。

ただし、前年の金額をベースにしながらも、その中に削減できる部分がないかとの視点から検討することが必要である。本事業に関しては、そのような検討がなされたことが記録上読み取れない。

(意見)

見積りの段階で、減額できる部分がないのか十分に検討し、その検討の経過を記録に残すことが必要である。

イ 本事業における委託契約書では、「再委託等の禁止」について「乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。」と定められている。

しかし、委託契約の契約方法については、平成18年3月14日管第750号で基本書式を定めており、「再委託等の禁止」については「乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とされている。さらに、この基本書式の条項を契約書へ記載するよう周知徹底が図られているはずである（平成16年度包括外部監査に関する措置状況）。

つまり、再委託の際には県の書面による承諾を要すると定めるべきであるところ、本事業において、そのように定めることができない特別な事情はないはずである。理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。

また、書面による承諾を必要としておかないと、承諾の有無につき後日検証できなくなり、不都合である。再委託の承諾は、書面によることとしておかなければならない。

(意見)

理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。

再委託の承諾は、書面によることとしておかなければならない。

ウ 本事業では、委託料の大半が委託先から外部の業者等への支払いに充てられている。

例えば、阿波おどり等の出演料や、コンテストの賞品代や、広報関係費や、交流会経費等の合計が794万円になる。つまり、委託料1,000万円のうちの大半は、外部に支払われている。とすると、委託先から外部への支払いが正しく行われたことを確認しておく必要性は高い。そこで、完了報告の際に、外部に支払った部分については、可能な限り領収書や通帳等の支払関係証憑の写しを提出させておくべきである。

(意見)

業務完了報告を受ける際に、外部に支払った部分については、可能な限り領収書や通帳等の支払関係証憑の写しを提出させておくべきである。

また、上記794万円の支払いのほかに、映像制作業務30万2,400円、得点映像制作・上映費34万円という支払いもなされている。これらの支払いについては、再委託として書面による承諾が必要ではなかったのか、疑問が生じる。

このような疑問が生じる原因は、本事業の契約において、再委託に関し承諾が必要な範囲につき明確に定められていないことにある。

再委託に関しては、このほかに、そもそも再委託が許されない範囲が存在する

はずであり、この点の基準の必要性については、「31 沖洲マリンターミナル維持管理業務（東部県土整備局＜徳島＞）」の事業で述べるとおりである。「31 沖洲マリンターミナル維持管理業務（東部県土整備局＜徳島＞）」の事業における検討も踏まえ、次のとおり意見を述べる。

（意見）

再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確に定めるべきである。

エ 契約書に記載された年月日は平成28年8月26日であるが、公印が使用されたのは平成29年1月13日である。

つまり、契約書が作成されないまま、事業期間がほぼ終わっており、これはあまりにも遅すぎる。

（意見）

契約書に記載された年月日が平成28年8月26日であり、公印が使用されたのが平成29年1月13日である。これは、あまりにも遅すぎる。適切な時期に契約書を作成しなければならない。

2 1 海外発信及び海外との関係強化推進事業の企画及び実施業務（国際課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

海外発信及び海外との関係強化推進事業の企画及び実施業務

イ 契約の相手方

徳島県国際観光テーマ地区推進協議会

ウ 国庫補助・県単の別

国庫補助 1 / 2

エ 契約金額 4, 492, 011円

オ 契約期間 平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

(ア) 目的

海外で開催されるイベントにおいて、阿波おどりを披露することにより本県のPRをする。

本県のブースの設置や県内観光事業者と香港旅行会社、メディアとの交流セミナーを開催し、本県の観光・物産のPRを行う。

リオ五輪開催に合わせて、現地での本県の文化・観光情報を発信する。

(イ) 概要

a シンガポール市場への阿波おどりを活用した観光PR

日時：平成28年10月29日～30日

場所：シンガポール

日本とシンガポールの国交樹立50周年を記念し、両国の更なる友好促進・相互理解を促進するためのイベント「S J 5 0 M A T S U R I」において、在シンガポール日本大使館の依頼により、阿波おどりの披露を行った。阿波おどり振興協会選抜連から30名、高円寺阿波おどり連協会選抜より30名が参加した。

また、本県ブースでは、本県紹介映像（4K）の上映、藍製品の展示や県産食品の試食配布を行った。

b 日本秋祭 i n 香港

日時：平成28年11月2日

場所：香港文化センター・香港日本人倶楽部

セミナーでは、徳島県阿波踊り協会から30名の選抜チームを編成し、阿波おどりを披露した。また、県産品を招待者にふるまった。徳島県からは副知事を始め、宿泊・観光施設の事業者が参加。台湾側は旅行会社17社23名とメディア4社5名が参加した。香港文化センターでの阿波おどりの来場者は800名以上であった。

c リオ五輪開催に合わせた文化・観光PR

平成28年8月4日～5日にジタージ・ダス・アルステ（リオ・デ・ジャネイロ）に設置されたTokyo2020 JAPAN HOUSE 文化庁ブースにおいて、ビックひな祭り、阿波藍をはじめとする本県文化とともに、観光情報の発信を行った。

キ 随意契約の理由

本事業において、本県のプロモーションを実施するにあたり、実際に外国人観光客の受け入れ及びPR活動等を行う県内自治体及び観光関係団体と連携して行う必要があり、県内自治体及び観光関係団体を構成員とし外国人観光客の来訪促進を目的として組織された当該協議会において事業を実施することで業務の効率化を図ることができる。

また、本事業では、在外公館や相手国の公的機関との綿密で迅速な調整が必要となるため、海外プロモーションのノウハウを有する公的な組織への委託が望ましいことから、委託先として徳島県国際観光テーマ地区推進協議会を選定した。

ク 手続きの流れ

- (ア) 予定価格の算定
4,950,000円と算定
- (イ) 委託業者の選定及び見積書の提出依頼
(立案年月日 平成28年7月1日)
(決裁年月日 平成28年7月1日)
- (ウ) 見積書の提出
平成28年7月1日
- (エ) 委託契約締結の決裁
(立案年月日 平成28年7月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(オ) 委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年7月1日)

(公印使用の年月日 平成29年2月1日, 平成29年5月23日)

金額 4,950,000円

(カ) I株式会社(以下この項目において「I社」という。)への再委託承諾申請書
平成28年9月27日

委託先が、一部の事業「日本秋祭in香港における徳島県PRイベント業務」について、I社に再委託(2,999,240円)することの承諾を申請した
もの。

(キ) 再委託承諾の決裁

(立案年月日 平成28年9月27日)

(決裁年月日 平成28年9月27日)

(公印使用の年月日 平成29年3月30日)

(ク) I社の徳島県国際観光テーマ地区推進協議会への業務完了報告書
平成29年1月31日

(ケ) 契約相手方からの委託料の一部(4,000,000円)の請求
平成29年2月9日

(コ) 請求のあった一部の委託料(4,000,000円)の支出命令
平成29年2月9日

(カ) 委託契約の変更協議申入れ書

契約上、県は、契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を
変更することができることとなっていることから、徳島県国際観光テーマ地区推進
協議会が、委託料を、4,950,000円から4,492,011円に減額
する契約変更の協議を申し入れしたもの。

変更内容が分かる変更見積書を添付している。

平成29年3月24日

(シ) 変更委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成29年3月24日)

(決裁年月日 記載なし)

変更契約書案を添付して起案している。

(ス) 変更委託契約締結

(契約書記載の年月日 平成29年3月24日)

(公印使用の年月日 平成29年5月18日)

委託料を4,492,011円に変更

(セ) 委託業務完了報告書

平成29年3月31日

(ソ) 委託業務完了承認の決裁

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年5月19日)

(2) 監査意見

ア 事業全体について

(1)のク(ア)にある予定価格算定の根拠は、予算要求時の比較的簡単なものがあるのみであり、これまでの経験から得た数字などから積算したものであることである。公共工事等のようにこれまで実施した事業の情報が多数蓄積されている性質の事業ではなく、1回限りのイベント的要素の強いものであるという事業の性質上、予算要求時の予定価格算定の根拠がある程度簡単なものになるのはやむを得ない。そのような事業については、事後的に事業の効率性や経済性を測るほかに、そのためには、当該事業について、最終的にどのようなことが行われそれにどのような経費が掛かったのかを把握できるようにすることが不可欠である。

(意見)

1回限りのイベント的要素の強い本事業のような事業については、予算の枠を決めたあと、事業の詳細を詰めて確定していくという過程をたどらざるを得ない面がある。ただ、事業の中身よりも先に予算の枠が決まっていると、当該枠内で事業が実施されればよく、事業実施にあたっての効率性や経済性を考えることが後回しになりがちであるという側面があることは否定できない。事業の効率性

や経済性を事後的に測るためにも、当該事業について、最終的にどのようなことが行われ、それにどのような経費が掛かったのかを把握することは不可欠である。

本事業について担当課から提出された資料の中には、当初、各事業の実施内容や成果を確認できる資料はなかったものの、後に委託先から資料を取り寄せ、提出があった。また、今後は事業の実施内容や成果を確認するため、委託先から資料を取り寄せることにするとの方針表明があったことは評価できる。

今後その資料のもつ意味合いを考え、的確な資料を残すようにしていただきたい。

イ 契約の相手方について

(問題の所在)

本件事業は、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施している。

同団体は、一般社団法人Nの徳島県支部長を会長とし、副会長を徳島県内の市の役職者に割り当てるなどしており、実際に、徳島県全体で外国人観光客の受け入れ態勢の整備等を図る場面では、同団体のメンバーが協議し方向性を決めることができるなど、重要な役割を果たすことが期待できる。

しかしながら、同団体の事務局は国際課に置かれており、事務局長は国際課長、事務局次長は国際課副課長が充てられている。同団体の事務も、国際課の職員が行っている。

同団体の事業は、形式的には外部の任意団体が実施していることになってはいるが、実際には国際課が実施しているとみえる側面を有している。

仮に、実際には事業は国際課が実施していると評価できることになると、委託者と委託先が同一であることになり、事業を委託した者が委託された自分をチェックするという事態が発生することになる。

事業の執行は適正になされており、チェックも的確になされているという場合もあるのであろうが、適正なチェックがなされていることについて十分な信頼が得られる体制にはなっていないといわれても仕方のない状況である。

(意見)

事業の担当課に事務局がおかれている任意団体に事業の委託をするのは、当該任意団体のメンバーが一堂に会し、実質的な協議をして方向性を決めることが必要であるなど、団体本来の役割を果たすことが期待できる場合に限定するべきである。

(意見)

事業の一部が再委託されているところ、当該再委託先が選定された理由の説明は、再委託承諾申請書が1枚あるだけである。

当該申請書には、委託先が、再委託先を選定するため、平成28年9月9日から同月16日までの間、企画提案者を募集したうえ、委託業者審査委員会で審査し、再委託先を選定したとある。

当該選定手続きが適正に行われたことを確認できる資料も取得しておくべきである。

(意見)

契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているところ、公印使用の日付からみる限り、県の書面による承諾は、平成29年3月30日になされている。にもかかわらず、I社の徳島県国際観光テーマ地区推進協議会への業務完了報告書は、平成29年1月31日に出されており、同日までに再委託された一部の事業は終了している。県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。

ウ 立案文書について

(意見)

上記のとおり、決裁年月日の記載のないものが散見された。決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

2 2 徳島県外国人観光誘客促進事業（V J 地方連携事業）の企画及び実施業務（国際課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

徳島県外国人観光誘客促進事業（V J 地方連携事業）の企画及び実施業務委託

イ 契約の相手方

徳島県国際観光テーマ地区推進協議会

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 3, 517, 174円

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

観光庁のビジット・ジャパン（V J）地方連携事業（自治体・観光関係団体等・全国の運輸局が連携して取り組む訪日プロモーション事業。観光庁に事業計画案を提出し、採択されれば事業費の最大50%が交付される）を活用し、四国各県、奈良県及び和歌山県と連携した、海外での商談会やメディアの招へい事業

キ 随意契約の理由

V J 地方連携事業は、都道府県の枠を越え、広域で連携して行うプロモーション事業であり、海外旅行会社やメディアの招請を行うにあたり、他自治体及び観光関係団体と連携して行う必要がある。また、海外旅行会社やメディアの視察先の選定において、各施設や事業者に対する公平性及び透明性の確保が求められるため、営利を目的とする一民間事業者への委託はなじまず、公益的な組織への委託が望ましい。

当協議会は、自治体及び観光関係団体を構成員とし外国人観光客の来訪促進を目的として組織されており、本事業の実施できる団体は当協議会しかなく、当協議会で実施することで業務の効率化を図ることができる。

ク 手続きの流れ

(ア) 予定価格の算定

3, 600, 000円

(イ) 委託業者の選定及び見積書の提出依頼

（立案年月日 平成28年4月1日）

(決裁年月日 平成28年4月1日)

- (ウ) 見積書の提出

平成28年4月1日

- (エ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

- (オ) 委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 平成29年2月1日, 平成29年5月23日)

金額 3,600,000円

- (カ) 株式会社V (以下この項目において「V社」という。) への再委託承諾申請書

平成28年7月11日

委託先が, 一部の事業「シンガポール向け愛媛県, 徳島県等観光情報発信事業」について, 四国運輸局, 瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会とともに, V社に再委託(分担金800,000円)することの承諾を申請したもの。

V社への再委託の分担金は, 四国運輸局(2,450,000円), 瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会(1,650,000円)。

- (キ) V社への再委託承諾の決裁

(立案年月日 平成28年7月11日)

(決裁年月日 平成28年7月11日)

(公印使用の年月日 平成29年4月19日)

- (ク) V社の四国運輸局観光部国際観光課への報告書

平成29年3月24日

- (ケ) 株式会社N (以下この項目において「N社」という。) への再委託承諾申請書

平成28年10月7日

委託先が, 一部の事業「サイクリング・アイランド四国PR事業」について, 四国運輸局, 愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会, 公益社団法人香川県観光協会, 公益財団法人高知県観光コンベンション協会とともに, N社に再委託(分担金742,372円)することの承諾を申請したもの。

N社への再委託の分担金は, 四国運輸局(3,365,420円), 愛媛県国

際観光テーマ地区推進協議会（1,138,304円）、公益社団法人香川県観光協会（742,372円）、公益財団法人高知県観光コンベンション協会（742,372円）。

(ロ) N社への再委託承諾の決裁

（立案年月日 平成28年10月7日）

（決裁年月日 平成28年10月7日）

（公印使用の年月日 平成29年4月19日）

(ハ) N社の徳島県国際観光テーマ地区推進協議会らへの報告書

平成29年3月

(ニ) 契約相手方からの委託料の一部（3,000,000円）の請求

平成29年2月9日

(ホ) 請求のあった一部の委託料（3,000,000円）の支出命令

平成29年2月9日

(ヘ) 委託契約の変更協議申入れ書

契約上、県は、契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができることとなっていることから、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会が、委託料を、3,600,000円から3,517,174円に減額する契約変更の協議を申し入れしたもの。

変更内容が分かる変更見積書を添付している。

平成29年3月24日

(ト) 変更委託契約締結の決裁

（立案年月日 平成29年3月24日）

（決裁年月日 記載なし）

変更契約書案を添付して起案している。

(タ) 変更委託契約の締結

（契約書記載の年月日 平成29年3月24日）

（公印使用の年月日 平成29年5月18日）

委託料を3,517,174円に変更

(チ) 委託業務完了報告書

平成29年3月31日

(ツ) 委託業務完了承認の決裁

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年5月19日)

(2) 監査意見

ア 事業全体について

(意見)

本事業も、1回限限りのイベント的要素の強い事業であるから、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。

イ 契約の相手方について

(意見)

本件事業も、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施しているので、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。

また、本事業についても、二つの事業が再委託されているところ、当該再委託先は、企画提案の公募により行われ、最も優秀な事業者が選定されたと理由の説明がある。ただ、選定手続きの具体的な経過は不明である。

二つの再委託契約はともに複数の委託者があり、国が選定手続きの取りまとめをしたとのことである。

委託先を通じて、再委託先がどのように選定されたのかが確認できる資料を取得しておくべきである。

(意見)

契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているが、公印使用の日付からみる限り、ここでも県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。

ウ 立案文書について

(意見)

決裁年月日の記載を書き渡らさないようにしていただきたい。

23 徳島県外国人観光誘客促進事業の企画及び実施業務（国際課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

徳島県外国人観光誘客促進事業の企画及び実施業務委託

イ 契約の相手方

徳島県国際観光テーマ地区推進協議会

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 11,196,062円

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

外国人観光客受入環境整備事業（旅行会社に対するインセンティブ、県内事業者へのWi-Fi導入、多言語表記などの助成。）

海外観光プロモーション活動

各種パンフレット、観光情報の多言語化

キ 随意契約の理由

本事業については、実際に外国人観光客の受け入れ及びPR活動等を行う自治体及び観光関係団体と連携して行う必要があり、自治体及び観光関係団体を構成員とし外国人観光客の来訪促進を目的として組織された当該協議会において事業を実施することで業務の効率化を図ることができる。

また、事業内容が旅行会社への旅行商品の造成支援等を含んでおり、業者の利益に関係してくることから、公平性や透明性の確保が求められ、営利を目的とする一民間事業者への委託はなじまず、公益的な組織への委託が望ましい。

ク 手続きの流れ

(ア) 予定価格の算定

15,600,000円

(イ) 委託業者の選定及び見積書の提出依頼

（立案年月日 平成28年4月1日）

（決裁年月日 平成28年4月1日）

- (ウ) 見積書の提出
平成28年4月1日
- (エ) 委託契約締結の決裁
(立案年月日 平成28年4月1日)
(決裁年月日 記載なし)
- (オ) 委託契約の締結
(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)
(公印使用の年月日 平成28年7月27日, 平成29年5月23日)
金額 15,600,000円
- (カ) 再委託承諾申請書
平成29年1月16日
委託先が, 一部の事業「メディカルツーリズムガイド作成事業」について,
公益財団法人とくしま産業振興機構に再委託(1,100,000円)すること
の承諾を申請したもの。
- (キ) 再委託承諾の決裁
(立案年月日 平成29年1月16日)
(決裁年月日 記載なし)
(公印使用の年月日 平成29年4月19日)
- (ク) 委託契約の変更協議申入れ書
契約上, 県は, 契約締結後の事情により, 委託業務の内容の全部又は一部を
変更することができることとなっていることから, 徳島県国際観光テーマ地区推進
協議会が, 委託料を, 15,600,000円から14,500,000円に
減額する契約変更の協議を申し入れしたものを。
変更内容が分かる変更見積書を添付している。
平成29年2月1日
- (ケ) 変更委託契約締結の決裁
(立案年月日 平成29年2月1日)
(決裁年月日 記載なし)
変更契約書案を添付して起案している。

(コ) 変更委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成29年2月1日)

(公印使用の年月日 平成29年3月22日)

委託料を14,500,000円に変更

(カ) 委託契約の変更協議申入れ書

契約上、県は、契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができることとなっていることから、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会が、委託料を、14,500,000円から11,196,062円に減額する契約変更の協議を申し入れしたものの。

変更内容が分かる変更見積書を添付している。

平成29年3月24日

(キ) 変更委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成29年3月24日)

(決裁年月日 記載なし)

変更契約書案を添付して起案している。

(ク) 変更委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成29年3月24日)

(公印使用の年月日 平成29年5月19日)

委託料を11,196,062円に変更

(ケ) 委託業務完了報告書

平成29年3月31日

(コ) 委託業務完了承認の決裁

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年5月19日)

(2) 監査意見

ア 事業全体について

(意見)

本事業については、当初予算が15,600,000円であったのに、最終的

な実績は、11,196,062円と当初予算の7割程度に止まっている。

しかし、そのような結果になった理由は、書類を一見しただけではわからない。予算編成時には、ある程度細かく項目分けして、具体的に予算価格を積算しているが、それに対応する実績がどのようなものであるかを確認できる資料はみあたらない。これでは、多岐にわたる事業のうち、どの事業がどの程度実施され、どの事業は実施されなかったのかを確認することができないし、ひいては、個別の事業について、次年度以降にどのような形で具体的に事業を続けていくのか、また、続けていかないのかを判断するのに困ることになる。

十分には資料が取得できていないと言わざるを得ない。少なくとも、実績の報告は、当初予算の段階のものに対応したものを提出するよう相手方に求め、それを保管しておくべきである。

イ 契約の相手方について

(意見)

本件事業も、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施しているので、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。

(意見)

契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているが、公印使用の日付からみる限り、ここでも県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。

ウ 立案文書について

(意見)

決裁年月日の記載を書き渡らさないようにしていただきたい。

24 地方創生インバウンド推進事業の企画及び実施業務（国際課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

地方創生インバウンド推進事業の企画及び実施業務委託

イ 契約の相手方

徳島県国際観光テーマ地区推進協議会

ウ 国庫補助・県単の別

国補

エ 契約金額 18,380,000円

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

通訳ボランティア団体の活動支援を目的とした臨時補助職員の雇用

東京都との連携による海外メディアへの情報発信

ホームページやSNSでの情報発信業務

キ 随意契約の理由

本事業では広域で連携して行うプロモーション事業を含むため、他自治体との綿密な調整が必要となる。また、当事業の通訳ボランティア団体の活動支援においては、ボランティアの性質上、営利を目的とする一民間事業者への委託はなじまず、また、発足直後の通訳ボランティア団体の活動を軌道に乗せ、団体として自立していくための長期的な視点に立った支援が必要となる。以上のことから、公益的な組織への委託が望ましい。

当協議会は、自治体及び観光関係団体を構成員とし外国人観光客の来訪促進を目的として組織されており、本事業を実施できる団体は当協議会しかなく、当協議会で実施することで業務の効率化を図ることができる。

ク 手続きの流れ

(ア) 予定価格の算定

18,380,000円

(イ) 委託業者の選定及び見積書の提出依頼

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 平成28年4月1日)

- (ウ) 見積書の提出
平成28年4月1日
- (エ) 委託契約締結の決裁
(立案年月日 平成28年4月1日)
(決裁年月日 記載なし)
- (オ) 委託契約の締結
(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)
(公印使用の年月日 平成29年2月28日)
金額 18,380,000円
- (カ) 株式会社E (以下この項目において「E社」という。) への再委託承諾申請書
平成28年7月1日
委託先が、一部の事業「タイ向けSNSを活用した情報発信業務」について、
E社に再委託(1,238,000円)することの承諾を申請したもの。
- (キ) E社への再委託承諾の決裁
(立案年月日 平成28年7月1日)
(決裁年月日 平成28年7月1日)
(公印使用の年月日 平成29年4月4日)
- (ク) I株式会社 (以下この項目において「I社」という。) への再委託承諾申請書
平成28年7月5日
委託先が、一部の事業「台湾向けSNSを活用した情報発信業務」について、
I社に再委託(1,387,800円)することの承諾を申請したもの。
- (ケ) I社への再委託承諾の決裁
(立案年月日 平成28年7月5日)
(決裁年月日 平成28年7月5日)
(公印使用の年月日 平成29年4月4日)
- (コ) I社への再委託承諾申請書
平成28年7月5日
委託先が、一部の事業「香港向けSNSを活用した情報発信業務」について、
I社に再委託(1,274,400円)することの承諾を申請したもの。
- (カ) I社への再委託承諾の決裁

(立案年月日 平成28年7月5日)

(決裁年月日 平成28年7月5日)

(公印使用の年月日 平成29年4月4日)

- (シ) 株式会社D (以下この項目において「D社」という。) への再委託承諾申請書
平成29年2月9日

委託先が、一部の事業「Tokushima Tourism Site [Toku NAVI]デザイン改修等業務」について、D社に再委託(4,097,682円)することの承諾を申請したもの。

- (ス) D社への再委託承諾の決裁

(立案年月日 平成29年2月9日)

(決裁年月日 平成29年2月9日)

(公印使用の年月日 平成29年4月4日)

- (セ) 委託業務完了報告書

平成29年3月31日

- (ソ) 委託業務完了承認の決裁

(立案年月日 平成29年3月31日)

(決裁年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成29年5月19日)

(2) 監査意見

ア 契約の相手方について

(意見)

本件事業も、徳島県国際観光テーマ地区推進協議会という任意団体に委託して実施しているので、「21」の事業と同様の観点からの注意が必要である。

また、本事業についても、四つの事業が再委託されているので、「22」の事業と同様の観点からの注意が必要である。

とりわけ、D社に再委託した「Tokushima Tourism Site [Toku NAVI]デザイン改修等業務」は、契約金額が4,097,682円にのぼり、担当課が直接契約するなら、100万円以上のホームページの改修にあたるため、徳島県ICT推進本部の調達管理委員会における調達前審査を受ける必要がある事業にあたる。

このような手続きを潜脱するために委託・再委託の方法をとったとの疑念を残さないためにも、委託先が再委託先から資料や情報の提供を受け、担当課が同委員会における調達前審査を受けたことになるのと同様の結果になるような手続きを経るべきである。

(意見)

契約上、事業の一部を再委託するには、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないことになっているが、公印使用の日付からみる限り、ここでも県の書面による承諾がないまま、事業の一部が再委託されて実施されたことになっている。今後はこのようなことが発生しないようにしていただきたい。

イ 立案文書について

(意見)

決裁年月日の記載を書き洩らさないようにしていただきたい。

25 産業観光交流センター 音響反射板仕様検討業務・音響反射板製作業務 (にぎわいづくり課)

(1) 契約概要 (音響反射板仕様検討業務)

ア 契約内容

産業観光交流センターの音響反射板の仕様検討業務委託

イ 契約の相手方

I 有限会社 (以下この項目において「I社」という。)

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 1,499,040円

オ 契約期間 平成28年7月16日から平成28年9月30日まで

カ 業務の内容

産業観光交流センター (アスティとくしま) 多目的ホールにおける, 多様な利用者ニーズに対応するために必要な音響反射板の仕様検討及び本製作に必要な積算資料や設計図書の作成を行うこと

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

ク 手続きの流れ

(ア) 予定価格の算定

1,500,000円と設定

(イ) 3者への見積書の提出依頼

(立案年月日 平成28年7月1日)

(決裁年月日 平成28年7月1日)

3者に対する見積書の提出依頼を, 依頼書案, 業務仕様書, 業務委託費内訳書, 3者の選定理由書を添付して起案している。

3者の選定理由書には, 次のとおり, 3者を選定した理由が記載されている。
すなわち, 本業務は, 産業観光交流センターに設置する音響反射板の仕様を検討する業務であり, 仕様の検討にあたっては,

- ・県産木材で製造できる施工性
- ・音楽関係者を満足させる音響性能

・県有施設の木質化PRにつながるデザイン性
などを有しておく必要がある。

音響性能とデザイン性を兼ね備えた木製音響反射板のプロトタイプを試作するものであることから、県産木材の性能や流通に精通しており、デザイン性の高い木質パネル等を製作する能力が必要とされ、また、現地での打合せを頻繁に行う必要上、徳島市内に営業所があることが求められる。

これらのことから、徳島市内に営業所を有し、過去にデザイン性に優れた県産木材加工製品の納入実績がある3者を見積り徴収先として選定した。

(ウ) 3者からの見積書の提出

I社 平成28年7月3日 1,499,040円

O株式会社 平成28年7月4日 1,699,056円

T有限会社 平成28年7月5日 1,604,880円

(エ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年7月15日)

(決裁年月日 平成28年7月15日)

(委託期間の終期の月日が砂消しゴムで訂正され、9月30日になっている。)

最も低い金額の見積りを提出したI社と契約するのが適正であるとして契約書案、業務仕様書を添付して決裁伺いを起案している。

(オ) 委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年7月15日)

(公印使用の年月日 平成29年3月17日)

金額 1,499,040円

(カ) I社の委託業務完了報告書・委託業務完了検査請求書

平成28年9月30日

(キ) 委託業務完了承認の決裁

(立案年月日 平成28年9月30日)

(決裁年月日 平成28年9月30日)

I社への委託業務完了承認書案を添付して起案した。

(ク) 委託業務完了承認

(承認書記載の年月日 平成28年9月30日)

(発送年月日 平成28年9月30日)

(公印使用の年月日 平成29年4月4日)

(2) 契約概要 (音響反射板製作業務)

ア 契約内容

産業観光交流センターの音響反射板の製作業務委託

イ 契約の相手方

I社

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 15,999,120円

オ 契約期間 平成28年10月12日から平成28年12月22日まで

カ 業務の内容

産業観光交流センター (アスティとくしま) 多目的ホールにおける, 多様な利用者ニーズに対応するために必要な音響反射板の製作を行うこと

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

ク 手続きの流れ

(ア) 予定価格

16,200,000円と設定

(イ) 委託業者I社への見積書の提出依頼

(立案年月日 平成28年10月3日)

(決裁年月日 平成28年10月3日)

(予定価格が砂消しゴムで訂正されている。)

本業務は, 先になされた「平成28年度 産業観光交流センター 音響反射板仕様検討業務」に基づき音響反射板を製作する業務である。

この業務を確実に実施できるのは, 音響反射板仕様検討業務を行い, 音響反射板の構造や使用材料の特徴及びアスティとくしま多目的ホールの音響性能

や構造特性を熟知している I 社のみである。

(ウ) I 社の見積書の提出

平成 28 年 10 月 7 日 15,999,120 円

(エ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成 28 年 10 月 11 日)

(決裁年月日 平成 28 年 10 月 11 日)

I 社の見積書, 契約書案, 業務仕様書を添付して起案した。

(オ) 委託契約締結

(契約書記載の年月日 平成 28 年 10 月 11 日)

(公印使用の年月日 平成 29 年 5 月 10 日)

金額 15,999,120 円

(カ) I 社の委託業務完了報告書・委託業務完了検査請求書

平成 28 年 12 月 22 日

(キ) 委託業務完了承認の決裁

(立案年月日 平成 28 年 12 月 22 日)

(決裁年月日 平成 28 年 12 月 22 日)

I 社への委託業務完了承認書案を添付して起案した。

(ク) 委託業務完了承認

(承認書記載の年月日 平成 28 年 12 月 22 日)

(発送年月日 平成 28 年 12 月 22 日)

(公印使用の年月日 平成 29 年 5 月 11 日, 平成 29 年 5 月 12 日)

(3) 監査意見 (全体について)

ア (問題の所在)

本件事業の音響反射板は, 過去にアスティとくしまで行われたクラシックコンサートにおいて, 音響に問題があるとの意見が出ていたことから実施したとのことである。

しかしながら, そもそも, アスティとくしまで行われたクラシックコンサートにおいて, 音響に問題があるとの意見があったという事実が記録もなく確認がとれない。

しかも、本件事業の音響反射板を設置することにより、音響がよくなったことを客観的に確認できる資料はないようである。

本事業で検討された音響反射板は、音を反射することになるので、音響がよくなるという抽象的な原理は理解できる。音響をよくすることにより、県民に多様な音楽に親しむ環境を提供しようという目的をもっていることもあるのであろう。しかし、本事業で検討された音響反射板について、その効果を科学的に確認できるデータは収集されていない。音響反射板の効果を事前に把握するなら、シミュレーションや試作品のテストが行われるはずであるが、そのようなことはなされていない。音響反射板の専門業者のホームページをみると、音響反射板はそれ自体かなり大きなものであり、これに比べ、この多目的ホール用に製作された本件音響反射板は、相対的にみて、はるかに小さいように思われる。このような音響反射板によってどれほどの音響改善の効果があるのか不明である。なお、本事業の音響反射板の製作は、高品位録音などを手掛けている事業者のアドバイスを受けながら進めたとのことであり、生の耳で音響がよくなったことも確認したとのことであるが、客観的に音響が改善されたことを確認できる資料があるといえる状況にはない。

約1,750万円の県費が投入されている事業であるから、その事業を実施することの必要性、それだけの費用を掛けて実施することの相当性があると判断されて実施されることになったはずである。事業の必要性、相当性があると判断する際に基になった何らかの資料は通常は残すはずである。

しかしながら、本事業の必要性を確認できる資料は見あたらない。

音響をよくする必要性があることを確認するのであれば、音の拡散具合を客観的に測定し、そのデータから判断することもできたはずであるが、そのようなこともなされていない。

本件事業が実施されるようになった理由を説明できる資料が不足している。

イ (意見)

本件のような新たに行うことになった事業については、その事業を行う必要性、相当性が後にも確認できるだけの資料を収集し、保管しておくべきである。

また、本件事業で製作された音響反射板を設置することにより、音響がよくな

ったことを客観的に確認できる資料を収集し、保管しておくべきである。

(4) 監査意見（音響反射板仕様検討業務について）

ア （指摘）

本事業は、予定価格が1,500,000円と設定されている。しかしながら、その予定価格を算出した根拠の書類はなく、どのように予定価格が算出されたのか不明である。県契約事務規則第31条は、随意契約の場合であっても、予定価格は競争入札の場合に準じて定めなければならないとしているのであり、本事業の予定価格の設定は、不適切であると言わざるを得ない。

イ （指摘）

本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約がなされている。しかしながら、本事業については、3者から見積書が提出されている。複数それも3者が見積を出すことができている以上、本事業は同号に該当する事業であるということとはできない。また、予定価格が1,500,000円であり、1,000,000円を超えているのであるから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約もできない。

本事業については、競争入札を実施する必要があったものであり、不適切な事務手続きによる随意契約がなされている。

ウ （問題の所在）

書面上は、平成28年7月15日に契約書が作成され、事業が実施されたあと、平成28年9月30日に受託者から委託業務完了報告書・委託業務完了検査請求書の提出があり、同日委託業務完了の承認がなされ、承認書が発送されたことになっている。

しかしながら、公印使用の日付をみる限り、委託契約の契約書は、平成29年3月17日に作成されているし、委託業務の完了承認書も、平成29年4月4日に作成されている。

(指摘)

契約が確定するのは、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することによるのであるから(地方自治法第234条第5項)、速やかに契約書を作成すべきであり、委託業務の終了後5か月以上もあとになって契約書を作成するのは、遅すぎると言わざるを得ない。

(5) 監査意見(音響反射板製作業務について)

ア (指摘)

本事業は、予定価格が16,200,000円と設定されている。しかしながら、その予定価格を算出した根拠の書類はなく、どのように予定価格が算出されたのかは不明である。本事業の予定価格の設定も音響反射板仕様検討業務と同様、不適切であると言わざるを得ない。

イ (指摘)

委託業者I社に見積書の提出を依頼する手続きにおいて、予定価格が砂消しゴムで訂正されている。砂消しゴムによる訂正は、許されない。

ウ (問題の所在)

本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によるI社への随意契約がなされている。しかしながら、本事業により製作した音響反射板については、先になされた音響反射板仕様検討業務によって仕様が決まっている。詳細な設計図ができているのであり、その設計図どおり製作し、それを設置するだけである。I社だけが製作でき、ホールに設置できるというのは直ちに首肯できるものではない。競争入札を実施すべき事業であった可能性が高いように思われる。

(意見)

I社だけが本事業を実施できるというのであれば、そのことについてのより説得的な根拠を残しておくべきであるし、その根拠を裏付ける資料も残しておくべきである。

エ (問題の所在)

書面上は、平成28年10月11日に契約書が作成され、事業が実施されたあと、平成28年12月22日に受託者から委託業務完了報告書・委託業務完了検査請求書の提出があり、同日委託業務完了の承認がなされ、承認書が発送されたことになっている。

しかしながら、公印使用の日付をみる限り、委託契約の契約書は、平成29年5月10日に作成されている。

(指摘)

本事業についても、委託業務の終了した約5か月後に契約書が作成されているところ、契約書の作成が遅すぎると言わざるを得ない。

26 渦の道 床面蓋改修工事（にぎわいづくり課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

渦の道修繕計画に基づく床面蓋改修工事

イ 契約の相手方

株式会社B

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 46,101,960円

オ 契約期間等

契約年月日 平成28年11月30日

工期 平成28年12月1日から平成29年3月24日まで

カ 業務の内容

(ア) 目的

観光施設「徳島県立渦の道」の経年劣化による魅力低下を抑え、徳島ならではの魅力を発信し、観光誘客の促進を図ること。

(イ) 概要

施設の床面蓋において腐食による段差及び蓋取手部の凹みが生じており、利用者の転倒事故や部材の海上落下が発生する恐れがあることから、事故を未然に防ぐため床面蓋の改修工事を実施した。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

ク 手続きの流れ

(ア) 予定価格の算定

47,520,000円と算定

(イ) 株式会社Bへの見積の徴収依頼

(立案年月日 平成28年11月17日)

(決裁年月日 平成28年11月17日)

見積先選定の理由

以下の①から⑤の要件を充たす業者は唯一株式会社Bであり、株式会社Bに

は過去に同様の工事を実施した実績があることから、株式会社Bに見積を依頼した。

- ① 本施設の構成部材、構造に熟知している。
- ② 本施設と一体となっている大鳴門橋へ悪影響を与えないよう、各種技術的知識による総合的な調整や判断が可能である。
- ③ 施行に不可欠な大鳴門橋外面作業車の運転免許を保有している者がおり、気象条件の厳しい鳴門海峡において施行の安全性を確保しながら、広い範囲におよぶ施工の計画的工程の設定及び調整ができる。
- ④ 大鳴門橋外面作業車の利用について、本州四国連絡高速道路株式会社などと連絡調整しながら、限られた期間で確実に施行する能力を有する。
- ⑤ 施行に使用されている部材の腐食に対する防食及び補修に関する専門的知識・経験を有し、確実な品質管理が行え、国立公園の環境保全に十分留意した施行ができる。

(ウ) 株式会社Bからの見積書の提出

平成28年11月25日 47,034,000円

(エ) 契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年11月30日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(オ) 工事請負契約締結

(契約書記載の年月日 平成28年11月30日)

(公印使用年月日 平成29年1月20日)

金額 47,034,000円

(カ) 変更工事請負契約締結の決裁

工事請負代金を932,040円減額するもの。

(立案年月日 平成29年3月14日)

(決裁年月日 記載なし)

(キ) 変更工事請負契約締結

(契約書記載の年月日 平成29年3月14日)

(公印使用の年月日 平成29年3月21日)

依頼書案，完了報告書及び事業費精算書案を添付して起案している。

- (ク) 工事検査請求通知書
平成29年3月16日
- (ケ) 工事しゅん工検査請求通知の決裁
(立案年月日 平成29年3月16日)
- (コ) 工事しゅん工承認の決裁
(立案年月日 平成29年3月24日)

株式会社Bへの工事しゅん工承認書案を添付して起案している。

- (サ) 工事しゅん工承認書
(承認書記載の年月日 平成29年3月24日)
(公印使用の年月日 平成29年3月31日)

(2) 監査意見

ア (意見)

本事業は，予定価格が47,520,000円と設定されている。これは，以前同様の事業を発注したときの経験などに鑑みて，そのような金額の設定をしたとのことである。過去の経験からそのように処理したのは，その後の見積額に照らしても，適当であったと思われる。

また，本事業については，工事の竣工にあたり，金額を932,040円減額する変更工事請負契約が締結されており，最終的にも減額されている。

今後も，本事業のように，具体的な事業に見合った金額を設定することを心掛けていただきたい。

イ 契約書の記載について

契約書上，前文で「受注者」が「株式会社B神戸支店」とされている。末尾においても同様に「株式会社B神戸支店」と記載されている。

しかし，本件事業の契約の相手方は，「株式会社B神戸支店」ではなく「株式会社B」である。よって，契約書には，「株式会社B」と契約する旨，表示しておかなければならない。

県の電子入札ホームページには契約を行うことができる受任者名を掲載しており、本件契約書の記載内容を前提としても契約の有効性は確認できると考えられるものの、契約書の末尾は次のように記載するのが本来である。

「 所在地
会社名
代表取締役 氏名
上記代理人
（支店の）所在地
●●会社●●支店
支店長 氏名 印 」

このような記載方法は、本県の契約事務講座資料で周知されているとおりである。

（意見）

契約書の前文の「受注者」の記載は、契約の相手方である「株式会社B」とし、契約書の末尾の「受注者」の記載も、まず契約の主体である「株式会社B」について記載し、そのうえで、「株式会社B」の代理人である「神戸支店支店長」について記載するのが本来である。

ウ （意見）

上記のとおり、決裁年月日等の記載のないものが散見された。決裁年月日等は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

27 「とくしまブランドギャラリー」整備事業（もうかるブランド推進課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

徳島の食をテーマとした首都圏情報発信拠点の整備に関する業務委託

イ 契約の相手方

株式会社D（以下この項目において「D社」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

国補

エ 契約金額 28,000,000円

（但し、変更契約後の金額であり、変更前の金額は2億3,250万円）

オ 契約期間 平成28年6月6日から平成30年3月31日まで

（契約変更前は、平成28年6月6日から平成29年3月31日まで）

カ 業務の内容

首都圏における徳島の「食」をテーマとした情報発信拠点「とくしまブランドギャラリー」の開設に向け、最適な物件の探索から設計、デザイン、施工までを一体的な事業として委託している。

完成した施設は、①県産食材をふんだんに使い、徳島ならではの演出をするレストラン、②レストランで実際に味わい、気に入った商品を購入できるマルシェ、③サービスを簡素化した安価なドミトリー形式のゲストハウス、④県や運営管理者等が様々な催しを開催するイベントスペースの機能をもつ。

本業務完了により完成した施設は、受託事業者が県から転貸を受け、自ら運営することを前提としている。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

ク 手続きの流れ

(ア) 予定価格の算定

232,500,000円と設定

平成28年度当初予算策定の際に計上した数字

(イ) 企画提案募集の決裁

（立案年月日 平成28年3月17日）

(決裁年月日 記載なし)

企画提案募集要領案を添付して起案している。

(ウ) プロポーザルの実施

企画提案募集要領を平成28年3月18日から同年4月18日まで県のホームページに掲載して募集

募集期間を約1か月とした理由は、平成28年度中の事業完了を目指すためには、可能な限り早期に委託業者を決定し事業着手する必要がある一方で、全国公募による十分な周知期間を確保する必要もあったことによる。

募集要領にある日程

平成28年3月24日 プロポーザル実施に係る説明会

平成28年4月5日 参加申込書・添付書類の提出期限

平成28年4月18日 企画提案書等の提出期限

平成28年4月27日 審査委員会へのプレゼンテーション審査

平成28年4月末予定 審査結果通知・契約・業務開始

(エ) 選定結果の通知の決裁

D社に対して最優秀提案者となったことを通知することについての決裁

(立案年月日 平成28年4月28日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(公印使用年月日 平成28年5月11日)

(オ) 委託業者D社への見積書の提出依頼

D社に対して、見積書の提出期限を平成28年5月12日、契約予定日を平成28年6月3日、委託期間を平成28年6月3日から平成29年3月31日まで、予定金額を232,500,000円としたうえで、見積書の提出を依頼するもの。

依頼書案、企画提案募集要領、結果通知書写しを添付して起案している。

(立案年月日 平成28年4月28日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(公印使用年月日 平成28年5月30日)

- (カ) D社の見積書の提出
平成28年5月12日付 232,500,000円
- (キ) 委託契約締結の決裁
(立案年月日 平成28年6月6日)
(決裁年月日 記載なし)
(発送年月日 記載なし)
D社の見積書, 契約書案, 業務仕様書を添付して起案している。
- (ク) 委託契約締結
(契約書記載の年月日 平成28年6月6日)
(公印使用の年月日 平成28年6月20日)
金額 232,500,000円
- (ケ) D社の再委託承諾申請
平成28年8月22日付の再委託承諾申請書を同月23日に受付
事業の一部(1,300万円)をR株式会社(以下この項目において「R社」
という。)に再委託すること(再委託期間は平成28年9月1日から同29年3
月31日まで)を申請した。
- (コ) 再委託承認の決裁
(立案年月日 平成28年8月23日)
(決裁年月日 記載なし)
D社の再委託承諾申請書, 承認通知書案を添付して起案している。
- (カ) 再委託承認
(承認書記載の年月日 平成28年8月23日)
(公印使用の年月日 平成29年7月20日)
- (シ) D社とR社が再委託契約
平成28年9月1日
- (ス) 覚書締結の決裁
(立案年月日 平成28年9月30日)
(決裁年月日 記載なし)
D社ほか2者(物件取得予定者T株式会社, 貸主予定者J株式会社)との間

で、本事業を対象不動産で実施するための覚書

(七) 覚書締結

(覚書記載の年月日 平成28年10月11日)

(公印使用の年月日 平成28年10月5日, 同年10月15日)

(ツ) D社の変更契約協議申入れ書

契約上, 県は, 契約締結後の事情により, 委託業務の内容の全部又は一部を変更することができるとなっていることから, D社が, 契約内容を平成28年度と平成29年度のものに区分し, 委託料も, 平成28年度28,000,000円と平成29年度204,500,000円に分ける契約変更の協議を申し入れしたものの。

平成28年度28,000,000円, 平成29年度204,500,000円と区分する内容が分かる変更見積書を添付している。

平成29年2月8日

(タ) D社の委託業務費前金払請求書

契約上, 委託料は業務完了承認書が交付されたあと, 請求を受けて支払うことになっているが, 必要と認められる範囲内では協議のうえ請求を受けて前金払もできるとなっていることに基づき, D社が委託業務費の28,000,000円の前金払を請求したものの。自己資金を充当して, 物件を探索して確保し, 各種許認可の申請をするとともに詳細な設計を行ってきたが, これまで以上の活動が必要となるものと考えられるという理由を記載した, 委託業務費前金払理由書を添付して請求した。

平成29年3月6日

(チ) 委託業務費前金払の決裁

(立案年月日 平成29年3月6日)

(決裁年月日 記載なし)

(ツ) 委託業務費前金払の支出命令

平成29年3月6日

(テ) 変更委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成29年3月14日)

(決裁年月日 記載なし)

変更契約書案を添付して起案している。

(ト) 変更委託契約締結

(契約書記載の年月日 平成29年3月14日)

(公印使用の年月日 平成29年3月27日)

当初の契約金額232,500,000円を、平成28年度28,000,000円、同29年度204,500,000円に分け、委託期間を平成30年3月31日までと変更するもの。

(チ) 平成28年度分の完了報告書及び事業費精算書の提出依頼の決裁

(立案年月日 平成29年3月16日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

依頼書案、完了報告書及び事業費精算書案を添付して起案している。

(ニ) 平成28年度分の完了報告書及び事業費精算書

平成29年3月31日

(ヌ) 平成28年度分の委託業務完了承認の決裁

(立案年月日 平成29年3月31日)

D社への委託業務完了承認書案を添付して起案している。

(ネ) 平成28年度分の委託業務完了承認

(承認書記載の年月日 平成29年3月31日)

(公印使用の年月日 平成29年7月26日)

(ノ) 損害賠償の取扱いに関する覚書

(覚書記載の年月日 平成29年4月7日)

(公印使用の年月日 平成29年4月24日)

D社との委託契約書の中にある損害賠償の項目について、その内容を確認するもの。

(2) 監査意見

ア (意見)

本件事業の手続きにおいて、決裁年月日及び発送年月日の記載がないものが散見された。今後は記載漏れのないようにしていただきたい。

イ (問題の所在)

募集要領にある日程によると、本件事業は、プロポーザルを実施したあと、平成28年4月27日に審査委員会でプレゼンテーション審査をし、平成28年4月末には、審査の結果を通知して、契約を締結し、業務を開始する予定になっていた。予定されたプロポーザルの日程は、事業内容を考えると、いささかタイトなスケジュールである感は拭えないが、平成28年度中の事業完了を目指すため、可能な限り早期に委託業者を決定し、事業に着手する必要があったとのことである。

しかしながら、実際には、審査委員会へのプレゼンテーション審査において、D社の評価点が高い結果が出ていたはずなのに、D社が最優秀提案者となったことを書面で通知したのは、平成28年5月11日以降である（公印使用年月日）。その後、D社に見積書の提出を依頼したのも、平成28年5月30日以降である（公印使用年月日）。そして、D社と契約が締結できたのも、平成28年6月20日になっている（公印使用の年月日）。

担当課の説明によると、審査結果の通知が遅れたのは、契約履行の担保をD社に求め、その確認に時間を要したからであり、D社との契約締結が遅れたのも、その内容を書面により確認しようとしたからであるとのことである。

業務開始は、当初の予定より2か月近く遅れている。

その後、平成29年4月には工事の着手等が可能になったのに、平成30年2月の開業まで10か月ほどの時間を要していることを考えると、平成28年6月20日の事業の開始時点で、平成28年度中の事業完了は事実上不可能な状態になっていたように思われる。

ウ (意見)

本事業のように、可能な限り早期に事業に着手し、事業完了を目指さなければならぬものについては、より迅速な事務処理が必要であったと思われ、いくら慎重に事業を進めようとしたとはいえ、事務処理には十全でないところがあったように思われる。

エ (問題の所在)

本事業の契約では、委託料は業務完了承認書が交付されたあと、請求を受けて支払うことになっている。受託者は、少なくとも業務が完了するまでは自己負担で事業を遂行することを予定していたものといえる。そうであるのに、平成29年3月6日に委託業務費前金払請求がなされると、同日、請求のあった28,000,000円が支払われている。

28,000,000円という金額は、契約を平成28年度分と平成29年度分に分ける変更したのちの平成28年度分の委託料と同じである。そして、変更契約後の平成28年度分の契約の28,000,000円の内訳は、委託業務費前金払請求時の28,000,000円の内訳と同じである。

オ (意見)

変更契約手続きをし、平成28年度分の業務完了承認をしたあと委託料を支払うという通常の処理をすべきところを、委託業務費前金払という形式を取ることにより、早期に支払いをしたように見える。委託業務費前金払を行うことの必要性及び相当性を確認できるだけの資料が十分ではない。

カ (指摘)

平成28年度分の委託業務完了承認がなされたのは、平成29年7月26日であり(公印使用の年月日)、業務完了のほぼ4か月後にその承認がなされるのは、余りにも遅すぎる。

キ (意見)

D社とR社の再委託契約書の写しを取得しているが、R社に再委託する業務の内容を記載した再委託契約書「別添の『基本設計委託指針』」が添付されていない。これでは、どのような業務が再委託されたのかが確認できない。「別添の『基本設計委託指針』」を取得するべきである。

ク (意見)

本事業は、業務完了により完成した施設を、受託事業者が県から転貸を受け、自ら運営することを前提としている。県は年間50,000,000円の賃料を支払い、受託事業者は県に年間20,000,000円の転貸賃料を支払うことになっている。

受託事業者が相当な金額の補助を受けて事業をするという側面があるのであるから、受託事業者との間で転貸借契約を締結するにあたっては、ひとり受託事業者だけが利益を得られるようなことにはならないよう、利益のいくらかを県に還元してもらう必要がある。そのため、担当課では開業前の平成29年12月に、単年度で利益が生じた場合は、その一部を翌年度の県主催事業に還元させる契約を締結したが、これが確実に実施されるのか、確認していく必要がある。

28 とくしまブランド推進機構発進事業（地方創生推進交付金対象事業）業務 （もうかるブランド推進課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

とくしまブランド推進機構の人材配置・活動促進に関する業務委託

イ 契約の相手方

公益財団法人徳島県農業開発公社（以下この項目において「公社」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単・国補

エ 契約金額 4,500,000円（県単）、20,500,000円（国補）

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（県単）

平成28年4月21日から平成29年3月31日まで（国補）

カ 業務の内容

とくしまブランド推進機構発進事業の業務委託

※地方創生推進交付金対象外の経費（県からの派遣職員の人件費等）（県単）

※統括マネージャー1名，エリアマネージャー3名配置（国補）

「生産振興」「流通・販売対策」に関する業務（国補）

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

ク 手続きの流れ

(ア) 予定価格の算定

25,000,000円と設定

(イ) 見積書の提出依頼

（立案年月日 平成28年4月1日）

（決裁年月日 平成28年4月1日）

見積業者の選定理由が、以下のように記載されている。

すなわち、「とくしまブランド推進機構」は、県の農林水産業の生産・流通・販売までを総合支援するため徳島県他の3者が平成28年1月に設置した組織であるところ、他の3者のうちの1者である公社は、機構のコントロールタワーを担う組織であるとともに、担い手農家等への農地集積を推進する農地中

間管理事業の実施主体であり、県下の農業者や農地に関する情報の集約をすることのできる者であって、本事業を遂行できる唯一の事業者である。

(ウ) 見積書の提出

平成28年4月1日

(エ) 委託契約締結の決裁

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(オ) 委託契約締結

(記載年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 平成28年5月11日)

(カ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年4月1日)

支出負担行為額 25,000,000円

(キ) 支出命令

平成28年5月10日 9,000,000円

平成28年8月5日 8,000,000円

参考) 請求書 平成28年5月10日 9,000,000円

(ク) 委託契約変更の協議の依頼 (国庫補助対象となる経費分を減額するもの)

(立案年月日 平成28年4月21日)

(決裁年月日 平成28年4月21日)

国庫補助対象となる経費分(20,500,000円)を別の契約とし、本契約の金額を減額しようとするもの。

(ケ) 変更契約締結 (国庫補助対象となる経費分を減額する契約)

(記載年月日 平成28年4月21日)

(公印使用の年月日 平成28年12月21日)

(コ) 支出負担行為変更決議書 (国庫補助対象となる経費分を減額するもの)

(支出負担行為変更年月日 平成28年4月21日)

変更後の支出負担行為額 4,500,000円

(サ) 前金払している委託料の返納依頼

(立案年月日 平成28年12月26日、ただし、26日の6の数字は砂

消しゴムで訂正)

(決裁年月日 記載なし)

既払額 17,000,000円と変更後の4,500,000円の差額
12,500,000円の返納を求めるもの。

- (シ) 委託契約締結の決裁 (国庫補助対象となる経費分の契約)
(立案年月日 平成28年4月21日)
(決裁年月日 記載なし)
- (ス) 委託契約締結 (国庫補助対象となる経費分の契約)
(記載年月日 平成28年4月21日)
(公印使用年月日 平成28年12月21日)
- (セ) 支出負担行為決議書 (国庫補助対象となる経費分の支出)
(支出負担行為年月日 平成28年4月21日)
支出負担行為額 20,500,000円
- (ソ) 委託業務完了報告書及び事業費精算書 (国庫補助対象とならない経費分)
(記載年月日 平成29年3月31日)
- (タ) 委託業務完了承認伺い (国庫補助対象とならない経費分)
(立案年月日 平成29年3月31日)
(決裁年月日 記載なし)
- (チ) 委託業務完了承認 (国庫補助対象とならない経費分)
(記載年月日 平成29年3月31日)
(公印使用年月日 平成29年4月5日)
(発送年月日 記載なし)
- (ツ) 委託業務完了報告書及び事業費精算書 (国庫補助対象となる経費分)
(記載年月日 平成29年3月31日)
- (テ) 委託業務完了承認伺い (国庫補助対象となる経費分)
(立案年月日 平成29年3月31日)
(決裁年月日 記載なし)
- (ト) 委託業務完了承認 (国庫補助対象となる経費分)
(記載年月日 平成29年3月31日)
(公印使用年月日 平成29年4月5日)

(発送年月日 記載なし)

(2) 監査意見

ア (指摘)

委託料の返納依頼の「立案日」の記載が砂消しゴムで訂正されている。砂消しゴムによる訂正は許されない。

イ (意見)

本件事業の手続きにおいて、決裁年月日及び発送年月日の記載がないものが散見された。今後は記載漏れのないようにしていただきたい。

ウ (意見)

当初の委託契約について押印がなされたのは、平成28年5月11日である。契約は、契約担当者が相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するのであるから（地方自治法第234条第5項）、当初の委託契約が確定したのは、平成28年5月11日になる。しかるに、支出命令は、契約が確定した日の前日の平成28年5月10日になされている。1日ではあるが齟齬が生じている。支出負担行為の決裁に時間を要したため、このような齟齬が生じたと考えられるとこのことであるが、書類上は契約確定前に支出命令されたことになっている。支出命令が実行されたのは平成28年5月12日であり、事後的にみると処理に問題はないものとなっているものの、やはり実際に委託契約が確定していないのに支出命令するという事態は望ましくない。今後は、事務処理の日付において矛盾が生じないように手続きを進めていただきたい。

29 水産種苗生産業務委託事業（水産振興課）

(1) 契約概要

ア 契約内容

クルマエビ・アワビ・アユ種苗の生産

イ 契約の相手方

公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金（以下この項目において「基金」という。）

（なお、従前から同じ契約を基金と契約をしている。種苗生産対象種の見直し等により、契約内容が異なり、また基金の職員の給与費、保険料等により契約金額は異なっている。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 151,640,000円

仕様書の提示による見積書の徴収により契約金額を決定している。人件費の見直し等、契約金額の削減にも努めている。ちなみに、平成26年度は160,501,445円、平成27年度は159,821,000円であった。

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

本県では、重要な水産資源の維持増殖を図るため、海陽町浅川にある県有種苗生産施設において、昭和55年度から種苗生産を開始し、現在第7次徳島県栽培漁業基本計画に基づき、アユ・クルマエビ・アワビの放流、種苗生産等に取り組んでいる。

これらの業務のうち、種苗生産等に関する業務を、徳島県、沿海市町及び漁業団体からの出捐により設立された基金に委託している。

具体的な業務の内容は以下のとおりである。

- (ア) アユ・クルマエビ・アワビの種苗生産業務
- (イ) アワビ種苗の中間育成業務
- (ウ) ヒラメ種苗の調達業務
- (エ) 種苗生産設備及び物品の保守管理業務

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

以下の理由により基金と随意契約を締結している。

- (ア) 放流種苗としての遺伝的特性を確保するため、容易に徳島県産の親魚を確保し、採卵できる能力を有していること。
- (イ) 県内の放流場所までの輸送に係る種苗の減耗を減らす必要があるため、県内で健全な種苗を必要量生産できる能力を有していること。
- (ウ) 昭和55年以降、水産種苗生産業務における委託契約を受託し、良好に業務を完了した実績があること。

なお、上記の理由及び基金は種苗生産業務を公益目的事業とする公益財団法人であり、非常に有利な条件での契約を見込めることから、プロポーザル方式は採用していない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

- (ア) 予定価格の算定

前年度の当初予算と比較すると共に、基金からの積算資料を精査したうえで、給与費、修繕費、保守管理費等の費目の積算で予定価格を算定している。

なお、予定価格は、151,640,000円であり、詳細は以下のとおりであった。

平成28年度 水産種苗生産業務委託費

費目	H27年度当初	H28年度当初	増減	備考
1 給与費	52,629,000	32,006,000	▲ 20,623,000	再雇用2名
2 保険料	9,840,000	6,374,000	▲ 3,466,000	
3 福利厚生費	245,000	245,000	0	
4 退職金引当金	7,908,000	20,187,000	12,279,000	
小計	70,622,000	58,812,000	▲ 11,810,000	
5 労務費	13,979,000	16,515,000	2,536,000	
6 親魚費	3,986,000	3,986,000	0	ヒラメ購入費2,600千円含む
7 餌料費	15,786,000	17,733,000	1,947,000	
8 消耗品費 (生産)	3,761,000	3,761,000	0	
9 資材費	4,518,000	4,518,000	0	
10 燃料費	2,030,000	2,030,000	0	
11 電力料	17,759,000	17,759,000	0	
12 水道料	800,000	800,000	0	
13 自動車管理費	650,000	650,000	0	
14 旅費	254,000	254,000	0	
15 通信運搬費	350,000	350,000	0	
16 会議費	16,000	16,000	0	
17 消耗品費 (事務)	100,000	100,000	0	
18 修繕費	3,780,000	4,803,000	1,023,000	別紙参照
19 一般管理費	690,000	690,000	0	
20 保守管理費	7,468,000	7,630,000	162,000	別紙参照
21 租税公課	0	0	0	
小計	77,360,000	81,595,000	4,235,000	
22 取引に係る 消費税額	11,838,560	11,232,560	▲ 606,000	8%
合計	159,820,560	151,639,560	▲ 8,181,000	

151,640,000 円

(イ) 見積書の徴収

(立案年月日 平成28年3月23日)

(決裁年月日 平成28年3月23日)

(発送年月日 平成28年3月23日)

(公印使用の年月日 平成28年3月23日)

基金と委託業務契約を締結するにあたり見積書を徴収するため、見積書提出の依頼書、随意契約理由書、仕様書を添付して立案した。

(ウ) 委託業務締結の決裁

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成28年5月18日)

基金から提出された見積書を審査したところ予算以内で適正と認められたことから、契約を締結するため、依頼書(案)、委託契約書(案)、個人情報取扱特記事項を添付して立案した。

なお、見積金額は151,640,000円であった。

(エ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 平成28年5月18日)

支出負担行為額 151,640,000円

(オ) 業務実施計画の承認

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

(公印使用の年月日 平成28年6月7日)

基金から提出された業務実施計画を審査したところ、適当と認められることから、承認通知書(案)、業務実施計画書、業務委託契約書を添付して立案した。

(カ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年7月1日)

支出命令額 69,000,000円

(キ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年10月12日)

支出命令額 40,000,000円

(ク) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年1月10日)

支出命令額 40,000,000円

(ケ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年4月17日)

支出命令額 2,640,000円

(2) 事業内容

ア 所属名

水産振興課（種苗生産施設管理費）

イ 事業名

クルマエビ・アワビ・アユ種苗の生産事業

ウ 事業概要・目的

水産資源の持続的な利用を目指すため、減耗の激しい時期を人間の管理下において種苗を生産し、これを天然の水域に放流する「栽培漁業」を進めており、これを計画的、効率的に推進するための指針として「栽培漁業基本計画」を策定している。これに基づき、県有種苗生産施設において健全で自然環境への適応力を有する良質な種苗を大量かつ効率的に生産・調達し、クルマエビ等の種苗放流を実施し、漁業資源の維持培養を図る事業である。

また、円滑に事業が実施できるように施設等の修繕、種苗生産業務に必要な備品類の購入を行っている。

当該随意契約は、この単位事業にかかる契約である。

エ 事業費

本事業の総予算額は152,535,000円であるが、そのうち決算額で151,640,000円が当該随意契約の金額である。

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 相手先の選定方法について

随意契約の理由に記載したとおり、本事業の委託先については基金しか考えられず、問題はない。

(イ) 手続きの流れについて

時系列的には概ね適正である。

(問題の所在)

支出負担行為決議書の公印使用年月日（平成28年5月18日）が、業務実施計画承認の公印使用年月日（平成28年6月7日）より前となっているということは、業務実施計画を検討する前に債務負担をしたということであるが、県は業務委託契約書の第3条第1項に基づき、委託契約の締結後に業務実施計画の提出を受け、これを承認しているため、適正に処理していることになる。

しかしながら、承認された事業計画書を確認すると、作成するのに多くの時間を要するとは思われないことから、契約締結の前に計画書の提出を求めることが可能と思われる。

(意見)

今後は、事業計画の提出を受けてから契約を締結する等、契約内容の一部変更を検討していただきたい。

(ウ) 水産種苗生産業務委託費について

平成28年度水産種苗生産業務委託費の中に、退職金引当金として20,187,000円が計上されており、その内容は以下のとおりである。

平成28年度の退職金要支給額の増加1,356,000円

平成27年度退職者に対する退職手当不足額13,513,000円

過去の退職手当流用処理額5,318,000円

ここでそれぞれの意味するところを解説すると、まず平成28年度の退職金要支給額の増加とは、平成28年度に在職している職員に対する一年間の退職金の増加額のことであり、平成27年度退職者に対する退職手当不足額とは、平成27年度に退職した職員に対して積み立てていた退職給与引当資産の不足額を意味する。また、過去の退職手当流用処理額とは、過去に退職した職員に対して積み立てていた退職給与引当資産の不足額を、他の職員に対して積み立てていた退職給与引当金を流用した金額をいう。

つまり、平成28年度に計上されている退職金引当金の中には、平成28年度の退職給与費だけでなく、過去の退職給与費も含まれていることになる。

(意見)

当該随意契約はあくまで単年度の契約であり，したがって過去の退職給与費が契約金額に含まれているのは適当ではない。今回のように，過去の退職給与費まで県が負担しなければならないのであれば，今回の随意契約とは区別して検討すべきではないだろうか。

担当者のお話では，平成29年度末において在職者に対する退職金の要支給額と退職給与引当資産は同額となっているということから，今後はこのような問題は生じることはないと思われるが，退職金の支給基準の変更等過去の退職金の金額に変動が発生したような場合には注意をしていただきたい。

(意見)

委託業務締結の決裁および業務実施計画の承認において，決裁年月日，発送年月日の記載がないものがあつた。決裁年月日，発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので，書き洩らさないようにしていただきたい。

イ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は，県有種苗生産施設において健全で自然環境への適応力を有する良質な種苗を大量かつ効率的に生産・調達し，クルマエビ等の種苗放流を実施し，漁業資源の維持培養を図ることを目的とした事業であり，当該随意契約はこの単位事業に係る契約である。

このような状況のもと，県は基金から委託業務実績報告書の提出を受け，検査を行うことで事業を終結している。また，そこに記載された委託費精算額は，予定価格，見積金額および契約金額と一致していた。

(問題の所在)

県は基金から提出された委託業務実績報告書（検査員による検査報告書の添付あり）を検査してはいるが，社会保険料及び退職金引当金について不十分な点がある。

(意見)

実績報告の検査については、現在の検査に加え、社会保険料の妥当性の検討及び退職金規程の閲覧を行い、その妥当性を検証すべきである。

(問題の所在)

委託費精算額と、予定価格、見積金額および契約金額が一致しているというのは偶然ではなく、基金が事業の予定価格と実績額の差額を退職金引当金の引当不足に充当したうえで実績報告を行っているためである。その結果、実績報告の退職金引当金は実績額を反映していない。

しかし、その他の科目については実績額を把握しているものの、予定価格との差異分析ができていない。

(意見)

本事業の実績額は今後の事業においても重要であり、また次年度の予算・予定価格に影響を及ぼすことから、今後は予定価格と実績額との差異分析を行い、次年度以降の予定価格算定の参考にする必要がある。

30 エレベーター改修工事（住宅課、にぎわいづくり課）

(1) 契約概要1（住宅課）

ア 契約内容

平成28年度 名東（東）団地他徳・名東他 エレベーター改修工事
（以下「契約①」という。）

イ 契約の相手方

F株式会社

（なお、同様の業務で以前に同じ相手と契約したことはない。）

ウ 国庫補助・県単の別

国庫補助

エ 契約金額 15,814,872円

本工事は、建築基準法の既存不適格を解消するための工事であり、その旨を相手方に伝えて協議し、工事内容を決定した。なお、同様の工事は全国的に実施されており、相手方も工事内容をよく理解していた。

契約金額については、他社製エレベーターにおける工事費とは単純に比較できないため、実勢価格であるかを相手方にヒアリングし金額を決定した。そのため相見積はとれなかった。

オ 契約期間等

契約年月日 平成28年9月9日

工期 平成28年9月10日から平成29年1月10日まで

カ 業務の内容

既存エレベーターに、戸開走行保護装置及び地震時等管制運転装置を設置する工事である。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

県営住宅の既設エレベーターのメンテナンス業者である6者から見積徴収及びヒアリングを行った結果、エレベーターの改修工事については、既設エレベーターと一体のシステムとして機能させる必要があるため、他社での施工ができないことから、当該エレベーターのメンテナンス業者であるF株式会社と随意契約（2号）を行った。

以上の理由により、プロポーザル方式は採用していない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 参考見積書の提出依頼及び予定価格の算定

(立案年月日 平成28年7月5日)

(決裁年月日 平成28年7月5日)

(発送年月日 平成28年7月5日)

エレベーター改修工事を行うにあたり、適正価格が把握できないことから、6者より見積りの徴収をするため、見積依頼書(案)、見積徴収伺を添付して立案した。

6者のうち5者が辞退したため、F株式会社のみ参考見積書の提出があった。参考見積金額は18,046,368円であり、その見積書を参考に県の規定に基づいて算定した予定価格の金額は、18,382,680円であった。

なお、見積を辞退した5者の見積辞退届の日付は、それぞれ平成28年7月13日、19日、25日となっていた。

(イ) 見積書の徴収

(立案年月日 平成28年9月1日)

(決裁年月日 平成28年9月1日)

(発送年月日 平成28年9月1日)

本工事に関し、競争入札に適さないため随意契約によるものとし、相手先に見積書の提出依頼をするため、見積依頼書(案)、施工伺、事業費内訳書、設計書類チェックシート、申請手続きチェックシートを添付して立案した。

(ウ) 見積結果及び契約の締結

(立案年月日 平成28年9月9日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

F株式会社より見積書の提出があり、予算の範囲内であることから契約を締結するため、見積書、工事請負契約書(案)及び契約締結依頼書(案)を添付して立案した。

なお、契約金額は15,814,872円であった。

(エ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年9月9日)

(公印使用の年月日 平成28年9月13日)

支出負担行為額 15,814,872円

(オ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成28年10月27日)

支出命令額 6,325,000円

(カ) 工事しゅん工検査請求及び承認等伺

(工事しゅん工検査請求年月日 平成29年1月17日)

(工事しゅん工承認年月日 平成29年1月23日)

(公印使用の年月日 平成29年1月25日)

工事しゅん工の検査を実施し、それが承認されたことによりF株式会社に対し、工事成績評定通知書及び工事しゅん工承認書を送付している。

(キ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年1月25日)

支出命令額 9,489,872円

(2) 契約概要2 (にぎわいづくり課)

ア 契約内容

産業観光交流センター(アスティとくしま)の防災機能強化を目的としたエレベーター改修工事(以下「契約②」という。)

イ 契約の相手方

F株式会社

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 25,164,000円

見積書の内容を確認し決定した。

オ 契約期間等

契約年月日 平成28年11月30日

工期 平成28年12月1日から平成29年3月24日まで

カ 業務の内容

当エレベーターについて、平常時はもとより災害発生時においても施設利用者の安全性・快適性を確保するため、電子部品など老朽化しているシステム改修及び既存不適格の解消を図るための改修工事である。

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

適正価格を把握するため3者から見積徴収した結果、当該エレベーターの設置・メンテナンス業者であるF株式会社以外の業者からは辞退届が提出された。

そこで辞退した各業者にヒアリングを行ったところ、エレベーターの部分改修については、既存エレベーターシステムと一体的に機能させる必要があるため、他社製の見積・施工はできない旨の回答があった。

つまり、本件工事については既存施設と一体的なシステムの構築が必要でありF株式会社以外の施工が不可能となったため。

以上の理由により、プロポーザル方式は採用していない。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

予定価格算定の参考にするため、F株式会社より平成28年10月19日付で見積書の提出を受けている。

なお、F株式会社の見積書の金額は25,812,000円、

(イ) 見積伺い

(立案年月日 平成28年11月7日)

(決裁年月日 平成28年11月7日)

(発送年月日 平成28年11月7日)

3者に対し参考見積書を徴収するため、参考見積の依頼書(案)、施工伺書及び事業費内訳書を添付して立案した。

なお、平成28年10月19日付で入手したF株式会社の見積書を参考にし、積算した県の規定に基づく金額は25,709,400円であった。

(ウ) 見積書の提出依頼

(立案年月日 平成28年11月16日)

(決裁年月日 平成28年11月16日)

(発送年月日 平成28年11月16日)

3者のうち2者が参考見積書の提出を辞退したことにより、F株式会社に対し見積書の提出を依頼するため、見積依頼書(案)を添付して立案した。

なお、見積辞退届の日付は平成28年11月11日であったが、見積辞退届の送付年月日は平成28年11月24日となっていた。

(エ) 工事請負契約の締結

(立案年月日 平成28年11月30日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

F株式会社と工事請負契約を締結するため、工事請負契約書(案)、見積書を添付して立案している。

なお、契約金額は25,164,000円であった。

(オ) 支出負担行為決議書

(支出負担行為年月日 平成28年11月30日)

(公印使用の年月日 平成29年1月18日)

支出負担行為額 25,164,000円

(カ) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年2月22日)

支出命令額 10,065,000円

(キ) 工事しゅん工検査請求及び承認等伺

(工事しゅん工検査請求年月日 平成29年3月22日)

(工事しゅん工承認年月日 平成29年3月24日)

(公印使用の年月日 平成29年4月13日)

工事しゅん工の検査を実施し、それが承認されたことによりF株式会社に対し、工事成績評定通知書及び工事しゅん工承認書を送付している。

(ク) 支出命令書

(支出命令年月日 平成29年4月6日)

支出命令額 15,099,000円

(3) 監査意見

ア 随意契約について

(ア) 相手先の選定方法について

契約①、契約②ともに事業の内容から考慮しても、その選定方法には問題はない。

(イ) 手続きの流れについて

契約①については、時系列的に問題はなく概ね妥当と思われるが、契約②については、時系列で考えた場合に問題がある。

契約②について、F株式会社との契約締結までの流れは以下のとおりとなっている。

平成28年11月 7日 3者に対して参考見積依頼

平成28年11月11日 2者の見積辞退日

平成28年11月16日 F株式会社に対し見積徴収

平成28年11月21日 見積辞退した2者のうち1者に対し見積依頼の
送り状送付

平成28年11月22日 F株式会社からの見積入手

平成28年11月24日 2者より見積辞退届を入手

平成28年11月30日 F株式会社との契約締結

(問題の所在)

契約②について上記の流れを見ると、見積辞退をした2者は11月11日に見積りを辞退したことになる。しかし、その内1者については、県が11月21日に見積依頼を行うとともに、11月11日付の見積辞退届を見積辞退した2者より11月24日に入手している。

それに対し県は、11月16日に随意契約の相手先であるF株式会社に対し見積徴収を行うとともに、11月22日に見積書を手入れし、11月30日に契約を締結している。

以上のことから県は、見積辞退届を入手する以前に、当該随意契約の相手先をF株式会社に限定し見積書を手入れしていたことになる。県は2者からの見積辞退の意思を口頭で確認した段階で、F株式会社に見積依頼を行ったというこ

とであるが、それを証明する資料は存在しない。

(指摘)

確かに、契約の性質上その相手先を限定せざるを得ないことは理解できるが、このような状況では県民の誤解を招く恐れがある。今後は、参考見積辞退届を実際に入手してから、見積書の提出依頼、見積書の入手、契約締結という流れを厳守すべきである。

(意見)

契約①においては見積結果及び契約の締結に関する起案書(上記(1)ク(ウ))、契約②においては工事請負契約の締結に関する起案書(上記(2)ク(エ))に決裁日、発送日の記載がなかった。決裁年月日、発送年月日は当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後に確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

(ウ) 契約書の記載について

契約書上、前文で「受注者」が「F株式会社西日本支社四国支店」とされている。末尾においても同様に「F株式会社西日本支社四国支店」と記載されている。

しかし、本件事業の契約の相手方は、「F株式会社西日本支社四国支店」ではなく「F株式会社」である。よって、契約書には、「F株式会社」と契約する旨、表示しておかなければならない。

県の電子入札ホームページには契約を行うことができる受任者名を掲載しており、本件契約書の記載内容を前提としても契約の有効性は確認できると考えられるものの、契約書の末尾は次のように記載するのが本来である。

「 所在地
会社名
代表取締役 氏名
上記代理人

(支店の) 所在地
●●会社●●支店
支店長 氏名 印 」

このような記載方法は、本県の契約事務講座資料で周知されているとおりである。

(意見)

契約書の前文の「受注者」の記載は、契約の相手方である「F株式会社」とし、契約書の末尾の「受注者」の記載も、まず契約の主体である「F株式会社」について記載し、そのうえで、「F株式会社」の代理人である「四国支店支店長」について記載するのが本来である。

イ 当該随意契約が含まれる事業について

本事業は、建築基準法の既存不適格を解消するための工事及び老朽化しているシステムの改修工事である。特に契約①は全国的にも実施されている団地のエレベーターの工事であり、契約②は建築後約30年を経過している建築物のエレベーター工事である。

以上のことから本事業の必要性とその効果については十分に理解できるところであり、特に指摘すべき事項はない。

3 1 沖洲マリンターミナル維持管理業務（東部県土整備局＜徳島＞）

(1) 契約概要

ア 契約内容

建物の維持管理

イ 契約の相手方

H株式会社（以下この項目において「H社」という。）

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 4, 6 3 3, 2 0 0 円

オ 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

カ 業務の内容

- ・ターミナルビル館内（共用部分）及びその周辺の清掃等に関する業務
- ・出入口の開錠及び施錠

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

徳島県沖洲マリンターミナルは、平成6年6月の使用開始から、県等が出資する第3セクターのT株式会社によって管理運営されてきたが、同社が平成12年度末で解散したため、平成13年度から県が直接管理している。

沖洲マリンターミナルの維持管理に関する業務について、平成13年度から、ターミナルにおいて定期旅客船を運航していたN株式会社に業務委託していたが、平成14年1月末に当社の定期旅客線航路が廃止された。

今回見積依頼するH社は、平成14年3月1日からターミナルビルに入居し、当社員が常駐していることから、ターミナルの状況に熟知しており、施設管理及び利用客等への対応や要望に対し迅速に対応することができる。

また、他のターミナル入居者との連絡調整が円滑に行うことができ効率的な業務の実施が可能である。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

5, 8 7 4, 7 1 0 円と算定

(イ) 執行伺い

(立案年月日 平成28年3月28日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

予定価格 5,874,710円

(ウ) 見積書の提出依頼

業者から見積書を徴収するための起案書

(立案年月日 平成28年3月28日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

予定価格 5,874,710円

(エ) 見積書

作成日 平成28年3月31日

見積額 4,633,200円

(オ) 経費支出伺い

(立案年月日 平成28年4月1日)

(決裁年月日 記載なし)

(発送年月日 記載なし)

契約額 4,633,200円

(カ) 委託契約の締結

(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)

(公印使用の年月日 不明)

(キ) 委託業務完了承認書

各月ごとに作成

合計金額 4,633,200円

(2) 監査意見

ア 本事業では、委託先との契約書に県側は東部県土整備局長の公印が押されている。しかし、その公印が使用されたことを示す公印承認スタンプが確認できない。つまり、本来であれば、経費支出伺いの「公印使用」欄に、「公印承認、年月日、

企画総務」との公印承認スタンプが押され、そのスタンプの存在によって公印使用が承認されたことが確認できるのである。

それにもかかわらず、本事業においては、そのスタンプが押されていないから、「公印を使用することに関する承認」があったことの確認が取れない。これでは、承認なく公印が勝手に使用されたのではないかとの疑いを持たれかねない。

(意見)

契約書に東部県土整備局長の公印が押されているものの、公印使用の承認を得たことが確認できる公印承認スタンプが押されていない。公印使用の承認を得た際に、公印承認スタンプの押印を受けなければならない。

イ 委託先から提出された見積書は、合計4,633,200円のところ、その内訳の記載がない。これでは、金額の妥当性を検討することが難しい。

この点、予定価格については県が独自に金額算定しており、見積額がその予定価格より低額であることを確認したとのことである。しかし、内訳を提出させれば、項目ごとに内容を確認でき、県が独自に算定したものより高額な項目があれば、減額交渉できる可能性もある。

そこで、見積りの段階で、内訳を提出させて、その金額の妥当性を確認するべきである。

(意見)

見積りの段階で、内訳を提出させて、その金額の妥当性を確認するべきである。妥当性の確認については、その経過を記録に残すことも必要である。

ウ 本事業における委託契約書では、「再委託等の禁止」について「乙は、甲の承認を得て、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」と定められている。

しかし、委託契約の契約方法については、平成18年3月14日管第750号で基本書式を定めており、「再委託等の禁止」については「乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あら

かじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とされている。さらに、この基本書式の条項を契約書へ記載するよう周知徹底が図られているはずである（平成16年度包括外部監査に関する措置状況）。

つまり、再委託の際には県の書面による承諾を要すると定めるべきであるところ、本事業において、そのように定めることができない特別な事情はないはずである。理由もなく基本書式から外れた内容の契約を締結してはならない。

また、書面による承諾を必要としておかないと、承諾の有無につき後日検証できなくなり、不都合である。再委託の承諾は、書面によることとしておかなければならない。

本事業の担当課としても、特別な必要性があつて文言を変えているわけではなく、前年の契約文言に従ったとのことである。

実際に、本事業では、再委託の承認が正しくなされたことが、確認できなくなっている。つまり、担当課によると、再委託について承認（契約書第2条）した手続きは、書面として残っていないとのことである。後述のとおり、本事業において、清掃業務に関する再委託は、委託の趣旨に反するものであるが、そのような再委託の承認が、一体どのような手続きでどのような判断のもとなされたのか、その検証をするためにも書面による記録が必要である。

このように、基本書式に従わなかったことの弊害が、現実に生じている。

(指摘)

契約書を作成する際には、仮に同内容の契約であっても、安易に前年度の契約書どおりにするのではなく、その内容に不備がないか、基本書式に従っているか等、十分に確認し、不備等がある場合には修正しなければならない。

本事業において、再委託の承諾は、書面によることとしておかなければならない。

エ 本事業の契約額は4,633,200円であり、その内訳を事後的に確認した内容は、次のとおりである。

直営	維持管理全般	委託先	1,268,784円
再委託	清掃作業	再委託先A社	2,805,840円

再委託 開錠	再委託先A社	311,040円
再委託 施錠	再委託先B社	247,536円

このように、業務の大半が再委託されている。

この点、本県では明確な基準こそ定められていないものの、再委託が許される範囲に限界があるのは当然のことである。

本件事業においても、維持管理業務の委託金額の大部分を占める清掃業務について、その部分を再委託することは、委託の趣旨に反する。再委託先との間で直接委託契約を締結した方が、当然費用が抑えられるはずであるし、費用以外の観点でも委託先選定の過程など手続きの透明性が増す利点がある。

再委託が許される範囲については、他の自治体において基準を設けている例がある。例えば、京都市では、金額と履行内容の二つの基準を使って、承諾できず不可能なもの、再委託可能なものとの区別をつけている。長野県では、委託業務を「主たる部分」と「その他」と「軽微な部分」に分けて、再委託できないものと、承諾により再委託可能なものと、承諾なしに再委託可能なものとの区別をつけている。

本県においても、これらを参考にするなどして、再委託が許される範囲に関する基準を設けるべきである。

「14 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（労働雇用戦略課）」、「20『秋の阿波おどり～阿波おどり大絵巻～』イベント実施委託業務（観光政策課）」における検討も踏まえ、次のとおり意見を述べる。

（意見）

県としては、再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、の区別の基準について、明確に定めるべきである。

（指摘）

本事業の委託金額の大部分を占める清掃業務が再委託されている。これは、委託の趣旨に反していると思われる。直接委託にすべきである。

オ 上記のとおり、本件事業において、清掃業務については再委託するのではなく、直接委託にすべきである。そして、この清掃業務について直接委託する場合、一般的な業務内容であるから、本件委託先が再委託したA社でなければならない事情はない。すなわち、清掃業務を行うことができる業者は多数存在するはずであるから、2号随意契約とする理由はない。

(意見)

本事業における清掃業務は、直接委託にすべきであるが、その場合、2号随意契約とする理由はない。

カ 執行伺い、見積書の提出依頼、経費支出伺い、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。

(意見)

執行伺い、見積書の提出依頼、経費支出伺い、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。

決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

3 2 駐車場設備の保守，夜間警備及び維持管理業務（東部県土整備局＜徳島＞）

(1) 契約概要

ア 契約内容

設備の保守・警備

イ 契約の相手方

AM株式会社

ウ 国庫補助・県単の別

県単

エ 契約金額 5, 6 5 7, 0 4 0 円

オ 契約期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

カ 業務の内容

- ・ 駐車場機器保守メンテナンス業務
- ・ 駐車場維持管理業務

キ 随意契約の理由

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

徳島県沖洲マリンターミナルは，平成 6 年 6 月の使用開始から，県等が出資する第 3 セクターの T 株式会社によって管理運営されてきたが，同社が平成 1 2 年度末で解散したため，平成 1 3 年度から県が直接管理している。

沖洲マリンターミナルの駐車場の運営管理に関する業務について，現在駐車場には，A 株式会社製の設備が導入されており，その子会社である AM 株式会社以外の者に施行させた場合，既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあり，同社による設備の保守が必要である。

また，沖洲マリンターミナルの供用開始以来，駐車場設備の保守を行い，駐車場の状況について熟知しており，迅速で適切な，かつ効果的な業務の実施が可能である。

ク 手続きの流れ

当該随意契約は以下のような流れになっている。

(ア) 予定価格の算定

7, 8 0 3, 9 9 3 円と算定

- (イ) 執行伺い
(立案年月日 平成28年3月28日)
(決裁年月日 記載なし)
(発送年月日 記載なし)
予定価格 7,803,993円
- (ウ) 見積書の提出依頼
業者から見積書を徴収するための起案書
(立案年月日 平成28年3月28日)
(決裁年月日 記載なし)
(発送年月日 記載なし)
予定価格 7,803,993円
- (エ) 見積書
作成日 平成28年3月31日
見積額 5,657,040円
- (オ) 経費支出伺い
(立案年月日 平成28年4月1日)
(決裁年月日 記載なし)
(発送年月日 記載なし)
契約額 5,657,040円
- (カ) 委託契約の締結
(契約書記載の年月日 平成28年4月1日)
(公印使用の年月日 不明)
- (キ) 再委託通知書
作成日 平成28年4月1日
内容 駐車場機器保守メンテナンス業務, 夜間警備業務, 駐車場維持管理
業務の再委託届け出
- (ク) 再委託承諾伺い
(立案年月日 平成28年4月1日)
(決裁年月日 記載なし)
(発送年月日 記載なし)

- (ケ) 再委託承諾書
(承諾書記載の年月日 平成28年4月1日)
(公印使用の年月日 不明)
- (コ) 委託業務完了報告書
各月ごとに受領
合計請求額 5,657,040円
- (ク) 委託業務完了検査伺い
各月ごとに作成
- (シ) 委託業務完了検査復命書
各月ごとに作成
- (ス) 委託業務完了承認伺い
各月ごとに作成
(決裁年月日 すべて記載なし)
(発送年月日 すべて記載なし)

(2) 監査意見

ア 本事業では、委託先との契約書に県側は東部県土整備局長の公印が押されている。しかし、その公印が使用されたことを示す公印承認スタンプが確認できない。つまり、本来であれば、経費支出伺いの「公印使用」欄に、「公印承認、年月日、企画総務」との公印承認スタンプが押され、そのスタンプの存在によって公印使用が承認されたことが確認できるのである。

それにもかかわらず、本事業においては、そのスタンプが押されていないから、「公印を使用することに関する承認」があったことの確認が取れない。これでは、承認なく公印が勝手に使用されたのではないかとの疑いを持たれかねない。

(意見)

契約書に東部県土整備局長の公印が押されているものの、公印使用の承認を得たことが確認できる公印承認スタンプが押されていない。公印使用の承認を得た際に、公印承認スタンプの押印を受けなければならない。

イ 本事業の中で、駐車場機器保守メンテナンス業務、夜間警備業務、駐車場維持管理業務について、再委託されている。その際、本件委託契約に定められた内容に従って、再委託先が明らかにされたうえで、書面での承諾がなされており、手続き的に問題はない。

しかし、その際に、再委託する業務の具体的な内容や、予算額は明らかにされていない。そのような状況では、再委託を承諾するか否かの検討や判断が適切にできるとは思えない。

そこで、再委託の承認手続きの段階で、再委託契約の具体的な内容や予算額を明らかにさせるべきである。

また、再委託に問題がなかったことの確認を十分に行えるよう、業務完了報告の際に、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させておくべきである。

(意見)

再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額が明らかにされておらず、再委託を承諾するか否かの検討や判断が適切にできるとは思えない。再委託を承認する際に、再委託する業務の具体的な内容や予算額を明らかにさせるべきである。

業務完了報告を受ける際に、再委託を行った業務についても、業務の具体的な内容、精算額、及び完了が確認できる資料を提出させておくべきである。

ウ 執行伺い、見積書の提出依頼、経費支出伺い、再委託承諾伺い、各月の業務完了承認伺い、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。

(意見)

執行伺い、見積書の提出依頼、経費支出伺い、再委託承諾伺い、各月の業務完了承認伺い、いずれも決裁年月日と発送年月日に記載がなかった。

決裁年月日は、当該事業がどのような経過で実施されることになったのかを後で確認するための重要な情報であるので、書き洩らさないようにしていただきたい。

第4章 まとめ

1 第2章で説明したように、今回の監査の対象としたものは随意契約全体の中の一部である。

当初、監査対象の候補として挙げたものは418件あり、そのうち、137件についてヒアリング等をするを通じて、まず、対象を56件に絞り込んだ。

その後も、関係書類の確認や詳細なヒアリングを繰り返しながら、報告書に取り上げるべきものを、第3章の32件に絞り込んだ。

このような数字から分かるように、監査対象の候補として挙げたものの大半は、結果的に報告書に取り上げていない。それらについては、報告書に取り上げるべき問題点は見られなかった。

ただ、報告書に取り上げたものを通じて、次のような、共通の問題点のあることが確認できた。

(1) 予定価格の算定

随意契約は、地方公共団体が競争の方法によらず、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結するものである。競争を経て価格が決まった場合、その競争が公正に行われたということが言えさえすれば、決まった価格は適正であると言えるし、そう言うしかない。

しかし、一者随意契約の場合、そもそも競争が行われないから、締結された価格が適正であることを裏付けることはなかなか難しい。

随意契約における価格の適正性は、発注者側の地方公共団体が、①どのように事前に予定価格を算定したか、②その後、その算定した予定価格をもとに、どのように受注者側の示した見積価格の妥当性をチェックしたか、③その結果、締結された価格はどのようなものになったかによって、推しはかるほかない。

予定価格の算定は、価格の適正性を確保するための、第一関門と言えるものであり、上のような価格の適正性をはかる過程の中で最も重要な役割を果たすものと言ってもよい。

今回の調査をした随意契約の中には、事前の予定価格の算定を、これまでの県の保有している情報をもとに適切に設定したものもあった。一方で、予定価格の算定

根拠がわからず、必ずしも十分な情報をもとに予定価格の算定がなされていないのではないかと思われるものもあった。

今後は、個々の職員が予定価格の算定の重要性を今一度自覚するとともに、組織としても、研修等を通じて予定価格の算定の重要性をできる限り全庁で共有できるよう心掛けていただきたい。

(2) プロポーザルの方法

今回取り上げたものの中には、プロポーザルの方法を経て契約を締結しているものがあった。

プロポーザルによる選定過程における参加の機会が実質的には十分に設けられていると言えるか疑問の持たれるものがあった。

プロポーザルの方法をとるのであれば、参加を希望する者に参加するかどうかを検討する機会が実質的にあったと言えることが必要であるが、そのためには、プロポーザルの方法をとる場合の公正な基準を事前に設けておくことよ。

実際、京都府、名古屋市などでは、プロポーザルの方法をとる場合の基準を設定しているので、参考にできる。

また、基準を設定する際には、事後的に審査委員会のメンバーの公表をすることを検討するべきである。メンバーを公表することになると審査員のなり手を見つけにくくなるかもしれないが、審査員が誰であるかは、結果に直結すると誰しも思うことであり、それが事後的にであれ公表されることは、結果の公正さを担保することにつながる。事後に公表されることが分かっているならば、審査員もより真摯に職責を果たそうとすることも期待できる。

(3) 委託先について

担当課が、自ら実施する事業を、当該担当課に事務局を置く任意団体に委託して実施しているものが見られた。

そのような形態の委託の場合、実際に、委託を受ける任意団体が徳島県ではできない活動をしているのであれば、その必要性は肯認されよう。

ただ、委託した事業は、形式的には外部の任意団体が実施していることにはなるが、外形的には当該担当課が実施していると見える側面も有している。そして、実

質的に見ても、当該担当課が実施していると評価できるようなことになると、委託者と委託先が同一になり、事業を委託した者が委託された自分をチェックするという事態が発生する。

このような場合、事業の執行は適正になされたとしても、適正なチェックがなされていることについて十分な信頼が得られる体制になっていないと言われると、これを否定することはできない。

疑義を残さないためにも、担当課が自らの事業を、当該担当課に事務局を置く任意団体に委託することは、できる限り避けるようにすべきである。

(4) 再委託について

徳島県は、委託契約の方法について、平成18年3月14日管第750号で参考にできる書式を定めている。そこでは、「乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」としている。再委託は、原則禁止とし、例外的に書面により承諾した場合に認めることにしている。

一者随意契約は、任意に特定の者を選定してその者と契約するものであるところ、そのような契約であることを考えると、委託業務の大半を再委託することは許されないし、委託業務の本質的部分を委託することも許されない。つまり、一者随意契約の場合、再委託は、より一層、制限されるべきである。

しかし、今回調査した随意契約の中には、再委託の原則禁止という趣旨が軽んじられているのではないかと思われるものも見られた。その結果と言えるのかもしれないが、再委託先からの十分な資料が収集されていない結果になっているものがあった。

今後は再委託を承諾するか否かを検討する場合には、それが原則禁止されるものであることをまず念頭において、業務にあたっていただきたい。

また、再委託を例外的に許容できる基準の設定も検討するべきである（京都市では設定されているようである）。

(5) 金額の妥当性の確認

一者随意契約では、契約金額の妥当性を判断することは極めて難しい。

県としては、詳細な見積や実績報告を取得すべきところ、十分でないものが見られた。

民間企業であれば、通常は、詳細な資料を収集しているし、それが難しい場合でも他の取引事例や類似事例を探し出し、金額の妥当性を確認しようとしている。

徳島県においても、そのような方策もあることを念頭において業務にあたっていただきたい。

(6) 書類作成

ア 砂消しゴムでの訂正

徳島県文書規程第13条第1項第9号は、「金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に押印すること」とし、訂正方法を定めている。

これだけを見ると、重要部分の字句の訂正でなければ、任意の方法による訂正が認められていると見えなくもない。

しかし、砂消しゴムで訂正すると、いつ誰が訂正したのかまったく分からなくなる。当該訂正が、どのような経緯でなされ、どのような手続きを経てなされたものであるかが分からなくなる。砂消しゴムによる訂正を許容すると、万一不正に改ざんが行われた場合、その発見が困難になるし、逆に正当な訂正であった場合であっても、正当なものであることを裏付けることが困難になる。

砂消しゴムによる訂正を行うことを許容すること自体、不正な改ざんを生む温床になっていると言われても仕方のないことである。

砂消しゴムによる訂正は、許されない。

イ 鉛筆書きによる記載

鉛筆書きによる記載が不適切との規定等はない。

しかし、これが不適切であることは、作成した書類が後に公文書として残されるものであることを考えると、常識に属する部類のことである。鉛筆書きによる記載が可能になると、いつでもだれでも簡単にその記載内容を変更することができることになるからである。

鉛筆書きによる記載は、不適切である。

ウ 決裁日等の年月日の不記載

決裁日等の年月日の記載は、当該手続きが適正に行われたことを確認するための極めて重要な資料となる。この記載がないと、当該手続きがどのようになされたかが分からず、事業が適切になされたかどうかを確認する資料が欠けることになる。

決裁日等の年月日の不記載はなくさなければならない。

エ 書類作成の遅延

契約は双方が契約書に記名押印することによって確定するものである。契約書の作成が遅れ、トラブルが生じた場合には相手方との間で大きな問題ともなりかねず、県の信頼にも関わるものであるため、契約書は速やかに作成しなければならない。業務の完了承認書についても、速やかに交付すべきである。

2 総括

今回随意契約の資料をいくつも見て、簡単な随意契約を締結するだけでも相当な分量の書類を作成しなければならないことが理解できた。資料を見るだけで、担当者の業務量は多大なものであり、日々の業務がいかに大変なものであるかは、誰の目にも分かる。

そして、大半の随意契約においては、適切に業務が遂行されていることも確認できた。

ただ、第3章で取り上げたとおり、問題点も見られた。

前項(6)において取り上げた書類作成の問題のように、個々の担当者の自覚によって問題点を解決できるものもあるが、プロポーザル方式の基準の設定のように組織的な対応によって問題点を改善するほかないものもあった。

本報告書で取り上げた問題点について、叡智を集めて対応し、個々の業務をよりよく遂行できるようにしていただきたい。

